

令和5年 第3回定例会

青木村議会会議録

令和5年9月5日 開会

令和5年9月19日 閉会

青木村議会

令和五年

第三回〔九月〕定例会

青木村議会議録

令和五年

第三回〔九月〕定例会

青木村議会議録

令和5年第3回青木村議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月5日)

| | |
|---------------------------------|-----|
| ○議事日程 | 1 |
| ○出席議員 | 1 |
| ○欠席議員 | 2 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 2 |
| ○事務局職員出席者 | 2 |
| ○開会の宣告 | 3 |
| ○議事録署名議員の指名 | 3 |
| ○会期決定 | 3 |
| ○村長挨拶 | 4 |
| ○報告第1号及び報告第2号の上程、説明 | 1 1 |
| ○議案第1号の上程、説明 | 1 3 |
| ○議案第2号の上程、説明 | 3 4 |
| ○議案第3号の上程、説明 | 3 7 |
| ○議案第4号の上程、説明 | 3 9 |
| ○議案第5号の上程、説明 | 4 2 |
| ○議案第6号の上程、説明 | 4 4 |
| ○議案第7号の上程、説明 | 4 6 |
| ○青木村社会福祉協議会会計決算の報告 | 4 8 |
| ○監査報告 | 5 1 |
| ○議案第8号の上程、説明 | 5 2 |
| ○議案第9号の上程、説明 | 5 3 |
| ○議案第10号の上程、説明 | 5 4 |
| ○議案第11号の上程、説明 | 5 4 |
| ○陳情第1号の上程、説明 | 6 0 |
| ○散会の宣告 | 6 1 |

第 2 号 (9月7日)

| | |
|---------------------------------|-------|
| ○議事日程 | 6 3 |
| ○出席議員 | 6 3 |
| ○欠席議員 | 6 3 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 6 3 |
| ○事務局職員出席者 | 6 4 |
| ○開議の宣告 | 6 5 |
| ○議事日程の報告 | 6 5 |
| ○一般質問 | 6 5 |
| 居 鶴 貞 美 君 | 6 6 |
| 松 本 淳 英 君 | 7 6 |
| 塩 澤 敏 樹 君 | 8 7 |
| 平 林 幸 一 君 | 1 0 0 |
| 坂 井 弘 君 | 1 1 2 |
| 金 井 とも子 君 | 1 3 9 |
| 宮 入 隆 通 君 | 1 4 8 |
| ○総括質疑 | 1 5 4 |
| ○委員会付託 | 1 5 4 |
| ○散会の宣告 | 1 5 5 |

第 3 号 (9月19日)

| | |
|---------------------------------|-------|
| ○議事日程 | 1 5 7 |
| ○出席議員 | 1 5 7 |
| ○欠席議員 | 1 5 8 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 1 5 8 |
| ○事務局職員出席者 | 1 5 8 |
| ○開議の宣告 | 1 5 9 |
| ○議事日程の報告 | 1 5 9 |
| ○委員長審査報告 | 1 5 9 |
| ○報告第1号の質疑 | 1 6 2 |
| ○報告第2号の質疑 | 1 6 3 |

| | |
|---------------------------|-------|
| ○議案第 1 号の質疑、討論、採決 | 1 6 3 |
| ○議案第 2 号の質疑、討論、採決 | 1 6 5 |
| ○議案第 3 号の質疑、討論、採決 | 1 6 6 |
| ○議案第 4 号の質疑、討論、採決 | 1 6 6 |
| ○議案第 5 号の質疑、討論、採決 | 1 6 7 |
| ○議案第 6 号の質疑、討論、採決 | 1 6 8 |
| ○議案第 7 号の質疑、討論、採決 | 1 6 8 |
| ○議案第 8 号の質疑、討論、採決 | 1 6 9 |
| ○議案第 9 号の質疑、討論、採決 | 1 7 0 |
| ○議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 1 7 2 |
| ○議案第 1 1 号の質疑、討論、採決 | 1 7 3 |
| ○陳情第 1 号の質疑、討論、採決 | 1 7 8 |
| ○閉会の宣告 | 1 8 0 |
| | |
| ○署名議員 | 1 8 1 |

令和 5 年 9 月 5 日（火曜日）

（第 1 号）

令和5年第3回青木村議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和5年9月5日（火曜日）午前9時開会

- 日程第 1 議事録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第 1号 健全化判断比率について
- 日程第 4 報告第 2号 資金不足比率について
- 日程第 5 議案第 1号 令和4年度青木村一般会計決算の認定について
- 日程第 6 議案第 2号 令和4年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第 3号 令和4年度青木村別荘事業特別会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 4号 令和4年度青木村介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第 5号 令和4年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第10 議案第 6号 令和4年度青木村簡易水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第 7号 令和4年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第 8号 青木村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第 9号 青木村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 教育委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第11号 令和5年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第16 陳情第 1号 「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情書について
- 日程第17 一般質問

出席議員（10名）

1番 松本 淳英 君

2番 塩澤 敏樹 君

3番 平林 幸一 君

4番 宮入 隆通 君

5番 坂井 弘 君

6番 松澤 正登 君

7番 金井 とも子 君

8番 宮下 壽章 君

9番 沓掛 計三 君

10番 居鶴 貞美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------------------|----------|------------------------------------|----------|
| 村 長 | 北村 政夫 君 | 教 育 長 | 沓掛 英明 君 |
| 参 事 兼 総務企画課長 | 片田 幸男 君 | 商工観光移住 課 長 | 小林 利行 君 |
| 住民福祉課長 | 小根沢 義行 君 | 会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管 理 監 | 奈良本 安秀 君 |
| 建設農林課長 | 稲垣 和美 君 | 保 育 園 長 | 成沢 亮子 君 |
| 総務企画課 課長補佐兼 事業推進室長 | 塩澤 和宏 君 | 総務企画課 企画財政係長 | 金井 大介 君 |
| 住民福祉課 課長補佐兼 保健衛生係長 | 早乙女 敦 君 | 商工観光 移住課住長 商工観光移 住 係 | 宮澤 俊博 君 |
| 総務企画課 課長補佐兼 総務係長 | 小林 宏記 君 | 代表監査委員 | 内藤 賢二 君 |

事務局職員出席者

事 務 局 長 片田 幸男

事 務 局 員 小林 宏記

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（松澤正登君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和5年第3回青木村議会定例会を開催いたします。

◎議事録署名議員の指名

○議長（松澤正登君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第115条の規定により、4番、宮入隆通議員、8番、宮下壽章議員を指名いたします。

◎会期決定

○議長（松澤正登君） 日程第2、会期決定について議題とします。

お諮りします。

去る8月30日、議会運営委員会において、本定例会の会期は本日5日から20日までの16日間と決定されましたが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松澤正登君） 異議なしと認めます。

よって、会期は9月20日までの16日間と決定しました。

日程について、事務局より日程表をお配りします。

日程について申し上げます。

本日5日は開会、議案説明のみで散会といたします。6日水曜日は議案審査のため休会、7日木曜日は一般質問と令和4年度一般会計及び特別会計、企業会計の決算についての総括質疑、委員会付託を行います。8日から10日は議案審査及び休日のため休会、11日月曜日は総務建設産業委員会の委員会審議、12日火曜日は社会文教委員会の委員会審議、13日から18日は議案審査及び休日のため休会、19日火曜日は委員会報告・審議・採決、20日水曜

日は審議・採決の日程といたします。

◎村長挨拶

○議長（松澤正登君） ここで村長より挨拶があります。

北村村長。

○村長（北村政夫君） おはようございます。

本日、令和5年第3回青木村議会9月定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆さんには御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今年も非常に暑い夏でございました。気象庁が発表いたしました長期予報によりますと、9月から11月にかけての3か月間も、地球温暖化やエルニーニョ現象などの影響で、広い範囲で気温が平年よりも高い傾向が予想されています。特に9月は、東日本や西日本を中心に残暑が長引く見通しです。また、記録的な猛暑に加えまして、雨が少ない状況が続いており、農作物への影響が大変心配な状況です。今週は雨を少し期待したいと思います。

78回の終戦記念日を迎えた8月15日に、全国戦没者追悼式が日本武道館で開かれ、天皇、皇后両陛下や岸田文雄首相、戦没者遺族らが参列し、戦争で犠牲となった約310万人を追悼いたしました。天皇陛下は、「過去を顧み、深い反省の上に立って、再び戦争の惨禍が繰り返されぬことを切に願い、戦陣に散り戦禍に倒れた人々に対し、全国民と共に、心から哀悼の意を表し、世界の平和と我が国の一層の発展を祈ります」とお言葉を述べられました。

岸田首相は、ロシアによるウクライナ侵攻が1年半にわたる緊迫する国際情勢を巡って、「戦争の惨禍を二度と繰り返さない。この決然たる誓いを今後も貫いていく」とし、国際社会と協力していく姿勢を示しました。私は、戦前に生まれた戦争の悲惨さを少しでも知っている者として、若い人たちにそれを伝えていく責務があると思っております。

少子化問題について、国では静かなる有事と捉え、ようやく異次元の対策を開始いたしました。具体的には児童手当のアップや出産費用の支援などであります。

現在、20歳から40歳の女性層は1,297万人いますが、20年後は1,007万人と290万人減少することになります。また、男性の職の不安定化と貧困化が主な原因で、50歳時点での未婚率は30%近くに達し、経済的な理由で結婚に踏み切れないのではと思われます。女性人口や婚姻率の低下は、当然のことながら少子化に大きな影響を及ぼします。国は少子化の本質を見

極めるべきではないでしょうか。

村内の歯科医療と口腔衛生の向上に大変大きな業績を残された宮原信之先生が、8月23日に御逝去されました。穏やかで優しく、皆に慕われる方でした。先生は、昭和43年から55年の長きにわたり、村唯一の歯科医として、小学校や中学校の校医をはじめ、地域の歯科医療に御尽力をいただきました。上田小県歯科医師会では要職を務められ、指導的な役割を果たしてこられました。また、村の長期振興計画や福祉・介護・健康などに関する諸計画の策定に、委員として御参加をいただきまして、適切な御指導をいただけてきました。心より御冥福をお祈り申し上げます。

今年は、大正12年、南関東を中心に発生いたしました関東大震災から100年目を迎えます。この震災は、首都圏や周辺地域に甚大な被害を起し、当時、そしてその後の社会へも非常に大きな影響を与えました。この震災を教訓として、災害を防ぐための知識や心構えを広く国民に理解してもらうことを目的とし、発生日の9月1日が「防災の日」に制定されました。

牛伏寺断層は、松本市と塩尻市を通る活断層で、将来活動確率は25%と、国内の内陸部では最も高く予測されています。隣接する青木村でも、台風などと違い予測できない地震等にしっかりと最悪の事態を想定し、その対策や対応に備えていかなければならないと考えております。

5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられてから、4か月余りが経過いたしました。上田圏域の感染状況は、5類に変更以降、しばらく急激な感染拡大傾向は見られず、比較的安定した状況が続いておりましたが、7月以降、徐々に感染者数が増加し、8月21日から27日の1週間の感染者数は、前週の1.2倍、1か月前の約1.8倍にもなり、県は8月29日、全県に医療警報を発出いたしました。これは、5類移行後初めての夏を迎え、花火大会や夏まつり等のイベントが再開されるなど、人と人とが接触する機会が増えたことが原因であると思われます。

村では、5月以降実施してきました65歳以上の高齢者の方等を対象としたワクチンの春・夏接種に引き続き、9月下旬から、初回接種を終了した方を対象に、現在流行の主流となっておりますオミクロン株のXBB対応ワクチンを使用し、秋・冬接種を開始し、体育館での集団接種を予定しております。

村民の皆様には、引き続き自らの判断による自主的な感染予防への対応に御配慮いただくとともに、村といたしましても、今後コロナへの感染に心配のある方が安心して日常生活を送ることができるよう、必要な感染対策等に取り組んでまいります。

9月1日、株式会社竹内製作所青木工場が操業開始いたしました。待ちに待ったこの日でした。村にとってこの工場は、産業拡大、地域経済の底上げ、雇用や税収の増につながり、ひいては移住・関係・交流人口の増による村の活性化を実現させる世紀のプロジェクトであります。

村民や村議会の皆さんの御要望は、その多くが財源を伴います。財政力指数0.22と県内市町村の中でも下位の青木村にとって、財源の確保は喫緊の課題であり、そのため企業誘致を積極的に努めてまいりました。

企業誘致を実現するための大きな課題は、企業の進出があるか、用地の確保ができるか、農業の規制解除ができるかの3つであります。今回、それぞれの課題解決に向け、関係する皆さんの協力が得られましたことから、面積、操業開始時期など、緒元が竹内製作所の希望に添う形で進められてきました。竹内製作所は、県下でもトップクラスの小型建設機械メーカーです。その製品のほとんどが輸出されているアメリカやヨーロッパで、メイドイン青木の製品が活躍することになります。村議会ははじめ多くの関係者の皆さんの御協力を心から感謝申し上げます。

操業開始に当たりまして、竹内製作所さんから、村が行った工場敷地造成や周辺道路整備等の協力、そして予定どおりの期日に操業開始ができたことに対するお礼として、2億円の御寄附のお申出をいただき、大変ありがたいことであります。今議会の補正予算に計上させていただきます。

東急グループが殿戸の五島慶太生家跡地に、焼け残った古材を生かして生家そのままの姿で復元した建物「東急グループ慶太塾」の竣工式が、8月2日に行われました。この塾の意図するところは、「東急グループ各企業の役職員が当塾に集い、時代を越えて若かりし慶太と同じ空気を吸い同じ景色を見ながら語り合い、その創業者精神を自らの心に宿す、まさに東急グループの拠り所そのものである。」と設立趣意書にうたわれております。竣工式には、現場で建築工事に携わりました村内の工事関係者の皆さんも、たくさんお招きをいただきました。

道の駅あおきのお盆期間中の状況についてでございますが、来客数7,750人、売上げ946万円余、農産物直売所、味処こまゆみ、恋渡屋ともに、この時期過去最高の活況でございました。それぞれの特性を持った3施設の相乗効果により、多様なニーズに応えることができたのではないかと思います。

今年の夏も、たくさんの観光客の方に青木村にお越しいただきました。その中の村と御縁

のある埼玉の企業が企画いたしました長野県青木村一泊体験ツアーでは、10組20名の親子の方に村内で様々な体験をしていただきました。参加された皆さんのアンケートには、「義民太鼓や昆虫資料館、座禅体験、温泉の素晴らしさに加え、村の人たちの温かさに感動した旅でした」など、たくさんのうれしい感想が書かれておりました、改めて村を誇りに思いました。

9月の第3月曜日は、多年にわたり社会に尽くした御高齢者を敬愛し、長寿を祝う敬老の日であります。村では今年も敬老祝賀会事業といたしまして、9月13日に、対象の高齢者の方30名のお宅を訪問いたしまして、お祝いさせていただきます。

さきの6月定例会閉会后、本日までの主な行事の報告をいたします。

コロナ禍が落ち着き、多くの会議や行事の開催が4年ぶりに復活するなど、村ににぎやかさが戻りつつあります。

6月16日、青木小学校の150周年記念音楽会が開催されました。明治6年に村内に学校ができてから、今年で150周年となりました。戦後の新しい青木小学校となってからは、6,042人の卒業生を送り出してきました。美しい合唱や演奏を聞きながら、誇りある青木小学校の伝統を守り、50年後の後輩たちに確かな青木村をバトンタッチしていかなければならないと思いました。

6月17日、4年ぶりの東京青木会総会・集う会が東京上野で開催され、金井とも子前議長と参加してまいりました。久しぶりの会合で大いに盛り上がり、メンバーの皆さんからは故郷を思う熱いメッセージをたくさんいただいております。

6月18日、青木村消防ポンプ操法大会並びに青木村消防ラップ吹奏大会が、青木村運動公園総合グラウンドで開催されました。村の団員の皆さんは、少ない人数の中で各競技に全力で取り組み、日頃の訓練成果が発揮された大会となりました。

7月2日には、消防ポンプ操法上小大会並びに上小ラップ吹奏大会が、青木村運動公園総合グラウンドを会場に開催されました。ラップ団体の部では、38年ぶりの優勝という快挙を成し遂げ、審査講評の中で芸術の世界と音楽性を高く評価していただきました。

さらに、7月23日、長野県消防学校で行われました長野県消防ポンプ操法大会・長野県消防ラップ吹奏大会に上小地区代表として出場し、健闘いたしました。また、村の夏まつりには、雨の中にもかかわらず、見事な演奏を披露していただき、その心意気に感激いたしました。

6月22日、青木村総合教育会議を行いました。この日は、教育委員さんたちと一緒に、青

木保育園、青木小学校、青木中学校の全ての学級を訪問し、授業を参観しました。0歳から15歳までの子供たちの成長の様子と、それぞれの先生方が様々に工夫して授業や活動を盛り上げようとされている様子を感じ取ることができ、コロナ禍も落ち着いた中、日頃の先生方の熱意と努力がよく分かりました。

7月8日、青木小学校の自転車クラブが、長野県運動公園総合体育館で行われました交通安全子供自転車長野県大会に出場いたしました。日頃の練習の成果を十分発揮し、団体で準優勝、個人では1位というすばらしい成績を収め、私たちも元気をもらいました。

7月12日、13日、国民保養温泉地協議会総会が青木村で開催され、記念講演や村の取組事例発表、意見交換などが行われました。全国の有名温泉地の皆さんに、田沢温泉、沓掛温泉の泉質の良さを知っていただくことができ、有意義な会合となりました。

7月14日、千曲バス社長との懇談を行いました。運送業の働き方改革の中で、バスの運転手さんの労働環境の厳しさと定時性を持った運行の大変さを伺いました。

7月20日から21日にかけて、上田地域広域連合正副連合長行政視察で静岡県浜松市を訪問し、消防など公共施設を視察してまいりました。人口に対する消防団員の割合は、浜松市が0.28%、上田市が1.08%、それに対し青木村は5.85%という高さであります。消防団員が減少する中、入団していただいている青木村消防団員の皆さんに、改めて感謝の念が湧いてまいりました。

8月5日、4年ぶりの夏まつりを開催いたしました。今年は、交通安全や猛暑の影響を考慮いたしまして内容を一部変更し、総合グラウンドのみを会場として実施いたしました。各地区のみこしや踊り連の皆さんが元気よくグラウンドを周回し、子供たちの夏の思い出の1ページになったのではないかと思います。

また、悪疫退散と先祖への鎮魂を祈願して打ち上げた花火大会では、夜空を彩る美しい光と音のショーを楽しみながら、家族や友人の皆さんと感動を共有していただいたのではないのでしょうか。来年は世の中が平和で経済情勢が回復する中での開催を期待したいと思います。

8月8日、県議会農政林務委員会への陳情がありました。青木村からは、水田活用の直接支払交付金の交付対象要件の見直しについてと生産資材等価格高騰対策に関する支援について、2点を要望いたしました。

さて、本9月議会は決算議会であります。まず、令和4年度の青木村決算状況について申し上げます。

一般会計につきましては、歳入総額32億8,852万8,880円、歳出総額29億5,719万2,810円、

歳入歳出差引額 3 億3,133万6,070円、繰越明許費繰越額は 1 億4,612万4,000円、実質収支は 1 億8,521万2,070円の黒字となりました。

また、特別会計につきまして、国民健康保険、別荘事業、介護保険、後期高齢者医療特別会計については、いずれも黒字決算となり、健全な財政運営が行えました。

公営企業につきましては、簡易水道、特定環境保全公共下水道事業について、昨年度に引き続き、経営利益を計上することができました。

一般会計の主な歳入について申し上げます。

村税は、前年度より2,093万8,000円増の 4 億2,295万9,000円で行いました。地方交付税は、前年度より2,628万8,000円減の17億3,715万6,000円。歳入合計の構成比は52.8%となっており、依存財源として高い状況にあります。3の国庫支出金は、地方創生臨時交付金は6,007万2,000円の増でしたが、子育て世帯臨時特別給付金6,378万9,000円の減、新型コロナワクチン接種体制確保事業費国庫補助金が2,596万7,000円減、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付事業費補助金が2,688万2,000円の減等によりまして、前年度より6,746万7,000円の減、3億6,629万3,000円でした。寄附金は、遺贈いただいた寄附金641万8,000円を含め、前年度より959万3,000円増の2,067万3,000円でした。村債は、前年度より7,530万円減の6,630万円で行いました。

次に、主な歳出について申し上げます。

総務費は、財政調整基金積立金や公共施設整備基金積立金の皆減等によりまして、前年度より 2 億2,186万4,000円の減。民生費は、子育て世帯臨時特別給付金事業の皆減等によりまして、前年度より4,949万5,000円の減。土木費は、橋梁点検・長寿命化修繕計画策定業務の減等によりまして、前年度より8,294万2,000円の減で行いました。

その他、主な事業内容につきましては、決算附属資料を御覧いただきたいと思います。

次に、積立金についてでございますが、遺贈いただきました寄附金641万8,000円を福祉事業基金へ、その他、情報通信関連事業基金等、今後の事業計画からそれぞれ積立てを行い、現在の基金現在高は総額で22億6,461万6,000円となり、前年度比で1,645万5,000円の増となりました。

次に、健全化判断比率及び資金不足比率についてでございますが、まず、健全化の判断比率につきまして、並びに公営企業の経営状況を判断する資金不足比率について、法律に基づき算定した結果、算定はありませんでした。実質公債費比率は7.5%、昨年度比0.4%の増でございます。

今後も緊急防災・減災事業費や防災対策事業費、上水道事業費の償還が始まること、また、借入金も予定しておりますことから、ここ数年は比率が上昇することが予想されます。

経常収支比率についてでございますが、経常収支比率とは、使途を制限されない経常的な収入に対する経常的な支出の割合であります。この比率が低いほど自由に使える財源があり、財政にゆとりがあることを示す指標です。令和4年度の経常収支比率は78.7%となり、前年比2.7%の増となりました。

次に、財政力指数について申し上げます。財政力指数につきましては、3か年平均で0.22と、前年度比0.01の減となりました。前年度の県内町村の財政力指数の平均は0.33であり、平均より0.11%低い状況でございます。

全体といたしまして、公債費に係る比率が若干伸びておりますが、全て国の定める制限基準を大幅に下回る比率であり、財政状況及び公営企業の経営状況共に健全な財政運営が示されており、令和4年度全体といたしまして、健全財政であると判断できる決算とすることができました。これは、議員皆様の御支援によるものでございまして、御協力に厚くお礼を申し上げます。

一般会計の主な決算状況について説明いたしましたが、特別会計、公営企業会計につきましては、担当課長から説明をさせていただきます。

去る9月1日に、村の監査委員の内藤賢二代表監査委員、宮下壽章監査委員から、令和4年度青木村各会計歳入歳出決算ついて、意見書を頂きました。この審査に当たりまして、両監査委員には長い時間をかけて慎重な御審査をいただいたことに、また、適切な御意見をいただきました。誠にありがとうございました。今後は、いただきました御意見を職員共々真摯に受け止めさせていただきます。村民サービスと住民福祉の向上につながる行財政運営に努めてまいります。

次に、令和5年度一般会計の補正予算について、その概要を申し上げます。

一般会計第3号補正予算は、歳入歳出それぞれ3億1,922万6,000円を追加いたしまして、総額を33億1,148万円といたします。

令和5年度9月補正予算におけます一般会計の主な事業は、以下のとおりでございます。

まず、歳入について申し上げます。

災害関係で青木の森1号線1,860万円の増、次に、価格高騰特別対策支援事業費342万円の増、県の子育て世帯生活支援特別給付金164万9,000円の増、次に農林水産関係であります。松林の健全化推進事業287万円の増、保全松林健全化整備事業補助金2,240万7,000円、

森林づくり推進支援金事業補助金199万円の増でございます。一般寄附として、竹内製作所様より2億円の増でございます。基金の繰入れでございますが、森林環境譲与税基金494万7,000円の増、それから繰越金でございますが、前年度繰越金が4,863万8,000円の増、村債につきまして、公共土木災害の復旧事業債、これは青木の森1号線に係るもので930万円の増でございます。

次に、歳出につきまして申し上げます。

まず1番であります、役場のエントランスホールの壁の修繕費300万円の増、積立金といたしまして、公共施設整備基金の積立金2億円の増、次に長野県の価格高騰特別対策事業として、住民税の所得非課税の世帯に対しまして300万円の増、1世帯2万円の支援でございます。次に、長野県子育て世帯生活支援特別給付金、これは住民税所得割非課税世帯の児童1人に対しまして120万円の増。

次に林業関係であります。保全松林健全化整備事業3,201万円の増、松林健全化推進事業574万円の増、森林づくり推進支援金事業268万円の増、森林環境譲与税494万7,000円の増であります。

次に観光関係でありますけれども、大法寺第2駐車場のトイレの改修費660万円の増、当郷区岡石地区の交通安全対策事業で500万円の増、委託料でございますが、これも岡石に係る測量、交通量調査等で270万円の増。図書館費でございます。駐車場の造成工事に260万円の増、道路関係の調査設計業務で757万5,000円の増、災害関係で青木の森1号線で3,500万円の増でございます。

以上、補正予算の内容を説明させていただきました。

詳細につきましては、教育長並びに担当課長から説明をいたしますので、御審議の上、御議決いただきますようお願いを申し上げます、挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松澤正登君） 村長の挨拶が終わりました。

◎報告第1号及び報告第2号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第3、報告第1号 健全化判断比率について、日程第4、報告第2号 資金不足比率についてを議題として、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、まず、報告第1号について御説明申し上げます。

健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度の健全化判断比率について別紙のとおり報告する。

令和5年9月5日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をお願いいたします。

令和4年度健全化判断比率報告書。

実質赤字比率につきましては、普通会計、本村におきましては一般会計と別荘事業特別会計を対象としました基準財政規模に対する実質赤字の比率となりますが、赤字が生じていないため、比率は算定されませんでした。

次に、連結実質赤字比率につきましては、公営企業会計を含む全ての会計を対象とした標準財政規模に対する実質赤字の比率となりますが、資金の不足が生じていないため、比率は算定されませんでした。

次に、実質公債費比率につきましては、普通会計が負担する標準財政規模に対する元利償還金及び準元利償還金の比率となります。公営企業会計に対する元利償還金の増額や、平成29年度から令和元年度に借入れした起債の据置期間が終了し、元金の償還が始まったことにより、単年度では7.7%で、前年度と同率になりましたが、指標となる3か年平均では、前年度から0.4%増の7.5%となりました。

続いて、将来負担比率につきましては、公社や第3セクター等の出資法人に係る全てを含め、地方債、職員の退職金、連結実質赤字など、普通会計が将来にわたり負担すべき実質的な負債額に対して、地方交付税で措置される見込み額や財政調整基金積立金をはじめとする充当可能財源等額が将来負担額を上回ったため、将来負担率は算定されませんでした。

なお、下段の国の基準数値は、早期健全化基準を記載しています。いずれの数値も、早期健全化基準を下回り、良好な状況でございます。

報告第1号については、以上となります。

続いて、報告第2号について御説明申し上げます。

資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度の各公

営企業における資金不足比率について、別紙のとおり報告する。

令和4年9月5日提出、青木村長、北村政夫。

こちら裏面をお願いいたします。

令和4年度資金不足比率報告書。

公営企業の経営状況を判断する比率であり、青木村で対象となる会計は、簡易水道事業会計、特定環境保全公共下水道事業会計の2会計であります。いずれの会計におきましても、資金不足額は生じていないため、比率は算定されない結果となっております。

なお、備考欄に記載されている金額は、それぞれの会計における事業の規模、営業収益の額から受託工事収益の額を差し引いた額を記載してございます。

以上、報告第2号について御説明申し上げます。

◎議案第1号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第5、議案第1号 令和4年度青木村一般会計決算の認定についてを議題として、提案者の説明を求めます。

奈良本会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、令和4年度の各会計決算の説明をさせていただきます。

一般会計、特別会計ともに数値の朗読をもつての説明は記載のとおりでございますので、できるだけ簡略化させていただきます。また、決算書は見開きの2ページで1つの表となっておりますので、説明では左ページでお示ししますので、よろしく願いをいたします。

それでは、決算書の目次の次のページ、一般会計特別会計歳入歳出決算総括表をお開きください。

令和4年度青木村全会計の総括表でございます。

各会計の収入済額、支出済額の構成割合について御説明申し上げます。

歳入の収入済額の構成割合は、一般会計72.7%、国民健康保険特別会計13.2%、別荘事業特別会計0.5%、介護保険特別会計12.1%、後期高齢者医療特別会計1.5%、収入済額の合計45億2,348万2,727円は、前年度対比マイナス3.5%、1億6,372万5,324円の減になります。

次に、歳出でございますが、支出済額の構成割合は、一般会計71.2%、国民健康保険特別会計13.6%、別荘事業特別会計0.5%、介護保険特別会計13.1%、後期高齢者医療特別会計1.6%、支出済額合計41億5,595万4,256円は、前年度対比マイナス6.8%、3億124万2,050円の減になります。

それでは、議案第1号 令和4年度青木村一般会計決算について御説明申し上げます。

2ページをお開きください。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

村税12.9%、不能欠損額は102万2,038円、収入未済額は1,413万4,186円でございます。地方譲与税1.2%、利子割交付金の構成割合は出てまいりません。配当割交付金0.1%、株式等譲渡所得割交付金の構成割合は出てまいりません。法人事業税交付金0.1%、地方消費税交付金3.0%、自動車環境性能割交付金0.1%、地方特例交付金0.1%、地方交付税52.8%、分担金及び負担金1.0%、152万9,353円の収入未済額が出てまいりますが、保育料でございます。使用料及び手数料2.4%、1,404万5,480円の収入未済額が出てまいりますが、通信放送サービス利用量及び住宅使用料でございます。

4ページにまいりまして、国庫支出金11.1%、県支出金4.8%、財産収入0.3%、寄附金0.6%、繰入金0.1%、繰越金5.7%、諸収入1.7%、村債2.0%でございます。

歳入合計32億8,852万8,880円、前年度対比マイナス4.8%、1億6,445万8,536円の減でございます。

6ページをお開きください。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

議会費1.3%、総務費22.7%、民生費25.6%、衛生費7.7%、農林水産業費6.9%、商工費3.4%、土木費11.9%、消防費4.7%、教育費9.8%、災害復旧費は支出がございませんでした。

8ページにまいりまして、公債費6.0%、予備費、支出はございませんでした。

歳出合計で29億5,719万2,810円、前年度対比マイナス9.4%、3億855万9,433円の減でございます。

歳入歳出差引残高は3億3,133万6,070円、執行率は91.2%、歳入総額に対します残高割合は10.1%になります。

12ページをお開きください。

歳入の決算事項別明細書でございますので、節の収入済額を中心に申し上げます。

款1 村税、新型コロナウイルス感染症等に係る減免措置の終了等により、前年度対比プラス5.2%で、2,093万7,785円の増でございます。現年・滞繰合計での徴収率ですが、項1 村民税97.8%、収入未済は48万3,133円の増でございます。

項2 固定資産税95.4%、収入未済は19万2,200円の減。

項3 軽自動車税92.7%、収入未済は21万3,200円の増。

項4 村たばこ税、前年度対比プラス7.7%、183万7,394円の増。

項5 入湯税、前年度対比プラス43.6%、54万1,650円の増となっております。村税全体での徴収率は96.5%でございます。

款2 地方譲与税、前年度対比プラス2.4%、92万3,000円の増となっております。

項1 地方揮発油譲与税は、前年度より35万6,000円の減。

項2 自動車重量譲与税は、前年度より4万7,000円の減でございます。

14ページ、項3 森林環境譲与税は、設置から4年目となり、前年度より132万6,000円の増でございます。

款3 利子割交付金、前年度対比マイナス44.7%、13万6,000円の減。

款4 配当割交付金、前年度対比マイナス13.9%、32万9,000円の減。

款5 株式等譲渡所得割交付金、前年度対比マイナス42.2%、107万円の減。

款6 法人事業税交付金、前年度対比プラス58.0%、176万6,000円の増。

款7 地方消費税交付金、前年度対比プラス1.9%、185万2,000円の増。

款8 自動車税環境性能割交付金、前年度対比マイナス3.7%、8万円の減。

16ページにいきまして、款9 地方特例交付金、前年度対比マイナス76.1%、1,096万8,000円の減となっております。

項1 地方特例交付金は、前年度より88万5,000円の減。

項2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、新型コロナ関連で固定資産税の減免措置が終了したことにより、前年度対比マイナス97.1%、1,008万3,000円の減でございます。

款10 地方交付税は、前年度対比マイナス1.5%、2,628万8,000円の減。内訳は、普通交付税で1,680万1,000円の減、特別交付税で948万3,000円の減でございます。

款11 交通安全対策特別交付金は、収入がございませんでした。

款12 分担金及び負担金、前年度対比マイナス15.1%、568万6,638円の減でございます。

項1 分担金、目1 農林水産業費分担金は、当郷区中村水路の改修に伴うものでございます。

18ページ、項2負担金、目1総務費負担金、節1高速情報通信サービス負担金は、放送サービス加入負担金で3件分。節2地方創生推進交付金事業実施負担金は、小県御当地そば協議会の実施事業に充てたもので、長和町からでございます。

目2民生費負担金、節1社会福祉費負担金は、備考のとおり。節2児童福祉費負担金及び節3滞納繰越金は保育料で、合計では前年度より300万1,913円の減となっております。収入未済額は、現年・滞納繰越分合わせまして152万9,353円で、前年度対比23万7,570円の減でございます。

目3衛生費負担金、節1保健衛生費負担金の未熟児療育医療受給者負担金は、国2分の1、県4分の1、残りを村と本人で負担するもので、3名分でございます。節2上水道比負担金及びその下、目4土木費負担金、節2公共下水道費負担金は、企業会計化した両会計の人件費について、一般会計で支出したものの負担金分でございます。

款13使用料及び手数料、前年度対比マイナス0.1%、5万4,536円の減でございます。

項1使用料、目1及び節1の総務使用料、村営駐車場使用料の内訳は、個人分で5名10万8,000円、それから青木区、商工会それぞれ3万2,115円となっております。村営バス運行収入は、前年度対比2万110円の減でございます。節2現年度分高速情報通信サービス使用料は、前年度より通信サービスで24万1,600円の減、放送サービスで1万8,000円の減。節3滞納繰越分、高速情報通信サービス使用料は、前年度より通信サービスで11万5,700円の減、放送サービスで3万円の増となっております。

なお、収入未済額の内訳は、現年度分が76万600円で、6,100円の増、滞納繰越分が339万2,000円で、43万8,700円の増でございます。節4光ケーブル使用料、前年度より32万6,040円の増でございます。

目2商工使用料、節1観光施設使用料、キャンプ場使用料は、前年度より16万6,800円の増、昆虫資料館使用料も4万4,920円の増、合計でプラス19.5%の増でございます。

20ページ、目3土木使用料、教員住宅、校長住宅、村営住宅、若者定住促進住宅に係るもので、前年度対比マイナス1.8%、56万7,380円の減でございます。

なお、収入未済額は、合計で989万2,880円で、前年度対比プラス18.6%、154万8,480円の増となっております。

目4教育使用料、節1保健体育使用料91万8,671円は、前年度より10万5,646円の増。節2会館使用料9万8,574円は、前年度より4,872円の減。節3美術館使用料87万8,480円は、前年度より11万1,690円の増でございます。

項2手数料は、前年度対比プラス4.9%、12万2,030円の増でございます。目1総務手数料、節3総務管理費手数料、広告宣伝通信手数料は、情報電話の広告宣伝に係るもので、前年度より2万8,000円の増でございます。目2衛生手数料、犬の新規登録手数料11頭分、注射済票交付手数料250頭料、一般廃棄物処理業等許可申請手数料は10件分でございます。目3土木手数料は、備考のとおりでございます。

款14国庫支出金、前年度対比でマイナス15.6%、6,746万6,879円の減でございます。

項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金、介護給付訓練等給付費負担金は226万8,173円の増。

22ページにいきまして、節2児童福祉費負担金、児童手当負担金は144万円の減。節3保険基盤安定負担金につきましては、国保税の軽減分のうち2分の1を国で見いただくもので、ほぼ前年度並みで7,317円の増でございます。

目2衛生費国庫負担金、未熟児療育医療事業負担金は26万7,513円の増、新型コロナワクチン接種体制確保事業費国庫負担金は1,480万5,538円の減でございます。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費補助金、社会保障税番号制度システム整備費補助金は433万2,000円の増、地方創生推進交付金は主に五島慶太未来創造館を拠点とした取組に係るもので246万9,668円の減、地方創生臨時交付金は主に物価高騰対策のための生活応援券配布事業、保・小・中給食費軽減事業、保育園未満児保育室増築事業等に係るもので、通常分、原油価格・物価高騰対応分、重点支援分合わせまして1億5,709万円で、6,007万2,000円の増でございます。節2村営バス運行管理費補助金は、地域公共交通確保維持事業補助金で188万3,000円の減。節6マイナンバーカード交付事務費補助金は、115万1,000円の増でございます。節7デジタル基盤改革支援補助金は、マイナポータルシステムの改修に係るもので、新設より皆増でございます。

目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金、介護保険事業費補助金は、33万7,000円の減、その下、障害者地域生活支援事業補助金は、13万7,000円の増でございます。節2児童福祉費補助金は、子育て世帯等への臨時特別給付金事業等の減により、7,115万5,440円の減でございます。

24ページ、目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金、合併処理浄化槽設置補助金11万円は、5人槽1基分の補助。新型コロナワクチン接種体制確保事業国庫補助金は、1,464万458円の減でございます。目4土木費国庫補助金、節2住宅費補助金、社会資本整備総合交付金66万4,000円は、公営住宅の長寿命化計画策定に係るものでございます。目5

教育費国庫補助金、新型コロナに関する事業の補助金、情報通信環境施設・機器整備費補助金等の減により、前年度対比で200万5,965円の減でございます。

項3委託金、目1総務費委託金は、昨年度は国政選挙が参議院議員選挙の1回のみであったことから、1,319万193円の減でございます。

26ページ、目2民生費委託金は、備考のとおりでございます。

款15県支出金、前年度対比マイナス2.9%、441万1,151円の減でございます。

項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費負担金3,053万1,705円は、介護給付訓練等給付費負担金の減により93万2,082円の減でございます。節2児童福祉費負担金、児童手当負担金が4万3,169円の増によるもの。節3保険基盤安定負担金は、税の軽減分のうち4分の1を県で見えていただくもので、45万1,209円前年度より増となっております。目2衛生費県負担金は、備考欄のとおりでございます。

項2県補助金、目1民生費県補助金、節1社会福祉費補助金は、生活困窮世帯緊急支援事業費補助金の新設等により、380万5,250円の増でございます。

28ページ、節2児童福祉費補助金は、乳幼児・児童医療費給付補助金及び母子・父子家庭医療費給付補助金等の増により、154万8,000円の増でございます。目2衛生費県補助金、合併処理浄化槽設置補助金は、1基分の補助金。目3農林水産業費県補助金、節1農業費補助金は、直接支払推進事業費補助金及び地籍調査事業補助金の増により、445万7,574円の増でございます。節2林業費補助金は、保全松林健全化整備事業補助金の増加により、289万8,400円の増でございます。

目4土木費補助金、30ページにいきまして、節1住宅費補助金は、備考のとおりでございます。目5教育費県補助金、節3教育費補助金、備考のとおりでございます。

項3委託金、目1総務費委託金は、県知事及び県議会議員選挙があったことにより、選挙費委託金の増で261万4,912円の増でございます。目2民生費委託金、目3農林水産業費委託金は、備考のとおりでございます。

款16財産収入、前年度対比マイナス35.8%、532万9,514円の減でございます。

項1財産運用収入、目1財産貸付収入は、中部電力やNTT東日本への電柱敷地料及び占有料に係るものが主なものでございます。目2節1利子及び配当金は、基金の運用益でございます。

款17寄附金、前年度対比プラス86.6%、959万3,277円の増でございます。

項1寄附金、目1一般寄附金では、一般寄附金が142万3,316円の増、青木村ふるさと応

援寄附金が24万8,000円の減でございます。

32ページ、目2民生費寄附金、節1社会福祉費寄附金は、遺言公正証書に基づき御寄附を頂いたものでございます。目3教育費寄附金、節1図書館費寄附金は、株式会社ピーアンドディコンサルティング、青木運輸倉庫株式会社、株式会社キャステック様から、節2奨学資金寄附金は、当郷第6の山本悟様より御寄附を頂いたものでございます。

款18繰入金は、前年度対比でマイナス86.0%、927万2,000円の減でございます。森林環境譲与税基金150万8,000円は、主に松くい虫の被害対策事業に充当しております。

款19繰越金、前年度対比マイナス5.7%、1,122万6,126円の減でございます。

款20諸収入、前年度対比マイナス22.9%、1,354万5,637円の減でございます。

項1延滞金加算金及び過料、目1延滞金は備考のとおりでございます。

項2村預金利子、歳計現金の短期運用に係る利子分でございます。

項3貸付金元利収入、備考欄の勤労者生活資金融資預託金元金は、長野県労働金庫上田支店への預託金でございます。商工預託金元金は八十二銀行三好町支店と上田信用金庫川西支店へ、750万円ずつ預託したものでございます。

項4雑入、目1雑入、節1市町村振興協会交付金は、市町村振興宝くじの売上げから市町村へ配分されるもので、39万954円の減。節2消防団員退職報償金、前年度より19万8,000円の減。節3雑入、備考欄、雑入516万7,793円の内訳につきましては、別紙でお手元に配付をいたしました資料のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

34ページ、款21村債、前年度対比マイナス53.2%、7,530万円の減でございます。

項1村債、目1地域活性化事業対策債、節1国土保全対策事業債は、当郷区中村農業用水路及び柿ノ木水路改修工事分でございます。目2緊急防災・減災事業債2,580万円は、村指定避難所である文化会館の空調設備工事に係るものでございます。目3公共施設等適正管理推進事業債、節1脱炭素化事業債330万円は、総合体育館アリーナ及び保育園リズム室の既設照明のLED化工事に係るもの。目4節1臨時財政対策債は、普通交付税の不足分を補填するもので、5,900万円の減でございます。目5防災対策事業債、節2自然災害防止事業債790万円は、令和3年度からの繰越しで、沓掛地区琴山川河川整備工事に係るものでございます。

以上、一般会計の歳入合計は、当初予算額30億8,300万円、補正予算額1億1,812万9,000円、繰越事業費、繰越財源充当額4,076万5,000円、予算現額計32億4,189万4,000円、調停額が33億1,925万9,937円、収入済額32億8,852万8,880円、不能欠損額102万2,038円、収入

未済額2,970万9,019円でございます。

36ページをお開きください。

歳出の事項別明細書になります。

款1 議会費、前年度対比プラス2.2%、82万5,808円の増でございます。

項1 議会費、節1 報酬から節4 共済費は、村議会議員の皆さん10名分の人件費が主なものでございます。節9 交際費、議長交際費及び、この後述べます村長交際費の内訳につきましては、お手元に配付をいたしました資料のとおりでございますので、説明は省略をさせていただきます。節10 需用費、印刷製本費は、議会だよりの印刷代。節12 委託料、議事録の作成に係るものでございます。

款2 総務費、前年度対比マイナス24.8%、2億2,186万3,446円の減でございます。

項1 総務管理費、目1 一般管理費、節1 報酬は、産業医1名の報酬。節2 給料は、特別職1名、一般職8名分、会計年度任用職員2名分、再任用職員6名分。節3 職員手当等から38ページへまいりまして、節4の共済費につきましては、給料賃金に伴うものでございますので、この後も出てまいりますが、特別なことのない限り説明は省略をさせていただきます。節9の村長交際費の内訳につきましては、別紙でお手元に配付いたしました資料のとおりでございます。節12 委託料と節13 使用料及び賃借料は、電算システムに係る保守業務や使用料が主なものですが、ほかに役場宿直業務委託料309万6,180円、コピー機の使用料219万940円などがございます。節18 負担金、補助及び交付金、負担金は、自治体情報セキュリティクラウド利用負担金124万4,444円、高度情報通信ネットワーク負担金95万2,710円が主なもの、補助金は、地区運営補助金283万9,788円が主なものでございます。

目2 文書広報費、こちらは広報あおきの発行や例規集等、参考図書等の管理に関する費用で、節12 委託料、地区文書連絡員さんの委託料141万7,500円、例規システム委託料264万円及び例規データ更新に係る支援業務委託456万5,000円を支出しております。

目3 財政管理費、節10 需用費は、予算書及び決算書の印刷代でございます。

目4 会計管理費、節2 給料、一般職員2名分でございます。

40ページ、目5 財産管理費は、前年度対比マイナス80.1%、2億7,057万859円の減となっております。節10 需用費、光熱水費は役場庁舎の管理に係るもの、修繕料はリフレッシュパークに係る修繕が329万4,705円、マイクロバスに係る修繕143万7,013円が主なものでございます。節11 役務費、保険料は村有物件災害共済分担金455万342円が主なもの。節12 委託料、庁舎の清掃管理業務委託料312万1,152円、公共施設9か所の警備業務委託料157万

9,728円、行政手続オンライン化に伴うシステム構築委託料814万2,200円が主なもの。節13使用料及び賃借料、賃借料は、運動公園、村営住宅等の公共施設地代に加え、公用車のリース代にかかるものでございます。節16公有財産購入費、五島慶太翁生家跡地駐車場用地、青木村武道館用地並びに道の駅あおき北側駐車場用地の購入でございます。節18負担金、補助及び交付金、負担金は、青木村及び上田市共有財産組合負担金227万6,000円、番号制度中間サーバープラットフォームの利用負担金209万6,000円でございます。節24積立金は、財政調整基金へ689万7,208円、五島慶太翁顕彰事業基金へ28万5,000円積み立てるものでございます。

目6企画費、地域おこし協力隊やふるさと納税に関する支出等ですが、前年度対比でマイナス25.3%、624万2,726円の減となっております。節1報酬から節4共済費までは、協力隊員1名の人件費。節7報償費、ふるさと応援寄附者返礼品代258万6,640円が主なものでございます。

42ページ、節11役務費は、地域おこし協力隊に係る公用車や住宅の維持管理に関する支出と、ふるさと寄附金に係る手数料が主なもの。節12委託料、ふるさと寄附金はウェブサイト運用業務及び配送業務に係る委託料でございます。節13使用料及び賃借料、賃借料は公用車のリース代が主なもの。節18負担金、補助及び交付金、負担金では上田地域広域連合の負担金663万6,000円が主なもので、補助金は村民活動支援事業補助金4件分で68万4,000円と地域おこし協力隊起業補助金1件分で100万円でございます。

目7諸費、前年度対比プラス5.8%、49万6,695円の増でございます。節1報酬、青少年補導員6名分の報酬。節10需用費、修繕料はカーブミラー鏡面修繕5か所。節14工事請負費はカーブミラー新設7か所に係る工事。節17備品購入費は、コミュニティ助成事業で5地区にテント、椅子、机、スポットクーラー、発電機等を配備しました。節18負担金、補助及び交付金、補助金は防犯灯設置補助金9万6,300円、同じく電気料の補助金35万1,500円、夏まつり補助金220万円、住宅用太陽光発電導入補助金73万2,000円が主なものでございます。

目8情報通信サービス事業費、前年度対比プラス31.6%、1,166万5,335円の増。節1報酬から節4共済費までは、会計年度職員、フルタイム職員1名分とパートタイム職員2名分の人件費が主なもの。

44ページ、節12委託料は、サーバー保守委託料861万6,465円が主なもの。節13使用料及び賃借料、使用料は光ファイバーケーブルの電柱添架料300万6,960円。節14工事請負費、

ヘッドエンド設備光機器更改事業業務委託1,760万円が主なものでございます。節24積立金500万円は、情報通信施設整備基金の積立てでございます。年度末残高は8,150万円でございます。

目9地方創生プロジェクト事業費、前年度対比マイナス35.9%、574万5,545円の減で、五島慶太未来創造館を拠点とした取組及びタチアカネそばのPR事業に係る支出が主なものでございます。節10需用費、印刷製本費は、企画展ポスター、チラシの印刷代。節12委託料、五島慶太未来創造館展示VR制作業務172万7,000円、東急100年絵巻企画展に係る制作委託業務141万6,800円、小県御当地そばPRCM作成放映委託料110万円などが主なものでございます。節15原材料費は、東急関連のイベントにおいて使用したタチアカネそばの玄そば代でございます。

46ページ、目10地方創生臨時交付金事業費、前年度対比プラス54.7%、5,877万2,483円の増で、新型コロナ感染症対策に係る支出が主なものでございます。節7報償費、生活応援券配布に係るものでございます。節10需用費、消耗品費は、抗原検査キットの購入費、印刷製本費は生活応援券の印刷代が主なもの。節11役務費、通信運搬費は生活応援券配布のための郵送料。節12委託料、中小事業者等相談強化業務300万円、証明書コンビニ交付システム導入委託業務913万円が主なもの。節14工事請負費3,410万円は、保育園0歳児保育室の建設工事。節17備品購入費790万8,098円は、保育園組立て式プール167万7,698円、ラジコン式草刈り機346万5,000円、空気清浄機18台で257万2,900円が主なものでございます。節18負担金、補助及び交付金、負担金2,100万9,411円は、保・小・中給食費等軽減事業に係る負担金。補助金1,209万9,443円は、地域消費券発行事業に係る補助金840万1,040円、高齢者生活福祉センターの換気環境改善工事への補助金154万円が主なもの。支援金2,157万5,000円は、農業経営支援金640万1,000円、商工業者事業継続応援支援金762万円、温泉施設運営事業者応援支援金110万円、3歳未満の子への給食相当分支援金545万4,000円が主なものでございます。

項2村営バス運行管理費、前年度対比マイナス12.4%、348万9,145円の減でございます。目2運行管理費、節1報酬、代替の運転手の報酬。節2給料は、会計年度任用職員の運転手3名分。節10需用費、光熱水費はバスターミナルにかかるもの。節12委託料は、公共交通評価検証業務委託料36万3,000円が主なもの。48ページにいきまして、節14工事請負費71万3,900円は、当郷区押出口バス停の撤去及び新設工事が主なもの。節18負担金、補助及び交付金1,068万9,000円は、運賃低減バス運行事業の負担金でございます。

項3徴税费、目1 税務総務費、節1 報酬は、パートの会計年度任用職員1名。節2 給料は、一般職員3名、会計年度任用職員1名分。節13使用料及び賃借料、賃借料は納税申告相談時のコピー機レンタル料。節18負担金、補助及び交付金、負担金は地方税電子協議会負担金14万4,039円、地方税滞納整理機構負担金5万円が主なもの。節22償還金利子及び割引料、住民税及び固定資産税の還付金でございます。

目2 賦課徴收费、節10需用費の印刷製本費は、各種納付書や窓あき封筒の印刷代が主なもの。節11役務費、手数料は指定金融機関等への口座振替手数料が主なもの。節12委託料、固定資産課税客体調査業務及び基礎資料整備業務1,188万円、電算処理業務委託料1,421万4,544円が主なもの。節13使用料及び賃借料、賃借料は家屋評価システムのリース料でございます。

50ページにいきまして、項4 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費、節2 給料は、一般職員2名分の人件費。節12委託料は、戸籍、住基システム等の電算処理業務委託料。節13使用料及び賃借料、賃借料、総合戸籍システム機器のリース料428万2,080円、住基ネットワーク機器のリース料124万800円でございます。

目2 マイナンバーカード交付事務費、節3 職員手当等、節10需用費、節17備品購入費とも交付事務に係る支出でございます。なお、令和4年度末の交付率は69.63%でございます。

目3 証明書コンビニ交付事業費2万7,840円は新たに新設されるもので、令和5年4月1日より全国のコンビニで各種証明書を取得できるコンビニ交付サービスに係る支出でございます。

項5 選挙費、目1 選挙管理委員会費、節1 報酬、選挙管理委員4名分でございます。

52ページ、目2 選挙啓発費の支出はございません。

目3 参議院議員選挙費、令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙の準備から執行に係る経費。

目4 県知事選挙費、令和4年8月7日執行の県知事選挙の準備から執行に係る経費。

目7 県議会議員選挙費、令和5年4月9日執行の県議会議員選挙の3月31日までの準備に係る経費でございます。

54ページ、項6 統計調査費、目1 統計調査総務費は、前年度対比マイナス80.1%、24万2,328円の減となっております。令和4年度は、就業構造基本調査を実施しております。

項7 目1 監査委員費、節1 報酬、監査委員2名分でございます。

款3 民生費、新型コロナ関連の支出の減により、前年度対比マイナス6.1%、4,949万

5,084円の減でございます。

項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、節1 報酬、委員報酬は民生児童委員、福祉委員17名分。節2 給料、一般職員3名、会計年度任用職員1名分。節7 報償費、出産祝い金で内訳は22人分、前年度より1名の減でございます。56ページ、節18負担金、補助及び交付金、負担金で主なものは社会福祉協議会負担金587万5,000円でございます。節24積立金は、福祉事業基金への積立金で、年度末残高は1,676万2,000円でございます。節27繰出金、国保特別会計への繰出金で、前年度より55万593円の増となっております。

目2 障害者福祉費、節12役務費、手数料は福祉医療費事務取扱手数料118万5,560円が主なもの。節13委託料は、電算処理委託料121万4,160円。節18負担金、補助及び交付金、負担金は障害者自立生活支援センター業務委託に係る負担金315万4,000円が主なもの。節19扶助費、障害者医療給付費1,560万4,116円、障害者日常生活用具給付事業108万1,894円、障害者介護給付訓練等給付費1億1,478万1,689円が主なもの。節22償還金利子及び割引料、令和3年度の障害者医療費国庫負担金交付額確定に伴う返還金でございます。

目3 老人福祉費、節1 報酬、介護保険事業計画等策定委員9名分の報酬。節7 報償費、高齢者祝い金が主なもので、99歳以上が11人、88歳の方が35人分でございます。節10需用費、燃料費はくつろぎの湯灯油代でございます。節12委託料、くつろぎの湯管理委託料1,143万7,000円、配食サービス委託料1,191万円、老人センター管理委託料889万4,000円、高齢者生活福祉センター生活援助員設置事業業務委託料700万円が主なもの。節18負担金、補助及び交付金、負担金は長野県後期高齢者医療広域連合負担金6,027万4,718円、シルバー人材センター負担金89万6,669円が主なもの。補助金は高齢者クラブ補助金54万7,000円、後期高齢者に係る人間ドック等の受診補助金が56万5,000円でございます。58ページ、節19扶助費、老人保護措置費5名分。節27繰出金、介護保険特別会計へ8,904万761円、後期高齢者医療特別会計へ1,514万2,589円を繰り出しております。

目4 地域包括支援センター費、節1 報酬、会計年度任用職員2名分。節2 給料、一般職員2名、会計年度任用職員1名分。節12委託料、介護予防サービス計画作成委託料233万8,560円、介護予防ケアマネジメント委託料118万4,940円でございます。

目5 国民年金費及び目6 人権対策費については、特に申し上げることはございません。

60ページ、目7 地域少子化対策強化事業費、節10需用費、消耗品は乳幼児の健診用のパンフレットの購入代。節18負担金、補助及び交付金1万1,355円は、定住自立圏事業の負担金でございます。

目17生活困窮世帯緊急支援金、臨時的事業で、課税世帯のうち住民税所得割が非課税世帯に1世帯当たり3万円を給付する事業で、節18負担金、補助及び交付金は、123世帯分の支援金でございます。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節12委託料、児童手当システムに係る電算委託料でございます。

目2児童措置費、節19扶助費、児童手当6,098万5,000円、乳幼児医療給付費912万7,735円でございます。

目3母子父子福祉費、節19扶助費、母子父子家庭の医療給付費でございます。

目4保育所費、節1報酬、パートの会計年度任用職員と嘱託医師2名分。62ページ、節2給料、一般職員10名分、会計年度任用職員8名分。節10需用費、修繕料は保育室FF暖房機取替え工事2台分75万9,000円、大便器の修繕工事56万5,000円、園舎うめ組裏門扉及び舗装修繕工事23万1,000円が主なもの。節12委託料、電算委託料36万9,600円、便バイオ検査、食品衛生微生物検査代37万2,900円が主なものでございます。節14工事請負費、防火設備工事322万3,000円、リズム室照明LED化工事90万6,400円、遊戯室暗幕カーテン取替え工事97万9,000円、給食調理室空調設備更新工事83万6,000円が主なもの。節18負担金、補助及び交付金、通園バス定期代村負担分23万2,425円が主なものでございます。64ページ、節22償還金利子及び割引料、新型コロナウイルス感染症対策で登園自粛に係る還付金19名分でございます。

目5児童福祉施設費、児童センターに係るものでございます。節1報酬、会計年度任用職員1名分。節2給料、会計年度任用職員4名分。節10需用費、修繕料は床暖房、棚、トイレの照明器具の修繕でございます。

目6子育て世帯の臨時特別給付金給付事業費、節22償還金利子及び割引料は、令和3年度に実施をした本事業の給付事務確定に伴う補助金の返還金でございます。

目8子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対する支援として、該当児童1人当たり5万円の給付金を交付する事業の実施に係る費用286万6,369円を支出してございます。66ページにいきまして、節18負担金、補助及び交付金225万円は、45人分に支給をいたしました。

目9住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、令和3年度からの繰越事業で、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、住民税非課税世帯に対する支援として、1世帯当たり10万円の給付金を支給する事業の実施に係る費用841万8,460円を支出してご

ございます。支給世帯数78世帯に対して10万円、計780万円を支給いたしました。

目10価格高騰緊急支援給付金、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対する給付金、1世帯当たり5万円を交付する事業の実施に係る費用2,012万4,379円を支出してございます。支給世帯数385世帯に対して5万円、計1,925万円を支給いたしました。

項3生活保護費、項5災害救助費、支出はございませんでした。

款4衛生費、前年度対比マイナス13.6%、3,563万4,530円の減でございます。

項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節1報酬、委員報酬は12地区の衛生委員、保健補導員42名分、各種検診や事業での保健師、精神保健福祉士、保育士、栄養士、事務者の会計年度任用職員及び嘱託医3名分でございます。節2給料、一般職員5名分。68ページ、節7報償費、心配事相談弁護士報酬及び良い歯の表彰用記念品代が主なものでございます。節12委託料、胃検診、肺がん検診をはじめとする各種検診等の委託料1,014万9,029円、保健センターの管理等95万1,546円、電算処理委託料74万4,700円が主なもの。節18負担金、補助及び交付金、負担金は病院輪番制運営負担金116万9,000円、初期救急センター負担金108万2,576円、未熟児療育医療給付費負担金84万6,856円が主なもの。補助金では、不妊症治療費給付金30万円、保健補導員会活動補助金21万円が主なもの。節22償還金利子及び割引料、国庫返納金は感染症予防事業費等国庫負担金の確定に伴うものでございます。

目2予防費、節10需用費、医薬材料費は予防接種のワクチン代。節12委託料、主には個別または高齢者の予防接種委託料でございます。節18負担金、補助及び交付金、人間ドック等受診補助金で10名分と、小児等のインフルエンザ予防接種の補助金でございます。

目3環境衛生費、70ページにいきまして、節11役務費、資源物の収集運搬費でございます。節12委託料、合併浄化槽法定点検検査委託料54万円、合併浄化槽保守点検業務委託料161万円、不法投棄ごみ処理委託料28万9,875円が主なもの。節18負担金、補助及び交付金、負担金は大星斎場負担金88万8,000円、補助金は各区ごみ分別指導補助金79万9,991円、粗大ごみ処理補助金55万5,150円、合併処理浄化槽設置補助金46万6,000円が主なものでございます。

目4新型コロナウイルス予防接種事業費、前年度対比マイナス53.5%、2,611万7,499円の減でございます。節1報酬は、パートの会計年度任用職員14名分の報酬。節10需用費は、ワクチン接種に係る消耗品代。節12委託料は、ワクチン接種事業委託料1,533万4,902円が主なもの。節13使用料及び賃借料は、ワクチン接種会場で使用する機材の賃借料でございます。

す。

目5高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業費、新たに新設された科目で、75歳以上の高齢者を対象とした介護予防等に係る支出でございます。節1報酬、栄養士、保健師、薬剤師等への報酬。節7報償費、講演会時の講師謝礼。節12委託料は、脳と体のストレッチ教室、筋力アップほきぼき教室、地区介護予防教室に係る委託料でございます。

項2清掃費、目1塵芥処理費、72ページにいきまして、節10需用費、消耗品費は村指定のごみ袋代金等でございます。節11役務費、収集運搬費は燃やせるごみの収集運搬373万5,600円、燃やせないごみ収集運搬476万5,200円。節12委託料、燃やせないごみの処理業務委託料。節17備品購入費、ごみステーション3基分。節18負担金、補助及び交付金、上田クリーンセンター負担金895万円、ごみ処理広域化推進事業費負担金345万円、焼却灰処理リサイクル事業負担金205万9,248円でございます。

目2し尿処理費、節18負担金、補助及び交付金、汚泥再生処理施設運営経費負担金1,056万6,158円を長和町に支払っております。また、運搬を行う業者に遠隔地運搬補助金32万6,043円を補助してございます。

項3上水道費、目1上水道費、簡易水道企業会計の人件費分を計上し、負担金として同企業会計から納付を受けております。節18負担金、補助及び交付金の負担金6,778万5,000円は簡易水道事業補助金で、前年度より388万2,000円の増でございます。

○議長（松澤正登君） ここで、すみませんが、暫時休憩といたします。

時間は、この時計で10時45分ということをお願いしたいと思います。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時45分

○議長（松澤正登君） それでは、引き続き会議を進めます。

奈良本会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、よろしくお願いたします。

72ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、前年度対比でプラス33.5%、5,137万8,120円の増でございます。

項1 農業費、目1 農業委員会費、節1 報酬、農業委員及び推進委員12名分。

74ページにいきまして、節12委託料、農地情報システム管理委託32万3,800円、農地台帳システム補修委託料46万2,000円、農地利用状況調査タブレット型支援システム33万円等でございます。

目2 農業総務費、節1 報酬、パートの会計年度任用職員2名分。節2 給料、一般職員3名分、会計年度任用職員1名分。節18負担金、補助及び交付金は、千曲川ワインバレー特区連絡協議会負担金10万円が主なものでございます。

目3 農業振興費、節1 報酬は、認定農業者審査会委員報酬5名分。76ページ、節12委託料では、有害鳥獣駆除委託料443万円、農業支援センター委託料266万5,000円が主なもの。節18負担金、補助及び交付金、負担金は新規就農者支援体制整備事業に係る負担金、補助金では、生産調整推進協力タチアカネ支援補助金334万6,834円、水田営農機械施設等導入補助金281万9,000円、6次産業フロンティア支援事業補助金59万930円、交付金では、中山間地域等直接支払事業交付金1,288万7,359円、多面的機能支払交付金972万4,404円が主なものでございます。

目4 畜産業費は、特に申し上げることはございません。

目5 農地費、節12委託料は、当郷地区中村水路改良工事の実施設計業務。節14工事請負費、国庫補助事業工事請負費は、当郷地区柿ノ木水路改良工事の前払金分、村単事業国庫請負費は、当郷地区中村水路改良工事221万1,000円、柿ノ木水路改良工事の国庫補助対象外部分の工事費829万2,900円。節18負担金、補助及び交付金、補助金は村単土地改良事業補助金で、3件分でございます。

目6 生産調整推進対策費、節1 報酬は、農業再生協議会委員報酬19名分。節18負担金、補助及び交付金、負担金は農業再生協議会事務費負担金、補助金は集落転作等推進補助金でございます。

目7 山村振興は、特に申し上げることはございません。

目8 国土調査費、78ページ、節1 報酬、会計年度任用職員2名分。節2 給料、一般職員1名分。節12委託料、中村3区及び4区に係る一筆地測量業務委託料420万4,200円が主なもの。節13使用料及び賃借料、賃借料は地籍図システムのリース料でございます。

項2 林業費、目1 林業総務費、節18負担金、補助及び交付金、負担金は長野県緑の基金20万円、上小林業振興会負担金7万9,000円が主なもの、補助金は青木小学校緑の少年団への活動補助金でございます。

80ページ、目2 林業振興費、節1 需用費、修繕料は林道等の修繕でございます。節12委託料、備考欄の委託料は信州上小森林組合青木支所への林務委託料、国庫補助事業委託料は全て松くい虫対策で、伐倒駆除1,015万3,000円、衛生伐2,829万2,000円、樹幹注入125万6,200円でございます。権利保証事業委託料は森林づくり推進支援金事業で、村松地区ファンキーシャトー周辺森林の伐倒被覆に係るもの、森林環境譲与税事業委託料は松くい虫被害拡大防止事業で884万4,000円、ライフライン等保全対策事業で、滝川ダム沿道の危険木伐採事業で247万5,000円でございます。節13使用料及び賃借料、賃借料は材料支給事業、重機借り上げ料3件分。節14工事請負費、捕獲鳥獣の残渣処理施設工事でございます。節15原材料費は、林道補修の資材等。節17備品購入費は、鳥獣捕獲用のくくりわな30基、捕獲器5基が主なものでございます。節18負担金、補助及び交付金、補助金は森林造成事業のかさ上げ補助194万1,700円が主なものでございます。

款6 商工費、前年度対比マイナス10.3%、1,139万2,170円の減でございます。

項1 商工費、目1 商工総務費、節2 給料、一般職員3名分。

82ページ、目2 商工業振興費、節18負担金、補助及び交付金、負担金は上田地域定住自立圏事業負担金、補助金では小規模事業振興補助金400万円、商工貯蓄共済融資保証料補助金50万7,923円、商工業振興奨励金7件で403万6,000円が主なもの。節20貸付金、商工振興資金預託金原資として八十二銀行と上田信用金庫にそれぞれ750万円、勤労者生活資金融資預託金原資として長野県労働金庫へ300万円を貸し付けております。

目3 観光費、節1 報酬はキャンプ場の管理人4名分の報酬が主なもの。節7 報償費は、観光サポーターズクラブ会員への地域消費券。節10 需用費、印刷製本費は観光総合パンフレット等の印刷代、修繕料は観光施設トイレ等の修繕及び登山道の修繕が主なもの。節12 委託料、駐車場トイレ等清掃委託料118万8,900円、ノベルティグッズ製作委託料71万200円。節14 工事請負費は、横手キャンプ場の照明LED化工事。節18 負担金、補助及び交付金、負担金は上田駅観光案内所負担金17万7,000円、補助金は田沢・沓掛温泉旅館組合補助金50万円、各種観光イベントへの補助金37万6,299円が主なものでございます。

目4 昆虫資料館費、節1 報酬、パートの会計年度任用職員1名分。節2 給料、フルタイムの会計年度任用職員1名分。84ページ、節7 報償費、講演、イベント等の講師謝礼でございます。節10 需用費、修繕料は昆虫資料館小便器交換修繕42万9,000円が主なもの。節12 委託料は、消防設備点検の委託料。節13 使用料及び賃借料、賃借料は公用車のリース料でございます。

目 5 移住定住促進費、節 2 給料、会計年度任用職員 2 名分。節18負担金、補助及び交付金、補助金は定住促進応援補助金 8 件分で622万円、民間賃貸住宅家賃補助事業補助金 7 名分で106万7,000円でございます。

86ページ、目 6 道の駅関連施設運営費、節10需用費、修繕料は加工施設みかえりの郷南側車止めアーチ修繕工事39万6,000円が主なもの。節12委託料、道の駅管理委託料588万円、情報休憩施設等関連施設管理委託料460万円、ふるさと公園管理委託料517万円が主なもの。節14工事請負費は、加工施設みかえりの郷真空包装機設置工事でございます。

款 7 土木費、前年度対比マイナス19.1%、8,294万2,469円の減でございます。

項 1 土木管理費、目 1 土木総務費、節 2 給料、一般職員 2 名分、会計年度任用職員 1 名分。節 2 委託料、道路台帳補正業務委託料77万円が主なもの。節18負担金、補助及び交付金、負担金は長野県治水砂防協会会費12万円、長野県道路整備期成同盟会会費 4 万3,000円が主なものでございます。

88ページ、目 2 公共下水道費、下水道事業に係る人件費と繰出金に当たる補助金について支出するもので、節 2 給料は一般職員 1 名分。節18負担金、補助及び交付金、補助金は下水道の企業会計への補助金で654万円の減でございます。

項 2 道路橋梁費、目 1 道路維持費、節 1 報酬は、入奈良本の除雪作業に係る報酬 2 名分。節10需用費、消耗品費は道路融雪剤、修繕料は村道修繕等54か所に係るものでございます。節12委託料、備考欄の委託料626万7,306円は除雪に係るもの、村単事業委託料は村道入田沢線崩落防止測量業務が主なもの。節13使用料及び賃借料、賃借料は建設材料支給事業に係る重機等の借り上げ料 1 件分。節14工事請負費、9 か所で、前年度より113万177円の減。節18負担金、補助及び交付金、補助金は除雪機の購入補助金でございます。

目 2 道路新設改良費、節 2 給料、一般職員 1 名分。90ページ、節12委託料、当郷地区土質試験、殿戸地区バス停用地測量が主なもの。節14工事請負費、繰越分は道の駅北側駐車場造成工事、当年度分は村道当郷国道北 3 号線及び 6 号線の道路改良工事の前払い金及び国道改良工事に伴う村営住宅既設物置撤去工事が主なものでございます。節16公有財産購入費、当郷国道北 3 号線道路改良工事に係る用地代。節18負担金、補助及び交付金、負担金は沓掛区湯原地区における急傾斜地崩壊対策事業への地元負担金でございます。

目 3 橋梁維持費、節10需用費、修繕料は村松地区 1 橋分の修繕に係るものでございます。

目 4 河川改良費、節14工事請負費（繰越分）は、沓掛地区琴山川河川整備工事に係る支出でございます。

項3住宅費、目1住宅管理費、節10需用費、修繕料は村営住宅、教員住宅に係るもの66件で、前年度より594万5,877円の減でございます。節12委託料は、公営住宅等長寿命化計画策定業務委託料が主なものでございます。

目2住宅建設費、節18負担金、補助及び交付金、住宅リフォーム補助金10件分、費用の2割、上限20万円を補助するもので、前年度より27万7,000円の減でございます。

款8消防費、前年度対比プラス18.3%、2,162万4,356円の増でございます。

92ページ、項1消防費、目1常備消防費、上田広域消防に係る村の負担分で、前年度より2,545万1,000円の増でございます。

目2非常備消防費、節1報酬は団員報酬の見直しにより前年度より306万4,250円の増。節3職員手当等、機関員手当は昨年と同額、出動手当は29万9,500円の増。節7報償費、退職報償金7名分301万8,200円が主なもの。節10需用費、消耗品費はジェットシューター32台のほか、団員の法被、ヘルメット、長靴及び消火栓メンテナンス用品等が主なもの。節11役務費、保険料は消防福祉共済掛金。節18負担金、補助及び交付金、負担金は退職報償金掛金384万円、消防団員公務災害補償掛金58万4,423円、県消防防災航空隊負担金17万5,800円が主なもの、補助金は分団運営補助金133万217円、消防本部運営補助金52万、地域商品券購入補助金58万9,000円でございます。

目3消防施設費、節10需用費、修繕料は積載車の車検代、可搬ポンプ、モーターサイレンの修繕等が主なもの。節12委託料、備考欄の委託料は非常通報装置保守委託料、村単事業委託料は防災メールシステム設定委託料。節17備品購入費は、消火栓用ホース60本分。節18負担金、補助及び交付金、負担金は県防災行政無線設備保守管理経費負担金でございます。

目4水防費、支出はございませんでした。

目5災害対策費、新たに新設された科目で、節10需用費、消耗品費は災害時用の食料、飲料水等の備蓄品に係るものでございます。

款9教育費、前年度対比プラス13.5%、3,435万2,388円の増でございます。

項1教育総務費、目1教育委員会費、94ページ、節1報酬は、教育長代理、教育委員3名分でございます。

目2事務局費、節1報酬、スクールカウンセラーとして会計年度任用職員1名分。節2給料、特別職1名、一般職3名分、フルタイムの任用職員1名分。

96ページ、目3教育指導費、節7報償費は、小・中学校の各行事のバス運転謝礼、郷土芸能等の指導の謝礼及び保・小・中一貫教育委員の謝礼が主なものでございます。節12委託料、

A L T 外国語指導業務委託の派遣委託料でございます。節18負担金、補助及び交付金、負担金は定住自立圏事業負担金、補助金は子育てのための施設等給付金362万288円、特別支援学校通学費補助金114万9,500円。節19扶助費、準要保護等児童生徒就学援助費、対象者は小学校29名、中学校で13名、特別支援で、小学校22名、中学校6名でございます。節27繰出金は、当郷第六の山本悟様より御寄附を受けた100万円を村の奨学基金に積み立てるものでございます。

項2 小学校費、目1 学校管理費、節1 報酬、パートの会計年度任用職員は非常勤講師7名分と校医5名分。節2 給料、村費の講師6名と庁務員2名、給食調理員3名分。節10 需用費、修繕料はブランコの修繕55万2,200円、連絡用ホワイトボード修繕36万3,000円、玄関ドア等の修理代45万6,720円が主なもの。節11 役務費、手数料はタブレットパソコンに係る更新手数料68万2,000円、便培養検査、食品検査35万4,750円。

98ページにいきまして、節12 委託料、防火設備点検委託料57万8,600円、校内ネットワークシステム保守委託料55万円、校舎の清掃委託料58万4,100円が主なもの。節14 工事請負費、下水道改修工事353万7,600円、プールの循環ポンプ交換工事費121万円。節17 備品購入費、椅子30脚、図書館書架のほか、教科備品、図書館の図書等でございます。

目2 教育振興費、節18 負担金、補助及び交付金、バス定期代村負担分17名分でございます。

項3 中学校費、目1 学校管理費、節1 報酬、パートの会計年度任用職員は村費の講師5名分と給食調理員3名分、校医は5名分。節2 給料は、フルタイムの会計年度任用職員5名分。節10 需用費、修繕料、管理棟の屋上防水修繕71万5,000円、オイルサービスタンク交換修繕45万6,500円、特別教室棟トイレパネルヒーター交換修繕26万920円が主なもの。節12 委託料、校内ネットワークシステム保守委託料54万円、エレベーター保守料52万8,000円、消防設備保守点検委託料45万1,000円が主なものでございます。100ページ、節14 工事請負費は、給食室の酸素タンク更新工事。節17 備品購入費、音楽備品として楽器78万2,881円のほか、教科備品、図書館の図書等が主なもの。

目2 教育振興費、節18 負担金、補助及び交付金、補助金はバス定期代村負担2名分でございます。

項4 社会教育費、目1 社会教育総務費、節1 報酬、社会教育委員3名分。節10 需用費、印刷製本費は生涯学習カレンダーの印刷代。

目2 公民館費、節1 報酬、分館主事報酬は12名分、会計年度任用職員はスポーツ推進委員

11名分。節7報償費、子供はつらつネットワークコーディネーター謝礼、あおきっこ寺子屋講師謝礼、成人式の記念品等が主なもの。節17備品購入費は、ノートパソコン1台。102ページ、節18負担金、補助及び交付金、補助金は分館活動補助金65万円、青木区地域誌編さん事業補助金44万8,800円が主なものでございます。

目3文化会館費、節1報酬、パートの会計年度任用職員は文化会館の当直2名分が主なもの。節2給料、フルタイムの会計年度任用職員1名分。節12委託料、文化会館清掃委託料232万3,860円、空調設備設置工事に係る実施設計管理業務委託165万円が主なもの。節14工事請負費、空調設備設置工事2,420万円、エレベーター改修工事78万1,000円でございます。

目4文化財保護費、節1報酬、委員報酬は文化財指導員1名分、パートの任用職員報酬は古文書整理に係る報酬2名分。節13委託料は、埋蔵文化調査指導業務委託料275万3,815円、野生里芋現地測量業務委託料148万5,000円。104ページ、節18負担金、補助及び交付金、補助金は民俗芸能補助金8団体で56万円、大法寺防災施設整備事業補助金260万5,000円が主なものでございます。

目5青少年健全育成費、節1報酬は、部活動の外部指導に係るもので、指導員報酬4名分。節7報償費、スポーツ少年団指導者、小・中学校のクラブ活動指導者に対する謝礼。節18負担金、補助及び交付金、補助金は育成会活動補助金40万6,000円、スポーツ少年団活動補助金12万312円でございます。

目6美術館費、節1報酬、委員報酬は美術館運営委員報酬5名分、会計年度任用職員は美術館長とパートの任用職員5名分。節2給料は、フルタイムの任用職員1名分。106ページ、節15原材料費は、喫茶室で提供する茶菓子等。節17備品購入費は、美術品収納庫に設置する除湿器でございます。

目7図書館費、節1報酬、パートの任用職員4名。節2給料、フルタイムの任用職員1名分。節10需用費、消耗品費、図書館で提供する月刊雑誌等はこちらから支出をしております。節12委託料、図書館ネットワークシステム維持管理業務委託料82万8,696円、清掃、草刈り業務委託料101万4,977円、保育園西側村営駐車場現地測量業務77万円が主なもの。節14工事請負費、保育園西側村営駐車場造成工事に係る前払い金。節17備品購入費、図書購入と書架、閲覧用ノートパソコンが主なもの。節18負担金、補助及び交付金、図書館ネットワーク運営経費負担金132万5,000円が主なものでございます。

108ページ、目8歴史文化資料館費、節10需用費、修繕料はエアコン室外機の修繕工事代。目9民俗資料館費、節10需用費、修繕料は渡り廊下の防蟻処理に係る修繕工事代でござい

ます。

目10五島慶太未来創造館費、節1報酬、パートの任用職員2名分。節2給料、フルタイムの任用職員1名分。節10需用費、消耗品費、展示用白布12万6,500円が主なもの。節12委託料は、清掃委託料53万5,029円が主なものでございます。項5保健体育費、目1保健体育総務費、節1報酬、委員報酬はスポーツ推進委員11名分。

110ページ、目2体育施設費、節1報酬、総合体育館管理人2名分50万3,800円、プール管理人4名分49万1,434円が主なもの。節10需用費、光熱水費は体育館、グラウンド、屋内ゲートボール場、プール等の施設に係るもの、修繕料は村営プールの塗装修繕64万9,198円、屋内ゲートボール場、障害者用トイレ交換修繕20万2,400円が主なもの、医薬材料費はプールで使用する次亜塩素酸ソーダが主なもの。節12委託料は、総合体育館運動公園等の清掃委託料等221万9,641円、プールの管理委託27万9,268円が主なもの。節14工事請負費は、総合体育館アリーナの照明LED改修工事。節18負担金、補助及び交付金、入奈良本マレットゴルフ場整備補助金でございます。

款10災害復旧費は支出がございませんでした。

112ページ、款11公債費、前年度対比マイナス5.5%、1,039万906円の減でございます。

項1公債費、目1元金で912万8,918円の減。

目2利子で126万1,988円の減となっております。

なお、詳細については附属資料の32ページに記載がございますので御覧ください。

款12予備費、支出はございませんでした。

以上、一般会計の歳出合計は、当初予算額30億8,300万円、補正予算額1億1,812万9,000円、繰越事業費繰越額4,076万5,000円、予算現額計32億4,189万4,000円、支出済額29億5,719万2,810円、翌年度繰越額繰越明許費2億72万3,000円、不用額8,397万8,190円でございます。

以上、議案第1号 令和4年度青木村一般会計決算について御説明を申し上げます。

◎議案第2号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第6、議案第2号 令和4年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題として、提案者の説明を求めます。

奈良本会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） 議案第2号 令和4年度青木村国民健康保険特別会計決算について御説明を申し上げます。

116ページをお開きください。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

国民健康保険税15.0%、不納欠損額43万6,300円、収入未済額916万1,509円でございます。一部負担金、使用料及び手数料、国庫支出金は構成割合は出てまいりません。県支出金72.4%、繰入金6.0%、繰越金5.9%、諸収入0.7%でございます。

歳入合計5億9,850万4,379円、前年度対比プラス0.1%、87万円1,924円の増でございます。

118ページをお開きください。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

総務費0.7%、保険給付費74.3%、国民健康保険事業費納付金22.4%、保健事業費1.8%、諸支出金0.8%、予備費は支出はございません。

歳出合計5億6,662万7,963円、前年度対比プラス0.7%、414万4,465円の増でございます。

歳入歳出差引残高は3,187万6,416円、執行率は98.8%、歳入総額に対します残高割合は5.3%になります。

122ページをお開きください。

歳入の事項別明細書になります。

款1国民健康保険税、前年度対比マイナス5.9%、557万8,800円の減、徴収率は90.3%でございます。

款2一部負担金、款3使用料及び手数料、款4国庫支出金については、特に申し上げることはございません。

124ページにいきまして、款5県支出金、前年度対比マイナス1.8%、773万7,353円の減でございます。

項1県負担金及び補助金、目1保険給付費交付金、節1保険給付費交付金（普通交付金）は、前年度対比マイナス2.0%。節2保険給付費交付金（特別交付金）の内訳で、保険者努力支援分は保険者の事業に対する評価分、特別調整交付金分は、市町村の特別な事情がある場合にその事情を考慮して交付されるものでございます。

款6繰入金、前年度対比プラス1.5%、55万593円の増でございます。

項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、節1 保険基盤安定繰入金保険税軽減分。

節2 保険基盤安定繰入金保険者支援分は、低所得者等を対象とした保険料の軽減相当額を国・県・村で補填するもの。節3 未就学児均等割保険料繰入金は、加入世帯の未就学児を対象とした均等割額の5割軽減額を国・県・村で補填するものでございます。節5 出産育児一時金等繰入金、歳出の出産育児一時金のうち一定割合を繰り入れたものでございます。節6 財政安定化支援事業繰入金、法定内での単費繰入れ分でございます。

項2 目1 基金繰入金、繰入れはございません。

款7 繰越金、前年度対比プラス55.4%、1,253万2,324円の増でございます。

126ページ、款8 諸収入、前年度対比プラス43.5%、137万4,260円の増でございます。

項2 目3 節1 雑入は、令和3年度の給付費等交付金の返還金が主なものでございます。

歳入合計、当初予算額が5億7,984万4,000円、補正予算額640万3,000円のマイナス、予算現額計5億7,344万1,000円、調定額6億810万2,188円、収入済額5億9,850万4,379円、不納欠損額43万6,300円、収入未済額916万1,509円でございます。

128ページをお開きください。

歳出の事項別明細書になります。

款1 総務費、前年度対比マイナス13.2%、60万2,710円の減となります。

項1 総務管理費、目1 一般管理費、節12委託料は、国保連合会委託料110万6,124円、国保資格システム等電算委託料75万7,460円。節13使用料及び賃借料、使用料は国保資格システム使用料でございます。

項2 徴税費、目1 賦課徴収費、節12委託料及びその下、節13使用料及び賃借料、使用料は国保税システムに係るものでございます。

項3 目1 運営協議会費、節1 報酬は、国保運営協議会委員報酬4名分でございます。

款2 保険給付費、前年度対比マイナス2.0%、864万6,699円の減でございます。

項1 療養給付費、前年度対比445万9,997円の減でございます。

項2 高額療養費418万7,820円の減。

130ページ、項3 移送費、支出はございません。

項4 出産育児諸費、出産育児一時金4名分。

項5 葬祭諸費、6人分、昨年より2件減でございます。

項6 世帯主入院療養費、支出はございません。

項7 結核精神諸費、794件分で、昨年より33件の減。

項 8 傷病手当金、新型コロナウイルス感染に係る傷病手当金で 1 名分。

132 ページ、款 3 国民健康保険事業費納付金、県が医療給付費等の見込みを立てた上で、公費等の拠出で賄われる分を除いて市町村ごとに納付額を決定するものでございます。総額で 1 億 2,697 万 20 円、前年度対比でプラス 7.0%、830 万 1,546 円の増でございます。

款 4 保健事業費、前年度対比プラス 57.1%、377 万 178 円の増となっております。

項 1 保健事業費、目 1 保健衛生普及費、節 18 負担金、補助及び交付金、人間ドックの補助金で、日帰り 66 人、泊まり 6 人でございます。

134 ページ、項 2 目 1 特定健康診査等事業費、節 12 委託料、特定健診委託料等でございます。

項 3 ヘルスアップ事業費、目 1 生活習慣病予防対策費、新設した科目で、節 1 報酬は、パートの任用職員 6 名分。節 12 委託料は、講師への委託料が 26 万 6,000 円、対象者リストデータ作成委託料 165 万円分でございます。

目 2 生活習慣病等重症化予防対策費、こちらも新設した科目で、節 1 報酬は、パートの任用職員 9 名分。節 12 委託料は、特定健診受診勧奨に伴うデータ作成及び通知作成料 164 万 7,965 円が主なものでございます。

款 5 諸支出金、前年度対比プラス 42.1%、132 万 2,150 円の増となっております。

項 1 償還金及び還付金加算金、136 ページ、目 1 一般被保険者保険税還付金、所得構成等で国保税額が過納となった方に対する還付金でございます。

目 3 保険給付費等交付金償還金、節 22 償還金利子及び割引料、令和 3 年度保険給付費等の普通交付金の確定による返還金でございます。

款 6 予備費、支出はございませんでした。

歳出合計、当初予算額 5 億 7,984 万 4,000 円、補正予算額マイナス 640 万 3,000 円、予算現額計 5 億 7,344 万 1,000 円、支出済額が 5 億 6,662 万 7,963 円、不用額 681 万 3,037 円でございます。

以上、議案第 2 号 令和 4 年度青木村国民健康保険特別会計決算について御説明を申し上げます。

○議長（松澤正登君） 日程第7、議案第3号 令和4年度青木村別荘事業特別会計決算の認定についてを議題として、提案者の説明を求めます。

奈良本会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、議案第3号 令和4年度青木村別荘事業特別会計決算について御説明を申し上げます。

140ページをお開きください。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

繰越金6.8%、別荘管理収入は74.3%、不能欠損額68万400円、収入未済額は652万5,600円でございます。諸収入の構成割合は出てまいりません。繰入金18.9%、歳入合計で2,081万4,040円、前年度対比プラス23.3%、392万6,850円の増でございます。

142ページをお開きください。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

事業費が100%で、歳出合計2,081万4,040円、前年度対比プラス34.5%、534万690円の増でございます。

歳入歳出差引残高ゼロ円、執行率は99.9%、歳入総額に対します残高割合は出てまいりません。

146ページをお開きください。

歳入の事項別明細書になります。

款2 繰越金、前年度対比プラス38.0%、38万9,666円の増でございます。

款3 別荘管理収入、前年度対比マイナス1.5%、23万7,200円の減。

款4 諸収入、項1目1 雑入、テニスコート使用料は前年度より2,000円の増でございます。

款5 繰入金、項1目1 基金繰入金は、別荘事業基金からの繰入金でございます。

歳入合計、当初予算額1,657万5,000円、補正予算額425万1,000円、予算現額計2,082万6,000円、調定額2,802万40円、収入済額2,081万4,040円、不納欠損額68万400円、収入未済額652万5,600円でございます。

148ページをお開きください。

歳出の事項別明細書になります。

款1 事業費、前年度対比プラス34.5%、534万690円の増となりました。

項1 別荘事業費、節1 報酬、パートの任用職員、事務1名分、現場作業10名分の合計11名分。節2 給料、フルタイムの任用職員1名分。節10 需用費、修繕料は道路の不陸整正で

55万円、管理事務所屋根塗装修繕工事26万1,406円、案内板の修繕23万3,882円、除雪用トラクター修繕17万841円が主なもの。節12委託料は、別荘地内の夜間パトロール委託料。節13使用料及び賃借料、賃借料は、案内板土地借地料、軽トラック及び高所作業車のリース料。節14工事請負費、調整池の堆積土除去工事に121万円、別荘地入り口の舗装工事94万6,000円が主なもの。節15原材料費、グレーチング及び鳥獣被害防止柵資材等でございます。節17備品購入費は、軽トラック1台の購入が主なもの。節18負担金、補助及び交付金は、区費及び協力金。節24積立金は、令和4年度をもって特別会計を廃止するに当たり、残高を別荘事業基金へ積み立てたものでございます。節26公課費は消費税でございます。

歳出合計、当初予算額1,657万5,000円、補正予算額425万1,000円、予算現額計2,082万6,000円、支出済額2,081万4,040円、不用額1万1,960円でございます。

以上、議案第3号 令和4年度青木村別荘事業特別会計決算について御説明を申し上げます。

◎議案第4号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第8、議案第4号 令和4年度青木村介護保険特別会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

奈良本会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、議案第4号 令和4年度青木村介護保険特別会計決算について御説明を申し上げます。

152ページをお開きください。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

保険料20.1%、収入未済額は168万5,580円でございます。使用料及び手数料、構成割合は出てまいりません。国庫支出金23.8%、支払基金交付金25.0%、県支出金13.8%、繰入金16.2%、繰越金1.1%、諸収入、村債は収入がございません。

歳入合計5億4,844万739円、前年度対比マイナス0.9%、471万1,331円の減でございます。

154ページをお開きください。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

総務費2.3%、保険給付費90.8%、財政安定化基金拠出金、基金積立金は支出がございま

せん。地域支援事業4.8%、諸支出金2.1%、公債費、予備費は支出がございません。歳出合計5億4,425万4,154円、前年度対比マイナス0.5%、289万341円の減になります。

歳入歳出差引残高は418万6,585円で、執行率99.3%、歳入総額に対します残高割合は0.7%でございます。

158ページをお開きください。

歳入の事項別明細書になります。

款1保険料、前年度対比プラス0.2%、25万1,500円の増、徴収率は98.5%、収入未済額は168万5,580円でございます。

項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、節1現年度分特別徴収保険料は年金より特別徴収されるものでございます。

款2使用料及び手数料、特に申し上げることはございません。

款3国庫支出金、前年度対比マイナス5.4%、748万1,220円の減。

項1国庫負担金、前年度対比373万630円の減。

項2国庫補助金、375万590円の減でございます。

160ページ、款4支払基金交付金、前年度対比マイナス1.6%、225万3,000円の減。

款5県支出金、前年度対比マイナス2.6%、202万1,027円の減でございます。

162ページ、款6繰入金、前年度対比でプラス9.0%、732万7,746円の増でございます。

項2基金繰入金はございませんでした。

款7繰越金、前年度対比マイナス8.1%、53万1,530円の減となっております。

款8諸収入から、164ページへいきまして、款9村債まで、収入はございませんでした。

歳入合計で、当初予算額5億5,060万9,000円、補正予算額マイナス261万6,000円、予算現額計5億4,799万3,000円、調定額5億5,012万6,319円、収入済額5億4,844万739円、収入未済額は168万5,580円でございます。

166ページをお開きください。

歳出の事項別明細書になります。

款1総務費、前年度対比プラス1.2%、14万7,691円の増。

項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料、電算処理委託料及びシステム改修に係る委託料でございます。

項2介護認定審査会費、目1認定審査会共同設置等負担金は、広域連合への負担金でございます。

款2 保険給付費、前年度対比プラス0.2%、107万4,858円の増でございます。

項1 介護サービス等諸費、要介護1から5の認定者に係るものでございます。

目1 居宅介護サービス給付費291万2,090円の増。

目3 地域密着型介護サービス給付費166万1,688円の増。

168ページ、目5 施設介護サービス給付費は238万8,425円の減。

目7 居宅介護福祉用具購入費は、要介護の認定を受けている方で9件分。

目8 居宅介護住宅改修費は4件分。

目9 居宅介護サービス計画給付費が144万5,108円の増。

項2 介護予防サービス等諸費、要支援1、2に係るものでございます。

目1 介護予防サービス給付費171万8,659円の増でございます。

170ページにいきまして、目5 介護予防福祉用具購入費は、要支援の認定を受けている方で4件分。

項3 その他諸費は、国保連合会への審査手数料でございます。

172ページにいきまして、項4 高額介護サービス等費、負担額が一定額以上となった場合に超えた分に対して支給されるもので、206万2,089円の減でございます。

項5 特定入所者介護サービス等費、有料老人ホーム等の施設入居者に係るもので、144万7,240円の減でございます。

項6 高額医療合算介護サービス等費、介護保険と医療保険の自己負担の合算が一定額以上の場合に支給されるもので、53万2,801円の減でございます。

174ページ、款3 財政安定化基金拠出金、款4 基金積立金、支出はございません。

款5 地域支援事業、前年度対比プラス0.6%、16万2,337円の増でございます。

項1 介護予防生活支援サービス事業費、要支援1、2の方、または介護予防ケアマネジメントにより下記サービスが必要とされた方に係るもので、12万1,956円の減でございます。

項2 一般介護予防事業費、3万8,966円の減となっております。

176ページ、項3 包括的支援事業・任意事業費、目2 権利擁護事業は、いずれも成年後見に係るものでございます。節12委託料、上小圏域成年後見支援センター運營業務委託料でございます。

目4 任意事業費、節12委託料は、介護予防地域支え合い事業委託料、緊急通報システム業務委託料、訪問理美容サービス助成金7件分でございます。節18負担金、補助及び交付金、介護用品補助金39件分。節19扶助費、寝たきり認知症老人介護者慰労金43件分でございます。

す。

款6 諸支出金、前年度対比プラス31.0%、272万4,773円の増でございます。

178ページ、項1 償還金及び還付加算金、目2 償還金、令和3年度精算に伴う介護給付費国庫負担金904万5,262円の返還金が主なものでございます。

款7 公債費、款8 予備費は支出はございませんでした。

歳出合計が、当初予算額5億5,060万9,000円、補正予算額マイナス261万6,000円、予算現額計5億4,799万円3,000円。

支出済額5億4,425万4,154円、不用額373万円8,846円でございます。

以上、議案第4号 令和4年度青木村介護保険特別会計決算について御説明申し上げます。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第9、議案第5号 令和4年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

奈良本会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、議案第5号 令和4年度青木村後期高齢者医療特別会計決算について御説明を申し上げます。

182ページをお開きください。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

後期高齢者医療保険料77.1%、収入未済額が130万6,000円でございます。使用料及び手数料は構成割合として出てまいりません。繰入金22.6%、諸収入、構成割合として出てきません。繰越金0.3%でございます。

歳入合計が6,719万4,869円、前年度対比プラス1.0%、64万5,769円の増でございます。

184ページをお開きください。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

後期高齢者医療広域連合納付金100%、諸支出金、構成割合として出てまいりません。予備費は支出がございません。

歳出合計で6,706万5,289円、前年度対比プラス1.1%、72万2,569円の増でございます。

歳入歳出差引残高は12万9,400円、執行率は99.9%、歳入総額に対します残高割合は0.2%になります。

188ページをお開きください。

歳入の事項別明細書になります。

款1 後期高齢者医療保険料、前年度対比プラス1.0%、49万1,300円の増、徴収率は97.5%、収入未済額は130万6,000円でございます。

項1 後期高齢者医療保険料、目1 特別徴収保険料は、年金より特別徴収されるものでございます。

款2 使用料及び手数料、特に申し上げることはございません。

款3 繰入金、前年度対比15万8,869円の増でございます。

項1 一般会計繰入金、目1 保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減分に係るものでございます。

款4 諸収入、前年度対比7,400円の減でございます。

項1 雑入、目1 雑入、過年度還付金に係る収入でございます。

款5 繰越金、前年度繰越金は前年度対比で3,600円の増でございます。

歳入合計、当初予算額6,749万9,000円、補正予算額マイナス35万円、予算現額計6,714万9,000円、調定額6,850万689円、収入済額6,719万4,689円、収入未済額は130万6,000円でございます。

190ページをお開きください。

歳出の事項別明細書になります。

款1 後期高齢者医療広域連合納付金、前年度対比でプラス1.1%、72万9,969円の増となります。

項1 後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療広域連合への負担金でございます。

款2 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 保険料還付金、保険料の過誤納分を歳出還付したものでございます。同額を歳入において県広域連合より補填をされております。

款3 予備費、支出はございません。

歳出合計、当初予算額6,749万9,000円、補正予算額マイナス35万円、予算現額計6,714万9,000円、支出済額6,706万5,289円、不用額8万3,711円でございます。

以上、議案第5号 令和4年度青木村後期高齢者医療特別会計決算について御説明を申し上げます。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第10、議案第6号 令和4年度青木村簡易水道事業会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

奈良本会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、議案第6号 令和4年度簡易水道事業会計決算について御説明申し上げます。

決算資料の8ページをお願いいたします。

まず、事業報告書について御説明いたします。

1、概況の（1）総括事項については、記載のとおりでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

2、工事、（1）の1千万円以上の建設改良工事につきましては、記載のとおり4件ございました。

続いて、10ページ、3、業務（1）業務量でございますが、年度末給水人口は4,147人で、前年度対比でマイナス2.6%、110人減少しております。年間配水量は54万30立方メートルと、ほぼ前年度並みですが、年間有収水量は38万2,545立方メートルと、前年度対比で0.6%の減少、水道使用量は0.7%の減少となっております。

（2）事業収入は、一番右の欄の増減欄で、前年度対比合計で133万4,998円減少しております。これは、主に水道使用量が減少したことによる営業収益の減、長期前受金戻入の減少したことにより、営業外収益が減少したことが主な理由でございます。

（3）事業費は、同じく一番右の欄の増減欄、合計で108万4,397円減少していますが、これは、令和3年度に未収金残高の修正に伴い計上いたしました特別損失が、令和4年度なくなったことが主な理由でございます。

次に、4、会計の（1）重要契約の要旨ですが、11ページをお願いいたします。

本年度で1千万円以上の工事契約は記載のとおり4件、250万円以上の委託契約については1件でございます。

（2）企業債についてでございますが、借入れが8,170万円、償還が8,450万2,617円ございました。その結果、企業債の年度末残高は10億2,950万414円となっております。

以上、事業報告書の主な内容について御説明いたしました。

次に、1 ページ、2 ページにお戻りをお願いいたします。

決算報告書でございます。これは予算に対する決算の状況を説明するものであり、税込みの表示となっております。

まず、収益的収支ですが、収入で、第1款水道事業収益の決算額は1億8,431万1,913円、支出で、第1款水道事業費用の決算額は1億7,395万4,032円でございます。

次に、資本的収支ですが、収入で、第1款資本的収入の決算額は4,881万8,850円、支出で、第1款資本的支出の決算額9,554万3,819円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、下の欄外に記載のとおり補填をしております。

次に、3 ページをお願いいたします。

損益計算書について御説明申し上げます。

損益計算書は、収益的収支とほとんど同じ項目と内容でございますが、金額は税抜き表示となっております。

1、営業収益は8,077万5,128円で、給水収益等が減少したことにより、前年度対比で1.1%減少しております。

2、営業費用、1億5,708万9,816円で、原水及び浄水費、総係費が増加したことにより、前年度対比2.3%の増加、その結果、営業損益の段階では赤字となり、7,631万4,688円の営業損失となっております。

続いて、3、営業外収益は9,546万2,411円で、主に長期前受金戻入が減少したことにより、前年度対比で0.5%の減。

4、営業外費用は1,797万1,842円で、雑支出の増加により前年度対比5.8%の増、この結果、経常損益の段階では黒字になり117万5,881円の経常利益となりました。

以上の結果、当年度純利益は117万5,881円となり、当年度未処分利益剰余金は当年度純利益に前年度繰越利益剰余金638万3,613円を合算しまして755万9,494円となっております。

次に、4 ページをお願いいたします。

剰余金の計算書ですが、先ほど、損益計算書で当年度純利益が計上されたことにより、利益剰余金は前年度末から同額が増加して、当年度末残高は755万9,494円となり、資本合計の当年度末残高は3億4,572万3,666円となっております。

続いて、その下、剰余金処分計算書案でございます。これは、当年度末の未処分利益剰余

金755万9,494円の会計上の処理についてになりますが、地方公営企業法を適用してまだ3期目ということもあり、未処分利益剰余金の金額も少ないことから、そのまま翌年度へ繰り越すこととしております。

次の5ページから7ページの貸借対照表、12ページのキャッシュフロー計算書、13ページ以降の決算附属資料につきましては説明を省略させていただきます。

以上、議案第6号 令和4年度青木村簡易水道事業会計決算について御説明申し上げます。

◎議案第7号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第11、議案第7号 令和4年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

奈良本会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、議案第7号 令和4年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計決算について御説明を申し上げます。

決算資料の8ページをお願いいたします。

簡易水道同様、事業報告書について御説明をいたします。

1の概況、（1）の総括事項については記載のとおりでございます。

10ページをお願いいたします。

2、工事についてでございますが、本年度では1千万円を超える建設改良工事はございませんでした。

続いて、3、業務（1）業務量でございますが、水洗化世帯数は1,425世帯で、前年度と比較して18世帯増加した結果、水洗化率も96.6%と1.0%増加しております。年間処理水量は33万2,404立方メートルで3.6%増加しておりますが、有収水量は30万5,184立方メートルと前年度対比で0.9%の減少、下水道使用料は1.1%の減少となっております。

（2）事業収入は、一番右の増減欄で、前年度対比合計で242万9,803円減少しております。これは主に一般会計からの繰入金を減額したことにより営業外収益が減少したことが主な理由です。

（3）事業費は、同じく一番右の増減欄で、前年度対比合計で807万7,607円減少してお

りますが、これは主に企業債の支払利息の減少により営業外費用が減少したことによるものと、令和3年度に未収金残高修正に伴い計上した特別損失が、令和4年度においてなくなったことが主な理由でございます。

11ページをお願いいたします。

次に、4、会計の(1)重要契約の要旨ですが、本年度では1千万円以上の工事契約はございませんでした。250万円以上の委託契約については、記載のとおり3件契約がございました。

(2)企業債についてですが、起債の借入れはございませんでした。償還は1億8,987万445円となり、その結果、企業債の年度末残高は7億8,769万8,013円となっております。

以上、事業報告書の主な内容について御説明を申し上げます。

次に、1ページ、2ページにお戻りをお願いいたします。

決算報告書でございますが、税込み表示となっております。

まず、収益的収支でございますが、収入で、第1款下水道事業収益の決算額で2億2,380万8,144円、支出で、第1款下水道事業費用の決算額は2億1,789万4,531円でございます。

次に、資本的収支でございます。収入で、第1款資本的収入の決算額1億8,423万5,000円、支出で、第1款資本的支出の決算額1億9,321万4,445円でございます。

なお、資本的収入額が基本的支出額に対し不足する額につきましては、下の欄外に記載のとおり補填をしております。

次に、3ページをお願いいたします。

損益計算書について御説明を申し上げます。

金額のほうは税抜き表示となっております。

1、営業収益は6,279万6,161円で、下水道使用料は減少したものの、受託工事収益の増加により前年度対比0.1%の増。

2、営業費用は1億8,732万3,253円で、処理場費が増加したことにより前年度対比0.9%の増。

その結果、営業損益では赤字となり、1億2,452万7,092円の営業損失となりました。

3、営業外収益は1億5,465万5,646円で、他会計補助金と長期前受金戻入が減少したことにより前年度対比で1.7%の減。

4、営業外費用は2,487万7,175円で、支払利息及び企業債取扱諸費の減少により前年度対比17.0%の減。

この結果、経常損益では黒字になり、528万1,379円の経常利益となりました。

5、特別利益は16万4,117円で、下水道使用料の過年度損益修正益に係るものでございます。

以上の結果、当年度純利益は544万5,496円となり、当年度未処分利益剰余金は当年度純利益に前年度繰越利益剰余金354万32円を合わせまして898万5,528円となっております。

次に、4ページをお願いいたします。

剰余金計算書ですが、先ほどの損益計算書で当年度純利益が計上されたことにより、利益剰余金は前年度末から同額が増加して、当年度末残高は898万5,528円となり、資本合計の当年度末残高は1億4,143万9,502円となっております。

続いて、その下、剰余金処分計算書案ですが、これは当年度末の未処分利益剰余金898万5,528円の会計上の処理につきまして、簡易水道事業の会計と同様の理由により、そのまま翌年度へ繰り越すこととしております。

次の5ページから7ページの貸借対照表、12ページのキャッシュフロー計算書、13ページ以降の決算附属書類につきましては説明を省略させていただきます。

以上、議案第7号 令和4年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計決算について御説明を申し上げます。

◎青木村社会福祉協議会会計決算の報告

○議長（松澤正登君） 続きまして、日程、議案にはありませんが、令和4年度青木村社会福祉協議会会計決算について報告をいただきます。

奈良本会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、令和4年度青木村社会福祉協議会の会計決算について御説明申し上げます。

決算書の3ページをお開きください。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

補助金20.9%、配分金2.5%、事業委託金54.2%、使用料及び手数料9.9%、繰越金12.1%、諸収入0.4%、財産収入と寄附金は構成割合は出てまいりません。

歳入合計3,747万8,610円、前年度対比プラス5.0%、179万4,029円の増でございます。

5ページをお開きください。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

事務費14.4%、事業費85.6%、予備費は支出がございません。

歳出合計で3,273万4,333円、前年度対比マイナス8.3%、295万248円の減でございます。

歳入歳出差引残高は474万4,277円、執行率87.4%、歳入総額に対します残高割合は12.7%になります。

続いて、7ページをお開きください。

歳入の事項別明細書になります。

款1 補助金、前年度対比でプラス24.8%、155万5,550円の増でございます。

項1 村補助金、村からの補助金でございます。

款2 配分金、前年度対比マイナス0.4%、3,968円の減、長野県共同募金会からのもの
でございます。

款3 事業委託金、前年度対比プラス4.2%、81万5,000円の増でございます。

項1 村委託金、老人センター分で32万2,000円の増、くつろぎの湯で49万3,000円の増で
ございます。

款4 使用料及び手数料、前年度対比マイナス2.7%、10万3,982円の減でございます。

項1 使用料、くつろぎの湯入浴料で10万2,700円の減でございます。

項2 手数料は、特に申し上げることはございません。

款5 繰越金は、前年度対比マイナス8.5%、42万2,479円の減でございます。

款6 諸収入、前年度対比プラス7.6%、1万2,040円の増でございます。

款7 財産収入、9ページにいきまして、財産貸付収入はN T T電柱の借地料で、昨年と同
額でございます。

款8 寄附金、収入はございませんでした。

歳入合計、当初予算額3,050万8,000円、補正予算額694万4,000円、予算現額計3,745万
2,000円、調定額3,747万8,610円、収入済額は調定額と同額で、収入未済額はございません。

続いて、11ページをお開きください。

歳出の事項別明細書になります。

款1 事務費、前年度対比プラス1.8%、8万4,363円の増でございます。

項1 節1 報酬、会長1名、理事4名、パートの任用職員2名分、評議員は8名分と評議員
選任解任委員2名分、幹事2名分。

節14工事請負費は、事務所の改修工事及びエアコン設置工事が主なもの。節18公課費は、車検時の自動車重量税2台分でございます。

款2事業費、前年度対比プラス5.6%、148万6,390円の増。

項1援護費、目1援護費、節19扶助費、両親、片親のいない家庭への慰問金27世帯分17万3,000円、フードバンク事業で94万1,122円、生理用品無償配布事業で7万36円でございます。

項2村追悼式、特に申し上げることはございません。

項3助成金、目1助成金は、高齢者クラブ連合会、身体障害者協会、遺族会、ボランティアの会、赤十字奉仕団への活動補助金でございます。

13ページ、項4目1心配事相談事業費、節1報酬、心配事相談員4名分。

項5老人センター費、節1報酬、パートの任用職員2名分。節2給料、フルタイムの任用職員2名分でございます。

項6在宅介護者リフレッシュ事業費、特に申し上げることはございません。

15ページ、項7福祉ふれあい事業費、支出はございません。

項8くつろぎの湯運営費、節1報酬、パートの任用職員1名分。節2給料、フルタイムの任用職員1名分。節10需用費、消耗品費は、おけ、石けん類、風呂の清掃業務等、修繕料は、くつろぎの湯浴槽タイル貼り工事39万7,430円、給湯二次循環ポンプ交換工事42万7,900円、ろ過器ろ材交換工事40万5,064円が主なもの。節12委託料、貯湯槽の清掃委託料33万円、温泉施設の清掃業務等60万3,495円が主なもの。節13使用料及び賃借料、備考欄賃借料は温泉の借料30万円。

款26公課費は、消費税でございます。

項9地域支え合い福祉計画事業費、地域支え合い事業に係るものでございます。

17ページ、節18負担金、補助及び交付金、単価2万円の9地区分でございます。

項10結婚推進事業費、節1報酬、結婚相談員4名分でございます。

項11防災事業費、特に申し上げることはございません。

款3予備費は、支出はございません。

歳出合計で、当初予算額3,050万8,000円、補正予算額694万4,000円、予算現額計3,745万2,000円、支出済額3,273万4,333円、不用額471万7,667円でございます。

以上、令和4年度青木村社会福祉協議会会計決算について御説明を申し上げます。

◎監査報告

○議長（松澤正登君）　ここで、監査委員より監査報告があります。

内藤代表監査委員、お願いします。

○代表監査委員（内藤賢二君）　それでは、令和4年度青木村各会計歳入歳出決算及び基金運用の状況の審査結果について報告申し上げます。

審査の期間と場所は、令和5年8月18日から8月23日までの間、役場第二、第三会議室及び現場にて宮下壽章監査委員とともに実施し、審査に当たっては、全国町村監査委員協議会編著の統一的な監査基準にのっとり、次のことを重点に置いて審査いたしました。

村長から提案されました各会計歳入歳出決算書等の書類が関係法令に準拠しているか、決算書の計数は適正か、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、予算の執行が最少の経費で最大の効果を上げているよう効率的に執行されているかに主眼を置き、関係諸帳簿、証拠書類との照合を実施し、会計管理者並びに担当者に出席、説明を求め、審査を実施いたしました。

審査された一般会計、特別会計、公営企業会計の歳入歳出決算、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び公有財産に関する調書については、法令に準拠したものであり、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

歳入歳出の面に当たり、財源確保に取り組まれ、各会計、いずれも黒字決算であり、健全な財政運営が行われていること、限りある財源の有効利用と経費の節減に努めている点を評価いたします。前年の指摘事項についても改善の方向に努力していることを確認いたしました。基金は設置目的に従って運用されており、その収益の処理も適正に行われていることを確認いたしました。しかしながら、まだ残る新型コロナウイルスの影響や、ロシアによるウクライナ侵攻、円安、物価高騰、気候変動等、行く先が不透明であり、財政面でも心配されます。

今後とも、国の動向を注視するとともに、健全財政の維持、運営に努めてください。

審査報告の詳細については、お手元にお配りしております令和5年9月1日付令和4年度青木村各会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見についてを御覧ください。

以上、監査報告とさせていただきます。

○議長（松澤正登君）　代表監査委員より監査報告が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

13時20分開会をお願いいたします。

休憩 午後 零時 18分

再開 午後 1時 20分

○議長（松澤正登君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第8号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第12、議案第8号 青木村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題として、提案者の説明を求めます。

沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 議案第8号 青木村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（案）。

令和5年9月5日提出、青木村長、北村政夫。

3枚目をお願いします。

青木村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の概要をお話しします。

こども家庭庁ができたことによって、こども家庭庁設置法、以下、設置法、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律等、以下、整備法が令和5年4月1日から施行されたことによる影響を受ける村条例の整備をするものであります。

対象となる条例は以下のとおり3つであります。1、青木村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、2、青木村特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、3、青木村子ども・子育て会議条例であります。

具体的にどういうところかというところ、設置法及び設置法による村例規への影響は、以下のとおりということになります。

ア、設置法に基づく主務大臣及び主務省の変更。ですので、厚生労働省、あるいは厚生労働大臣から内務府、総理大臣へ権限が移管されたことによって名前が変わってまいります。

イ、整備法に基づく学校教育法第25条の項の新設ということで、幼稚園教育要領の根拠規定である学校教育法第25条に2項、3項が追加されたことにより整備を行ってあります。

ウ、整備法に基づく子ども・子育て支援法の条ずれと、子ども・子育て支援法で内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議規定である19条第2の項の削除に伴う整備。それから、国の子ども・子育て会議が子ども家庭審議会に改編されたことによる72、76条の削除に伴う整備であります。

今回の条例改正は、法令改正に伴い生じた形式的なものでありますので、条例自体の内容まで変わるものではございません。

なお、今回の改正は、令和5年4月1日に遡っての施行となります。

以上であります。よろしく願いいたします。

◎議案第9号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第13、議案第9号 青木村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題として、提案者の説明を求めます。

沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 議案第9号 青木村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）。

令和5年9月5日提出、青木村長、北村政夫。

裏を御覧ください。

概要であります、その下をお話しします。放課後児童支援員とみなす研修終了予定者に係る新たな経過措置を規定するため、青木村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものです。

具体的に言いますと、今回の改正は、放課後児童支援員の資格要件であります、一部変更されたことに伴い所要の改正を行うものです。今までは、支援員は、研修を終了した者が業務を行うということにされていましたが、支援員として業務についてから2年以内に研修

を行うものでよいということで緩和されましたので、このように改定してございます。よろしくお願いたします。

◎議案第10号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第14、議案第10号 教育委員会委員の任命についてを議題として、提案者の説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第10号についてお願いたします。

教育委員会委員の任命についてでございますが、人事案件でございますので、慣例に従いまして最終日に改めて提案させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

◎議案第11号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第15、議案第11号 令和5年度青木村一般会計補正予算についてを議題として、提案者の説明を求めます。

歳入については片田総務企画課長より一括説明をいただき、歳出については教育長及び各担当課長よりお願いたします。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、議案第11号について御説明申し上げます。

令和5年度青木村一般会計補正予算（第3号）。

令和5年度青木村一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,922万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入それぞれ33億1,148万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債第2条、地方債の追加は「第2表 地方債補正」による。

令和5年9月5日提出、青木村長、北村政夫。

3ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正について御説明申し上げます。

起債の目的は、災害復旧事業債で、限度額を930万円とするもので、今回新たに青木の森1号線の被災箇所が災害認定を受けましたので、補助残に起債を充当して実施するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

続きまして、7ページ、8ページを御覧ください。

2、歳入について御説明申し上げます。

款10項1目1地方交付税は、434万9,000円を追加し13億7,434万9,000円とするもので、普通交付税が見込みより増でございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目3災害復旧費国庫負担金は、新たに1,860万円とするもので、節1公共土木施設災害復旧費負担金は、青木の森1号線が災害認定を受けましたので復旧工事に係る国の負担金を追加するものでございます。

款15県支出金、項2県補助金、目1民生費県補助金は、527万9,000円を追加し1,823万4,000円とするもので、節1社会福祉費補助金は、長野県が実施します価格高騰特別対策支援事業の支援金分と事務費に係る費用となります。

節2児童福祉費補助金は、001第3子以降の保育料減免事業補助金21万円が見込みより増、017長野県子育て世帯生活支援事業特別給付金164万9,000円は、こちらも長野県が実施します子育て世帯への給付金事業分と事務費に対する補助金となります。

目3農林水産業費県補助金は、2,726万8,000円を追加し7,938万3,000円とするもので、節1農業費補助金1,000円は、災害経営支援利子助成事業補助金で、春先の凍霜害等の被害により農家が借入れを起こした際の利子補給金として補助されるものでございます。節2林業費補助金2,726万7,000円は、001、002が松くい虫の伐倒燻蒸に係る補助金の追加配分も見込みました。004森林づくり支援金事業補助金は、景観整備や支障木の伐採等の事業が新規に採択となりました。

款16財産収入、項2財産売払い収入、目2不動産売払い収入は、34万7,000円を追加し300万4,000円とするもので、節1土地売払い代金は行政財産の用途廃止に伴う土地の売却代金を見込みました。

続いて、款17項1寄附金、目1一般寄附金は、2億円を追加し2億 1,000万2,000円

とするもので、株式会社竹内製作所様より操業開始に当たり村が行った周辺整備工事等に対する謝意により御寄附をいただくものでございます。

続いて、款18繰入金、項1目1基金繰入金は、494万7,000円を追加し3億4,690円3,000円とするもので、松くい虫被害拡大防止のために森林環境譲与税基金を取り崩して林業振興費に充当するものでございます。

続いて、款19項1目1繰越金は、4,863万6,000円を追加し1億8,521万2,000円とするもので、前年度繰越金が見込みより増でございます。

続いて、款20諸収入、項4目1雑入ですが、50万円を追加し2,356万円とするもので、節3雑入の001雑入は、先頃開催されました国民保養温泉地協議会の総会の開催地の補助金として、また、013体験事業参加料は、伊奈学園中学校の受入れ地の体験授業料でございます。

款21項1村債、次のページへまいりまして、目7災害復旧事業債は、新たに930万円を追加するもので、地方債補正で御説明申し上げたとおり、青木の森1号線の災害復旧工事に係る補助裏分を借り入れ、事業費に充当するものでございます。

続きまして、11、12ページをお願いいたします。

3、歳出については、各担当課ごとに御説明を申し上げます。

初めに、総務企画課関係ですが、款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費は、2億300万円を追加して2億7,583万7,000円とするもので、節10需用費の修繕料300万円は、庁舎1階ホールの石貼りの壁面がはがれ落ちており、危険個所の修繕を行うための費用を計上いたしました。節24積立金2億円は、いただいた寄附金をもとに公共施設整備基金への積立てを予定しております。

目8情報通信サービス事業費は、30万6,000円を追加し4,916万5,000円とするもので、節17備品購入費は、テレビ放送設備に係るメディアコンバーター6台分を計上いたしました。

続きまして、15、16ページへまいりまして、中段になります。款8項1消防費、目3消防施設費ですが、80万円を追加し1,176万9,000円とするもので、節10需用費の修繕料は、中村地区において消火栓の移設が必要になったことから、移設に係る費用を計上いたしました。

続いて、17ページ以降には給与費明細書をおつけしてございます。今回の補正の内容を反映させたものでございますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第11号 令和5年度一般会計補正予算（第3号）について、歳入全般と総務企画課関係の歳出について御説明いたしました。

○議長（松澤正登君） 続きまして、奈良本税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、税務会計課関係の歳出について御説明申し上げます。

11、12ページをお開きください。

款2総務費、項3徴税費、目2賦課徴収費、44万円を追加し2,998万4,000円とするもので、節12委託料44万円は、令和4年度税制改正におきまして、地方税務手続のデジタル化としてeLTAXを通じた電子申告、申請の対象手続や電子納付の対象税目、納付手段の拡大することが明記されましたが、今回の補正は、たばこ税と入湯税の電子申告手続拡充に係るeLTAX審査システムの改修費用でございます。

以上、税務会計課関係の説明を申し上げます。

○議長（松澤正登君） 続きまして、小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、住民福祉課関係について御説明申し上げます。

11、12ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目18価格高騰特別対策支援事業補助金を新たに342万円追加するもので、住民税所得割非課税世帯に対し1世帯当たり2万円を支給する事業で、県の10分の10の補助事業でございます。なお、この事業は、国の電力・ガス・食料品価格高騰重点支援事業として、今年度1世帯当たり3万円が支給された世帯は対象外でございます。節3職員手当等2万円は、職員の超過勤務手当。節11役務費6万円は、郵送料、口座振替手数料。節12委託料34万円は、システム改修費。節18負担金、補助及び交付金300万円は、1世帯2万円の交付金でございます。

項2児童福祉費、目8長野県子育て世帯生活支援特別給付金を新たに164万9,000円追加するもので、住民税所得割非課税の子育て世帯に対し児童1人当たり3万円を支給する事業で、県10分の10の補助事業でございます。なお、この事業は、国の子育て世帯生活支援特別給付事業として、今年度、児童1人当たり5万円が支給された世帯は対象外でございます。節3職員手当等2万円は、職員の超過勤務手当。節10需用費1万円は、消耗品費。節11役務費5万円は、郵送料口座振替手数料。節12委託料36万9,000円は、システムの改修費用。

13、14ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金120万円は、児童1人当たり3万円の交付金でございます。

款4衛生費、項2清掃費、目1じんかい処理費を53万4,000円追加し4,634万6,000円とするもので、節18負担金、補助及び交付金53万4,000円の増は、上田クリーンセンターの修繕

に伴う負担金の増でございます。

以上、住民福祉課関係の一般会計補正予算を御説明いたしました。

○議長（松澤正登君） 次に、稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、建設農林課関係について御説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、6万円を追加し514万円とするもので、節18負担金、補助及び交付金6万円は、農業委員の参加する研修会等について見込みより増でございます。

目3農業振興費、4,000円を追加し4,806万9,000円とするもので、節18負担金、補助及び交付金4,000円は、本年4月以降の凍霜害により農作物などに著しい被害を受けた農業者の経営安定を図るため、農業者融資を行う金融機関に対し、県、市町村、生産者団体等と協調して無利子となるよう利子助成を行うものでございます。

項2林業費、目2林業振興費、4,537万7,000円を追加し1億2,326万7,000円とするもので、節12委託料のうち、003県費補助事業、002市民づくり推進支援金事業268万円は、新規採択事業として県から内報がありました横手キャンプ場内の景観整備事業として、伐採、集材、搬出等で63立米、85万円、殿戸地区のライフライン整備事業として、殿戸配水池周辺の支障木除去55本、183万円として計上いたしました。

その他につきましては、全て村内で拡大傾向にある松くい虫被害木の伐倒燻蒸処理事業で、002国補助事業委託料、001松林健全化整備事業委託料3,201万円は施業量1,100立米、003県費補助事業委託料、001松林健全化推進事業、伐倒駆除574万円は施業量200立米、005森林環境譲与税事業委託料、001松くい被害拡大防止事業494万7,000円は施業量170立米を見込んで計上いたしました。

15ページをお願いいたします。

款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費、500万円を追加し5,462万2,000円とするもので、節14工事請負費500万円は、当郷区岡石周辺の安全対策工事として計16か所に外側線カーブミラー、注意喚起の看板等を設置するものでございます。

目2道路新設改良費、270万円を追加し6,877万6,000円とするもので、節12委託料270万円は、柿ノ木水路のつけ替えに伴う測量業務委託料として230万円、国道143号へ新設された工業団地入り口信号機付近の交通量調査として40万円を計上いたしました。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目2道路橋梁災害復旧費、4,399万

5,000円を追加し4,399万9,000円とするもので、全て本年6月1日に襲来した台風2号による豪雨の影響で被災しました村道青木の森1号線の災害復旧事業として計上いたしました。

節10需用費142万円は消耗品費、42万円は現場の消耗品費、修繕料100万円は村単の雑工事分として計上しました。

節12委託料757万5,000円は、設計委託料として500万円、査定設計書積算業務委託料として137万5,000円、積算施工管理委託料として120万円を計上いたしました。

節14工事請負費3,500万円は、村道青木の森1号線災害復旧工事費として、復旧延長50メートルに対してブロック積舗装、ガードレール及びアスカーブ設置、地下水排除工により復旧するものでございます。

以上、建設農林課関係の歳出について御説明いたしました。

○議長（松澤正登君） 次、小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） それでは、商工観光移住課関係の歳出について御説明申し上げます。

13ページ、14ページをお願いします。

款6商工費、項1商工費、目3観光費は、新たに713万円を追加し2,498万3,000円とするものでございます。節12委託料、005ノベルティグッズの製作委託料は、観光PR物産展で使用する青木村オリジナルハンカチ等の製作委託として33万円、007体験事業委託として、ソバ打ち体験やおやきづくり体験の講師委託料として20万円。節14工事請負費では、当郷区大法寺下駐車場トイレの改修工事費用として660万円を計上しました。

目4昆虫資料館費は、44万3,000円を追加し878万8,000円とするものでございます。節7報償費は、イベント開催時の講師謝礼として6万円。

ページをおめくりいただきまして、15ページ、16ページ。

節10需用費、001消耗品費は、展示資材等消耗品に21万2,000円の増。節17備品購入費は、ノートパソコン、プリンター複合機、各1台分の購入費用を計上しました。

目6道の駅関連施設運営費は、77万4,000円を追加し2,044万1,000円とするもので、節10需用費、006修繕料は、道の駅多目的スペースである市場のインターロッキング不陸補正に係る修繕費用を計上しました。

以上、商工観光移住課関係の歳出について説明をいたしました。

○議長（松澤正登君） 引き続き、成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 保育園関係について御説明いたします。

11、12ページをお願いします。

款3民生費、項2児童福祉費、目4保育所費、2万円を追加して1億4,593万9,000円とするものです。

節12委託料、001委託料、003消防設備点検委託料は、火災通報設置取替えに伴う定期点検委託料で、年2回分となります。なお、財源内訳が変わっておりますが、歳入で説明いたしました第3子以降の保育料減免事業補助金を充てたものでございます。

以上、保育園関係について御説明いたしました。

○議長（松澤正登君） 次、杳掛教育長。

○教育長（杳掛英明君） 教育委員会関係についてお願いします。

15ページをお開きください。

款9教育費、項4社会教育費、目1社会教育総務費ですが、7万3,000円を増額して127万3,000円といたしました。節10需用費の増で、生涯学習カレンダーの印刷代が値上がりしたものであります。

続いて、項2公民館費ですが、30万1,000円を増額しました。これは、節18負担金、補助及び交付金の増で、村松中組の公民館の改修費の補助になります。床下が湿気やシロアリ等により被害が出たための改修工事であります。

項6美術館費ですが、60万円を増額しました。

これは、節14工事請負費の増で、美術館のロビーの両側にある照明8灯をLEDに交換する費用でございます。暗かったロビーがかなり明るくなります。

項7図書館費ですが、260万円を増額して2,096万4,000円といたしました。これも、節14工事請負費の増で、保育園の隣に造成した駐車場の増工分になります。内容は、村営駐車場の表示板、新たに設置したセーフティーパイプ4本、ラバーポール8本、隣の家との間のフェンスを設置した費用でございます。工事を進める中で新たな工事が必要になってきたため、今回、増額をお願いするものであります。

教育費は以上でございます。

◎陳情第1号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 「 日程第16、陳情第1号 「健康保険証」の存続に関する意見書の提

出を求める陳情書についてを議題といたします。

片田議会事務局長、説明をお願いします。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 陳情第1号につきましては、陳情書の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

令和5年8月9日、青木村議会議長、松澤正登様。

陳情者、長野県保険医師会会長、宮沢裕夫。

「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情書。

陳情趣旨。

政府は、2024年秋に現行の健康保険証を廃止しマイナンバーカードに一本化する法案を可決成立させました。しかし、誤登録や情報漏えい、資格無効と表示される等、マイナ保険証に関するトラブルが続出し、多くの患者、国民が不安を抱えています。

長野県保険医師協会が実施したアンケート調査、回答数121件では、オンライン資格確認システムを運用する医療機関106件のうち71件、67%が何らかのトラブルを経験しています。トラブルの内容として、他人の情報がひもづけられていたケースが2件ありました。誤ひもづけによる投薬、診療情報の取り違えは重大な医療事故につながりかねません。機微性の高い医療情報を他人が閲覧できる状態になっていたことは重大な問題です。

また、保険資格が確認できず、窓口で10割負担となったケースが6件あり、経済的理由により受診が困難となることも懸念されます。さらに、寝たきりや認知症、独り暮らしの高齢者や心身に障害を持つ方々は、十分に対応ができずに必要な医療を受ける権利が損なわれるおそれもあり、国民の生命にかかわる深刻な事態にも発展しかねません。誰もが安心して医療が受けられる国民皆保険の土台を揺るがす重大な問題です。

いつでも、どこでも、誰でもが安心して医療を受けられるように、健康保険証の廃止は行わず、現在の健康保険証の存続を求めます。

陳情事項。

1、健康保険証の廃止は行わず、存続を求める意見書を国及び政府に提出してください。

以上、陳情第1号について御説明いたしました。

◎散会の宣告

○議長（松澤正登君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて解散といたします。

なお、議員の皆さんには、この後、全員協議会を開きますので、議員控室へ御移動をお願いいたします。

終わります。ご苦労さまでした。

散会 午後 1時54分

令和 5 年 9 月 7 日（木曜日）

（第 2 号）

令和5年第3回青木村議会定例会会議録

議 事 日 程 (第2号)

令和5年9月7日(木曜日) 午前9時開議

日程第 1 一般質問

出席議員(10名)

| | | | |
|----|----------|-----|---------|
| 1番 | 松本 淳英 君 | 2番 | 塩澤 敏樹 君 |
| 3番 | 平林 幸一 君 | 4番 | 宮入 隆通 君 |
| 5番 | 坂井 弘 君 | 6番 | 松澤 正登 君 |
| 7番 | 金井 とも子 君 | 8番 | 宮下 壽章 君 |
| 9番 | 沓掛 計三 君 | 10番 | 居鶴 貞美 君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------------------------------------|----------|------------------------------------|----------|
| 村 長 | 北村 政夫 君 | 教 育 長 | 沓掛 英明 君 |
| 参 事 兼 総務企画課長 | 片田 幸男 君 | 商工観光移住 課 長 | 小林 利行 君 |
| 住民福祉課長 | 小根沢 義行 君 | 会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管 理 監 | 奈良本 安秀 君 |
| 建設農林課長 | 稲垣 和美 君 | 教 育 次 長 兼 公 民 館 長 | 宮下 剛男 君 |
| 保 育 園 長 | 成沢 亮子 君 | 建 設 農 林 課 課長補佐兼 農業振興係長 | 上原 博信 君 |
| 建 設 農 林 課 課長補佐兼 建設防災 副 管 理 監 | 小林 義昌 君 | 建 設 農 林 課 課長補佐兼 下水道係長 | 横沢 幸哉 君 |
| 総務企画課 課長補佐兼 事業推進室長 | 塩澤 和宏 君 | 総務企画課 企画財政係長 | 金井 大介 君 |

課長兼
福祉係
福祉課
補佐
長

早乙女 敦 君

課長兼
福祉係
福祉課
補佐
長

依 田 哲 也 君

課長
觀光課
住移
觀光
工観
商移
商係

宮 澤 俊 博 君

課長兼
課長
企画係
補佐
務長
総務課

小 林 宏 記 君

事務局職員出席者

事務局長

片 田 幸 男

事務局員

小 林 宏 記

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（松澤正登君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松澤正登君） 本日の一般質問の傍聴には、村民の皆様の傍聴もいただくことになっております。大変に御苦労さまです。

傍聴席の皆様にお知らせをします。

本日の一般質問はもとより、11日、12日には委員会審議が行われますので、御都合がつかまりましたら傍聴いただければ幸いです。

◎一般質問

○議長（松澤正登君） 本日は、令和5年第3回青木村議会定例会の中で、一般質問日となっております。

7人の議員が一般質問を行い、終了後、総括質疑、委員会付託を行い、散会といたします。

質疑の方法は、質問者の希望により一括質問方式及び一問一答方式で行ってください。

質問者並びに答弁者をお願いいたします。

質問、答弁とも簡潔明瞭に行い、議論を深めてください。

質問時間は40分を超えることはできませんので、御承知おきください。

では、質問に入ります。

通告順に登壇をお願いいたします。

◇ 居 鶴 貞 美 君

○議長（松澤正登君） 10番、居鶴貞美議員の登壇をお願いします。

〔10番 居鶴貞美君 登壇〕

○10番（居鶴貞美君） おはようございます。

久しぶりの一般質問ですので大いに緊張しております。御答弁のほうよろしくお願いを申し上げます。

議席番号10番、居鶴でございます。

通告に従いまして、村長、教育長、担当課長より一括方式にて答弁をお願いをいたします。

質問事項は、大項目3件ありますが、大項目の1件ごとに答弁をお願いをいたします。

ここで、議長にお伺いいたします。

通告では、大項目1、2、3ですが、順番を3番、2番、1番に変更したいんですがよろしいでしょうか。

○議長（松澤正登君） 御意見どおり許可します。

○10番（居鶴貞美君） ありがとうございます。

議長のお許しが出ましたので、大項目の3件目、水道広域化についてからお聞きをいたします。

水道広域化については、人口減少社会の中でも安心・安全な水道水を届けることの理念に基づき、実現するために令和5年3月に長野県水道ビジョンが改定されました。水道広域化推進プランとしての位置づけであります。県内を9圏域に分けて広域連携を実施していくようでございます。近隣では、上田市が住民説明会等を開いて準備をしているようでございます。

それでは、小項目の①として、水道広域化に対する村の考えをお聞きをいたします。

②として、村として水道広域化の関わりについてお聞きをいたします。

③として、上田圏域で上田市、東御市、長和町、青木村の4市町村との連携が不可欠と思われま。考えをお聞きをいたします。

④といたしまして、水道広域化の流れがあるようですが、村の今後の水道事業に対する考えをお聞きをいたします。

以上です。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

居鶴議員の水道の広域化について、私のほうからは4点目の今後の水道行政に対する村の考え方について答弁をさせていただきます。

水道は御案内のとおり、これまで公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るため、水道の復旧、水道水の供給に努めてまいりました。青木村の水道復旧率は約100%でございまして、臼川ダムの整備等によりまして水道水の基本的な確保も図ってまいったところでございます。

今後のあるべき姿といたしましては、村民全ての方々に安全な水をいかなるときも安定的に供給することでありまして、そのための体制を確立することです。

あるべき姿の実現に向けまして、広域的な視点から連携、協力し、経営基盤の強化や水源の一元化を図るなどの広域化が有効な手段であるとして、国や県では積極的に指導しております。県の企業局、そして県の環境部、そして圏域市町村では、上田長野圏域での水道事業の連携・検討を進めているところでございます。

また、環境部では、先頃長野県水道ビジョンを改定いたしまして、水道広域化推進プランを作成する中で、全県の広域連携の方向性を示しております。

村といたしましても、広域化につきまして先行している上田市の動きを注視しながら、引き続き各枠組みの中での検討を進めていくこととしております。

水道供給施設、特に水道管路につきましては、耐震化と老朽化の布設替えを急いで実施してまいりたいと考えております。令和4年には水道管管路更新基本計画、そしてまた今年は導水管・敷設管詳細設計計画を策定中でございます。来年度から国の財政支援をいただきまして本格工事をスタートさせたいと考えております。

いずれにいたしましても、村民の皆さんのニーズに対応した信頼性の高い水道を提案し、次世代に継承しながら安定供給に努めてまいります。

以上です。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

〔建設農林課長 稲垣和美君 登壇〕

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、私からは御質問の1、2、3につきまして答弁をさせていただきます。

まず1点目の水道の広域化についてのお考えということに対する答弁でございますが、水道の広域化につきましては、令和元年10月に改正水道法が施行されまして、人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等、水道の直面する課題に対応し、

水道の基盤の強化を図るため、水道事業の広域連携が推進されております。

長野県でも、環境部水大気環境課が事務局となって広域連携の推進に向けて各圏域に広域連携検討の場を設置し、地域の実情や課題に応じた検討を進めており、今後はまず各事業体の業務内容を確認、共有するためのアンケートを実施していく予定となっております。

続きまして、2つ目の青木村との関わりについての御質問でございますが、当村におきましては、先ほど申し上げましたように、県下を9圏域に分けたうちの上田・長野圏域に属しております。これは上田地域の上田市、東御市、長和町、そして青木村の4市町村と長野地域の長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村の9市町村に、県の企業局を加えた14団体で構成されており、検討を進めております。

また、新聞等でも公表されており、議員も御存じのとおり、長野市、上田市、千曲市、坂城町、県企業局の5団体においては、事業統合を含めた事業者間での連携の検討が進められております。

青木村におきましても、先行するこの5団体を先行取組事例として情報提供をいただきながら、人材育成等の技術連携や一部事務での連携など実現可能なものを検討してまいりたいと考えております。

さらに、これとは別の枠組みとしまして、上小の4市町村と県の企業局、上田水道管理事務所を合わせた5団体によります上田圏域水道事業広域連携検討会を設置し、上田地域振興局環境課が事務局となって、どのようなことが連携できるのか、連携したいのかについて検討を進めております。

直ちに連携できることとしましては、緊急時の体制づくりを整備することとしております。これは緊急時に他市町村からの職員の応援や復旧資材の提供、給水タンクの派遣などをスムーズに行うことを目的としており、今後そのための連絡表を整備することとしております。

また、県企業局を含めた各市町村の主要施設を見学し、内容や場所を知っておくことも緊急時の円滑な対応に有効ではないかという考えから、今後数回に分けて施設見学会を実施することも計画していく予定でございます。

3番目の上田圏域で長和町と連携が不可欠ではないかという御質問に対してでございますが、先ほど来申し上げますとおり、長和町との連携はもちろん大切でございますが、相対だけの連帯にとどまらず、先ほども申し上げました上田・長野圏域、あるいは上小地域との連携についての検討を進める中で、緊密な関係を構築してまいりたいと考えております。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 御回答いただきました。

お聞きをいたしますが、この広域化した場合に、民営化にはならないのかどうかという心配される方もおいでになるんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 広域化になったときは、青木村だけの判断では、全体の判断になるわけですがけれども、私は民営化というのは、基本的に考え方は非常に慎重にやらなければならないというふうに思っております。

かつて給食センターを民営化した、あるいは保育所を民営化した、あるいは図書館を民営化したという例は過去に何回か例がありまして、今もやっているところもあるわけですがけれども、やはりいろいろ課題があつてうまくいっていない、いっている例もありますけれども、いかない例も多々あるわけでありまして。

そういうことで、民営化については相当慎重にやらなければならないというふうに思っております。

昨日、国に対して来年度の予算要望の中で、国からの説明の中で民営化について国はある程度の民営化をやったらどうだというふうに言っているんですが、緩やかな民営化ということも出てまいりまして、完全な全て委託ではなくて部分的にというような考え方も、緩やかな民営化という考えも多々出てきております。実際その場になってみないと分かりませんが、小諸市なんかは水道の民営化うまくいっているというふうに聞いておりますし、自治体として今後のあるべき姿、民営化というのはあるのかもしれませんが、今はそんなふう考えております。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） ありがとうございます。

今後人口減少を迎えておりまして、どこの各自治体もそうだと思うんですが、水道料金の値上げ、これは避けられないと、このように危惧されております。これに広域化になった場合に当然水道料金の関係も関係してくるかなというふうに思われますが、この水道料金についてどのようにお考えかお聞きをいたします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） まず、水道の経営の考え方なんですけれども、上下水道は公営企業でありますので公会計にいたしました。ですから、実際の何というんですかね、受益者負担が大原則の公営企業の中でいろいろ諸元が見える化の数値を図っております。

そういう中であります。広域化したらということ、広域化は今担当課長から御答弁申し上げましたように、メリットがある。スケールメリットがあるということを前提として考えておりますので、安くなるだろうという前提で広域化を考えてはおります。

ただ、ここへ来て私どもみたいな村にとりましては、非常に人口密度が低いわけでありませぬ。ですから、水道水の効率が悪いとか、冬期間の凍ることを考えて人口の減少やペットボトルの普及だとか、家庭の料理が少なくなったとか、洗濯機もそんなに水を必要としなくなったとかいろいろありますし、先ほども答弁申し上げましたように、管路、施設の老朽化、それから耐震化をしなければならないというふうなことがあります。

水道料金は、先ほど答弁しましたように受益者負担が大原則ではありますけれども、一般会計でできる部分もある程度認められておりますので、そういうことをなるべく一般会計が支出をして水道料金が抑えられるような、上げることを遅くする、あるいは額を少なくする、そういったことも我々義務、努力しなければならない義務であるというふうに考えております。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 続きまして、大項目の2件目です。名誉村民についてでございます。

1988年に条例が制定されて、現在まで4名の方が名誉村民になられております。1994年に宮原栄吉氏、2000年に小川原辰雄氏、2014年に宮原毅氏、今年2023年に五島慶太氏であります。宮原毅氏の死去により現在名誉村民で生存者の方はおいでになりません。

このような状況を踏まえまして、お聞きしてまいります。

まず、小項目①といたしまして、条例では第4条で「名誉村民の事績は「広報あおき」に掲載し、顕彰する」とあります。名誉村民4名に対する顕彰活動の状況をお聞きをいたします。

②といたしまして、小・中学校における4名の顕彰活動はどのようになっているのかどうかお聞きをいたします。

③といたしまして、宮原栄吉氏の胸像が平成10年に文化会館に建立されております。当時の記録を見ますと、村民の多くの方の支持があったようでございます。残りの3名についても胸像を建立すべきと考えますが、考えをお聞きをいたします。

ちなみに、胸像の価格は昨今で宮原栄吉氏の胸像の価格は、先日教育委員会の方にお聞きをしたら70センチぐらいだというお話です。昨今の値段だとおおむね165万円ぐらいしているようでございます。

以上です。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 名誉村民について私のほうから2点答弁させていただきたいと思えます。

まず1点目の顕彰の状況についてでございますけれども、名誉村民は元村長の宮原栄吉氏、それから前診療所の所長の小川原辰雄氏、前村長の宮原毅氏を名誉村民になっていただきました。

また、6月議会には議決をいただきました五島慶太翁につきまして、称号記及び名誉村民章などの準備中でございます、来る9月15日に贈呈式を予定しているところでございます。

顕彰の状況につきましては、条例の定めるところにより実施しております。4名は既に御案内のとおり故人となられておりますけれども、生前村に対する実績が極めて顕著でありましたことから、この4人の功績をしっかりと後世に伝えていかなければならないと考えております。

それから、3点目の胸像についてでございますけれども、宮原栄吉氏以外の名誉村民の胸像は、建立は今のところ考えておりません。また、村民の皆さんから、あるいは関係者の皆さんからそのようなお話は今のところないわけでございます。名誉村民の方には名誉村民称号記、そして名誉村民章を製作いたしましてお受け取りをいただいております。

また、待遇や弔意につきましても、条例に基づきまして誠心誠意努めさせていただいております。

宮原栄吉氏の胸像につきましては、今居鶴議員からお話のあったとおり、村民の有志の皆さんが実行委員会を設立し、寄附を募り建立したものと承知しております。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

〔教育長 杓掛英明君 登壇〕

○教育長（杓掛英明君） ②番目の小・中学校での4名の顕彰活動の状況はどうかということについてお答えいたします。

五島慶太翁については、「五島慶太のひみつ」というパンフレットを令和3年に保育園、小・中学校の児童・生徒全員に村から配布をいたしました。その後は毎年小学校6年生と中学校2年生、それにその年に青木小・中学校に着任された先生方に配布し、慶太翁の生き方に学ぶ機会を設けております。

また、小学校6年生は修学旅行で東京渋谷を訪問し、東急の方々の手厚い歓迎を受けるこ

とから、修学旅行をきっかけにして慶太翁の生き方を学ぶこととなります。

他の3名については、必ず扱うという計画にはなっておりませんが、昆虫資料館の見学を通して小川原先生について触れ、または地域学習の一環として合併しなかった理由を考える中で、前村長さんの考えに触れる等の学びはあると考えております。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 答弁ありがとうございました。

それでは、2点ほどお聞きをいたします。

顕彰活動というのは、その実績・功績を次世代に伝える、こういうものでございますが、ただいま教育長からもお話をいただいたんですが、現在週1回道徳の時間があります。また、総合学習、ただいま教育長からありましたとおり、五島慶太氏の取扱いを教えると、このようでありましたんですが、道徳と総合学習、五島慶太氏と同様に4名の方も扱うことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 全ての名誉村民についての学習を早急に指導計画に盛り込むというのは難しいと考えておりますが、先ほどもお話ししたとおり、地域を学ぶ学習の一環として皆様の果たした役割を考えることが現実的ではないかと考えております。

もう一つですが、以前行ったことがあるところでいいますと、生涯学習講座において「青木村の偉人」というテーマで講演会を行い、様々な視点から青木村の偉人を取り上げて紹介していただいたことがあります。このように、学校教育の場や社会教育の場を通して学ぶ機会を大切に考えていきたいと考えております。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 現在の宮原栄吉氏の胸像、文化会館にあるんですが、維持管理はどのように行われているのかどうかをお聞きをいたします。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 文化会館の中庭にあることから、会館の環境整備の一環として草刈り等の作業を教育委員会を中心に行っております。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） それでは、大項目1の松くい虫対策についてです。

この関係につきましては、今回の決算書において、また一般会計補正予算において需用費の計上がなされているところでございます。

松くい虫は、マツノザイセンチュウという微小な生物がマダラカミキリにより健全な松に運ばれて松を枯らすということのようでございます。アカマツ、クロマツに感染するということです。

それでは、小項目の①として、今年度は例年に比して被害が拡大しております。被害の状況をお聞きをいたします。

②といたしまして、今年は被害木が多く目立っております。原因・要因として考えられることは、陽気の関係とマツノザイセンチュウの大量発生が考えられますが、いかがですか。

③といたしまして、当郷から村松、入田沢南側に多く、730立方メートルの伐倒駆除作業の契約がなされたと令和5年6月の第2回定例会で村長の挨拶の中でありました。進捗状況をお聞きをいたします。

④といたしまして、森林づくり推進事業の全体計画で、令和5年度までに140立方メートルの被害木の伐倒駆除があります。進捗状況をお聞きをいたします。

⑤といたしまして、現在までの予算の執行状況をお聞きをいたします。

⑥といたしまして、今後の見通しと対策についてお聞きをいたします。

以上です。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 松くい虫の関係の今後の見通しと対策について、⑥点目答弁させていただきます。

青木村の森林面積は、4,620ヘクタールで全地域の約80%でございます。村の森林を守ることは、また国土を守ることでもあります。森林の役割・効果につきましては、様々な生物を守り、地球温暖化を防ぎ、快適な環境をつくり、山崩れや台風などの災害から地域を守り、水を蓄え、山の豊かな資源を生み出し、安らぎを与えてくれる。そして文化の伝承や教育の場として、村民の生活にとりましても大変有効な存在でございます。

そういったことを基本に考えておまして、御案内のとおり、6月3日には、本年ですね、「青木の森林（もり）は長沼の堤防」と題しまして、長野市の長沼の皆さんと一緒に千曲川の上・下流住民によります共同植樹会を開催いたしました。松林は青木村の代表的な樹種で、アカマツが約1,213ヘクタールの面積を占めております。引き続き国や県、そして森林環境譲与税など財源の確保を図りながら、松くい虫対策をしっかりと実施してまいります。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

〔建設農林課長 稲垣和美君 登壇〕

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、私からは御質問の1番から5番までについて順次答弁を申し上げます。

まず1点目の今年度の被害状況に対する所管につきましては、議員お見込みのとおり、例年になく大変多い状況であるというふうに認識をしております。

2番目の陽気の関係とザイセンチュウの発生、原因・要因についての御質問でございますが、議員御指摘のように本年は4月初めに高温が続く日があり、以降も気温が高い日が継続していたことから、マツノマダラカミキリの飛翔が活発になり、例年より多く発生したのではないかというふうに推測をしておりますが、はっきりした原因究明には至っていないのが実情でございます。県林務課に確認をしたところ、同様の見解でございました。

この状況は、本村に限らず他市町村でも同様に多く発生しているということでございまして、今後発生状況を注視しながらこれまで同様に全量伐倒燻蒸処理に取り組んでまいりたいと考えております。

3番目の伐倒燻蒸作業の契約がなされた後の進捗状況について御質問でございますが、松くい虫の発生場所としましては、議員お見込みのとおり、国道143号の北側、松本方面に向かって南側の山林で多く発生が確認をされております。

進捗状況につきましては、松くい虫被害木が多いことから、総合契約を行いまして伐倒燻蒸処理の施業を行いました。ハルク処分の施業については、9月からキノコの時期となりますので、作業のために施業者が入山をし続けておりますと、山の権利者とのトラブルや誤解を招くおそれもあるため、8月下旬までの施業を行ったところでございます。

4点目の森林づくり推進支援事業の進捗状況についての御質問でございます。

令和5年度の森林づくり推進支援事業につきましては、先頃県から内報がありまして、中村地区の横手キャンプ場内の景観整備に施業量63立方メートル、事業費で85万円、また、殿戸地区のライフライン等の保全整備事業として、殿戸配水池周辺の電線等にかかるおそれのある支障木の除去としまして、施業量55本、事業費で183万円を予定してございます。

また、村松地区のファンキー・シャトー周辺の森林病虫害被害対策としまして、雪害、風倒木の除去としまして、施業量33立方メートル、事業費で82万円を予定してございます。これは松くい虫の被害木ではありませんが、倒木や折れている松をそのまま放置いたしますと、いずれ松くい虫被害木になってしまうため、防除対策として実施しております。

これまでの実績としましては、令和2年度に38立方メートル、令和3年度に33立方メートル、令和4年度に32立方メートルを施業しており、合計で103立方メートルでございます。

計画の最終年度である令和5年度についても秋以降に実施してまいります。

今後も松くい虫対策に加え、森林の適正な維持管理を行うため、補助金等を活用しながら必要な施業を進めてまいります。

5点目の現在までの予算の執行状況についてでございますが、随時施業が済んだ事業から完了検査を行い、支払い手続を進めており、適正な予算執行に努めております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） ありがとうございます。

それでは、お聞きをいたしますが、伐倒駆除は当年度に枯れたものを6月中旬ごろまでに駆除が必要と言われております。この点についてお聞きをいたします。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、お答えを申し上げます。

議員御指摘のように、以前はマツノザイセンチュウが飛翔する6月末頃までに施業することが有効であると言われておりましたが、近年では地球温暖化の影響もあってか気温が高い状況が続き、7月以降も松枯れが発生している状況でございます。引き続いての施業、伐倒燻蒸処理が必要であるというふうに認識をしております。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 予防につきまして、薬剤散布、空中散布、地上散布、樹幹注入が考えられますが、有効手段とこのような御指摘もありますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

ヘリコプター等を使った空中散布、また、噴霧器による地上からの薬剤散布ともに、羽化、脱出したカミキリの成虫を駆除し、被害の蔓延を防止するという観点から有効な方策の一つであるというふうに認識をしておりますが、住民の皆さんからの散布による健康被害を心配される声がある中、現時点では薬剤散布を導入する予定はございません。

また、樹幹注入につきましては、マツノザイセンチュウの侵入を防ぐため、薬剤を注入することは松枯れを予防する観点から有効な対策であると考えておりますが、費用が高額であるということから、現在では特に守るべきエリアとしまして、大法寺の周辺に樹幹注入を行っております。こちらは1本当たり5本か7本薬剤の注入が必要でということで、有効期間

も5年ということからランニングコストもかかるため、なかなかエリアを拡大することは現時点では難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 最後にもう1点お聞きしたいんですが、松くい虫の被害は以前標高800メートルぐらいまでと、それから被害の時期は先ほど申し上げたとおり、大体6月、7月ぐらいということのようでしたが、近年は通年だと、標高も関係ないというような話を耳にしたんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 議員御存じのとおり、また、周辺の市町村の状況を見ましても、既に800メートルを超えたところで多くの松枯れ等が散見されているという状況でございまして、これまでのようにいわゆる800メートルという目安というのは、もう今では通用しないという状況であるというふうに認識をしております。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） ありがとうございます。

村長の5日の開会の挨拶の中で、「村民や村議会の皆さんからの要望は、その多くが財源を伴います。財政力指数0.22は、県内市町村の中でも下位の青木村にとって、財源の確保は喫緊の課題である」と言われました。財源、財政力こそ今後の重要なテーマとなるではないかと私は考えております。心して取り組んでいきたいと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○議長（松澤正登君） 10番、居鶴貞美議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 松 本 淳 英 君

○議長（松澤正登君） 続いて、1番、松本淳英議員の登壇をお願いします。

〔1番 松本淳英君 登壇〕

○1番（松本淳英君） 議席番号1番、松本淳英です。

事前通告に基づきまして、大きく2項目につきまして質問いたします。

まず、最初の項目であります村内各施設の運用方針について質問いたします。一括質問と

させていただきます。

新型コロナウイルスの感染症区分が第2類から第5類に変更されたことを受けまして、社会活動は急速にコロナ前に向けた回復を続けております。

一方で、ロシアによるウクライナ侵攻に伴う世界的なサプライチェーン分断の影響は円安の継続により増幅され、輸入品を中心とした物価の上昇につながっております。

長期的には、今後生産年齢人口の総体的な現象が続くことで、労働力の不足や人件費上昇による国内物価の上昇が懸念されるとともに、総人口数の減少による全体の需要減少が各所に影響してくるものと考えられます。

このような外的環境下において、当村では東証上場企業による新工場稼働が始まるとともに、今後は国道143号線新バイパスの開通を見据えた村づくりが本格的に求められてまいります。特に観光産業を中心としたサービス業においては、新バイパス開通による恩恵の大きさ、農業を含めた周辺産業への経済波及効果の大きさ、自治体の政策が影響を与えやすいという意味において、その政策が重要であります。

急速かつ複雑に変化する社会情勢の中、今後の青木村の成長をどう図るのかを踏まえ、6項目について質問をいたします。

まず最初に、指定管理制度において業務委託をしている施設について、運営管理者の経営状況について質問いたします。

一般的に、指定管理業務の受託により指定管理者が過度の収益を計上することは利用者の過剰負担を意味いたします。

また、一方で事業の継続性や質の保障を確保するためには、過度な損失の計上が続くことも問題であります。

コロナ禍からの回復が続く中、物価上昇が経営の重しになるなどめまぐるしく外部環境の下、当村において指定管理者の経営状況をどのように認識しておりますでしょうか。

次に、青木村が指定管理により運営している3つの温泉施設の利用料について質問いたします。

先日、国民保養温泉地協議会の総会が当村において開催され、国民保養温泉地としての田沢・沓掛温泉の貴重性が改めて認識されました。また、田沢温泉においては、ネットメディアにより長野県2番目という高い評価も受けております。もとより田沢・沓掛両温泉については、県内で屈指の泉質というすばらしい評価を多くの方々から受けております。

現在、温泉施設の利用料は有乳湯・小倉の湯で大人200円、くつろぎの湯では300円とな

っております。一方で、周辺自治体における指定管理温泉では、上田市では別所温泉あいそめの湯などが一般500円、長和町ではやすらぎの湯などが中学生以上600円となり、当村の利用料と比べて大きな開きがあります。

施設やアメニティー等のサービスの違いがあり、単純な比較はできませんが、当村の温泉施設の利用料はやや安いと感じる方が多いと思われます。他の条件が一定であれば、県内屈指の泉質の温泉では県内屈指の高い利用料がつくことが合理的であります。

また、長期化する燃料価格などの物価上昇や今後本格化するであろう人件費の上昇を踏まえれば、経営面において現在の価格を維持するのは難しくなることも懸念されます。

利用料において村内の利用者と村外の利用者を分け、村外の利用者から従来以上の利用料をお願いすることや、半年や1年利用者向けの定期券を発行し、利用頻度の増加を図るなど、現在の利用料を見直す余地があるかと考えられます。当村が指定管理にて運営している温泉の利用料についてお考えを御回答ください。

次に、関係した質問になりますが、当村が指定管理にて運営する3つの温泉施設の長期的な運営方針をお伺いいたします。

村内3か所において大変泉質がよい温泉を格安にて利用できることは、青木村民としての幸せの一つであり、現在の形で温泉施設が運営されることは望まれることであります。

しかし、一方で、長期的に見た人口減少による利用者の減少や観光面での活用についても考える必要があります。せっかく3つの施設が存在するわけですから、それぞれの特性を生かした運営を考えていくことが重要であるかと考えます。

有乳湯については、泉質の優位性や立地条件を踏まえ、村外の観光的な利用者をより意識した活用が考えられます。泉質という大変大きな強みがあるわけですから、施設の恒久化を図り、相応の料金を求めることで田沢のブランド力の向上が期待されます。

一方で、青木村の中心に位置し、村営バスでは乗りつけも容易なくつろぎの湯においては、村内在住者の日常使用としての利用に適しております。老人福祉センターや文化会館などの周辺施設にも恵まれており、村民同士の交流の場としての施設の充実を図っていくことが考えられます。

村内にある3つの温泉施設について、人口減少に伴う需要の減少という長期的な見通しに立てば、それぞれの特性を生かした活用を考えていくべきと考えますが、当村としての運用の方針を御回答ください。

次に、青木村が直接運営している青木村郷土美術館の利用料について質問いたします。

現在、条例に基づく観覧料は大人200円、高校生以上の学生150円、小・中学校児童100円となっており、それぞれについて20名以上の観覧に団体割引があります。

郷土美術館においては、一般展とは別に期間限定の特別展を開き、来館者の目を飽きさせない工夫がされております。この特別展について、一部の特別展を対象として別途観覧料の設定を可能にすることについてお考えをお聞きいたします。

特別展を開く場合、平時と異なる展示をするため、展示品の賃貸やパネルなど整備に費用がかかります。また、広告を打ち来館者を増やすこともあり得ます。これらの経費を補うために、観覧料に一定の上乗せを図ることは合理的であります。質の高い展示については、相応の観覧料を払うことに理解を示す方は大勢います。観覧者からの観覧料をある程度見込み、従来の予算の枠を超えた特別展を開くことは、青木村郷土美術館の魅力を高めることにつながります。より柔軟な観覧料の設定を可能にするよう条例を修正することについていかがお考えでしょうか。

また、同様のことは、信州昆虫資料館においても言えます。あわせて、昆虫資料館においても、入館料について条例を修正することについて御回答をお願いいたします。

事前通告に基づくこの項目最後の質問としまして、施設命名権の活用についてお伺いいたします。

自治体が所有する施設に対して社名や商品名などを愛称としてつける施設命名権、ネーミングライツがあります。具体的な例では、セイジ・オザワ松本フェスティバルが行われた長野県松本文化会館は、キッセイ文化ホールの愛称で親しまれております。企業としては、命名権を利用することで地元における知名度向上が期待できる一方、自治体としては命名権の売却による歳入の増加が期待されます。

当村においても、今後既存企業の事業拡大や新規企業の参入等により施設命名権の需要が出てくる可能性があります。当村における施設命名権の活用についてお考えをお聞かせください。

最初の項目、以上6問質問させていただきます。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 松本議員から村内各施設の利用方針について御質問いただきました。

私から②、③について答弁をさせていただきたいと思います。

田沢温泉の有乳湯は地元の財産組合が、また小倉の湯は地元の沓掛区が主体性を持ちまし

て長い間管理運営をしているところでございます。

村の指定管理に至った経緯につきましては、竹下内閣のときに各自治体に1億円の支援があった。その施設の改修をする、これのときに2つの温泉が村の指定管理になった経緯があります。

長い2つの温泉の経過の中で、有乳湯は地元の財産組合が、また小倉の湯は沓掛区が主体性を持って管理しているところでございます。いつも来ていただいているお客さんには、割引についても一部では既に実施しております。それから社会福祉協議会が経営しておりますくつろぎの湯も、年間券と半年券をもちましてやっているところでございます。

最近村の支援につきましては、有乳湯につきましては券売機について、小倉の湯につきましては、一部の建物改修について村からの財政支援を行っているところでございます。お客さんから見れば、入湯料は周辺施設よりかなり安いだろうというふうに思っております。すばらしい、今御質問にもありましたように、温泉の湯の質に魅力があるわけでございます。

くつろぎの湯は1人300円でありますけれども、距離が遠くても一定の年齢の方ですね、ある程度の年齢の方ですね、距離が遠くても100円安い有乳湯へ行くよという方もいらっしゃいます。村の財政状況から見れば値上げをすることは大変魅力ある提案でございますけれども、この値上げをするならば、市の施設が一緒になってしなければならないなというふうに思います。今値上げするには1つとして住民福祉、特に高齢者の福祉の立場、それから公衆衛生、あるいは観光、にぎわいの創出などの視点からの検討が必要になってくるというふうに思っております。

値上げをする条件といたしましては、ささらの湯でありますとか、相染閣のような立派な休憩施設が必要になってくるのではないのでしょうか。

ちなみに、別所温泉の石湯とか大湯などは200円、それから鹿教湯温泉の文殊の湯は300円と承知しております。

このような状況から、3施設の入湯料を今すぐ値上をするという環境にはないと考えておりますが、今後も地元の皆さんの意見を尊重したいと思っております。

3点目の3つの温泉施設の特性を生かした活用について答弁を申し上げます。

青木村の温泉は温泉の質、そして量、環境の面から評価をされまして、御質問にもありましたように、温泉法に基づく国民保養温泉に指定されております。これは誇るべきことであるわけでございます。

私は、常日頃から村づくりをする上でこの温泉があるということは、2つの温泉地がある

ということは大変大きな意味がありまして、感謝を常々しているところでございます。

しばらく前になりますけれども、温泉ソムリエという資格のある方が有乳湯に来られまして、温泉の質は日本一だと褒めていただきました。私は、この方は一方では、施設についてはもう少し改善する余地があるんじゃないかということと言いたかったのではないかと思っております。

御質問の3施設ともどちらかといえば村外よりも村内の方が多く使いまして、村内の方が対象という施設でなければならないとも考えております。

実はコロナの最中、この温泉3つを閉鎖しなければならなかった時期があるわけでありまして、家に風呂がないとか、何十年も家の風呂を沸かしたことがないというふうなことが分かりまして、温泉に期待している、頼り切っている家庭も多いんだなというふうに思いました。

したがいまして、施設の恒久化を図り、それにふさわしい高い料金を徴収することは、多くの村民の皆さんの希望されていることではないのではないかとこのふうにも思っております。

ちなみに、田沢温泉の一部の旅館では、日中すいているときといましようか、500円で入湯しておりますので、これを使っていただく方法もあるんだなというふうにも思います。

くつろぎの湯は年間約6万人、それがちょっと下がりました5万5,000人でありましたけれども、今までは6万人のペースでくつろぎの湯を利用させていただいております。

御質問の中にもありましたように、診療所とか町なかの買物の村営バスの運行を含めて利用者の利便を今後も図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

〔参事兼総務企画課長 片田幸男君 登壇〕

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、私のほうから1番目の指定管理の経営状況をどう把握して認識されているかという御質問、それから最後のネーミングライツの活用について御答弁を申し上げたいと思います。

初めの指定管理の経営状況の把握・認識の状況でございますけれども、青木村公の施設の指定管理の指定の手続に関する条例、この第6条の中で、指定管理者には事後報告書の作成及び提出が義務づけられております。

報告書の内容としましては、管理業務の実施状況及び利用状況、使用に関わる料金の収入

の実績、それから管理に関わる経費の収支状況、そのほか管理の実態を把握するために必要な事項を記載していただき、毎年度終了後提出をいただくということになっておりまして、その中で状況を把握しておりますし、また、村長、職員も含めまして折に触れて現地へ赴いて状況の把握に努めているというところでございます。

また、村の監査委員さんにも例月の監査ですとか、決算審査の折に現地や役場にて当該施設の実態について感想をいただき、必要があれば必要に応じて御指摘をいただいているという状況でございます。

また、最後の御質問にございました施設命名権、ネーミングライツの活用についての考えということでございますが、施設命名権につきましては、企業側にとりましては宣伝効果ですとか、イメージアップ効果がございまして、自治体側にとりましては、その命名権料によって維持管理費の軽減につながるといったメリットがあるかと思っております。

一般的には、御質問にもございましたけれども、数千人とか数万人収容の大規模施設への命名権が多いというふうに承知しておりますけれども、本村の施設につきましては、いずれも大規模な収容施設ではございませんので、企業側にとっても大きな宣伝効果は望めないのかなということで、これまであまり具体的に導入を検討してきたことはございません。しかし、最近では公衆トイレ等の小さな施設でも地元の企業が命名権を獲得しているような例もあるようでございます。

いずれにしましても、不特定多数の方の目に触れて、企業にとって宣伝効果やイメージアップが見込まれるということが前提となってくるでしょうから、議員の御指摘のとおり、今後の企業の参入状況や施設の利用状況によりまして、双方にとってメリットがあるなというふうに見込まれた際には、一定のルールの下に導入を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

〔教育長 杓掛英明君 登壇〕

○教育長（杓掛英明君） 私からは、④番の青木村郷土美術館特別展で別途観覧料の設定を考え直したらいかがかということについてお話しします。

9月1日から行っています「大法寺三重塔本尊「大日如来坐像」展」では、パネル作成、グッズの作成、角野隼斗のピアノの運搬料、ポスターの作成等で必要な経費が発生しております。中にはグッズの販売を行うことで今後の収益が見込まれるものもありますが、このよ

うな特別展では、入場料を上げていくという御指摘は十分にうなずける提案だと考えております。

一方で、現在200円という入場料は、村民誰でも気軽に来てほしいという狙いから設定された金額であります。また、青木村が運営しているということから、青木村の文化の向上を狙っているもので、利益のためではないことも御承知だと思います。

今回の提案は、以上のことを踏まえて、これから魅力ある特別展を展開する上では大変に魅力的な提案と考えております。今後相当高いレベルの特別展につきましては、条例改正も視野に入れて検討していきたいと考えております。働いている方の意欲にも通じる提案であると認識しております。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

〔商工観光移住課長 小林利行君 登壇〕

○商工観光移住課長（小林利行君） それでは、私のほうから5番目の信州昆虫資料館での条例の修正について御説明をさせていただきます。

特別展での入館料ということで御質問いただいておりますが、実際に館内の特別展時外に屋外でのイベント等を開催しまして、その際には参加費として保険料程度の最低限の経費を参加者から御負担いただいている現状であります。入館料につきましては、創設者であります故小川原辰雄名誉館長の理念を尊重しておりまして、入館料の値上げ、条例の見直しは考えておりません。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） 温泉施設につきましては、財政状況を考慮しましても、今すぐ値上げをする必要はないということで理解いたしました。村民の方々からとりましては大変いい状況かとは考えます。もし長期的に見た場合、もし値上げが必要になった場合は、村内外で差をつける等の値上げの方法に工夫をしていただけたらと思います。

また、施設命名権につきましては、やはり当村のような規模の小さい自治体におきましては、広告としての価値があまりないため、企業側からの利用のニーズが少ないかとは思いますが、

ただ、施設命名権には広告だけではなく自治体に対する寄附という意味もあるかと思えます。企業による自治体の寄附にもいろいろあるかと思えますが、施設命名権を実質的に寄附と考えれば、企業側には一定の税制面で損金作業できる利用も、メリットもあるように思わ

れます。このようなことも研究をしていただきまして、今後施設命名権が使われるように少しでも動いていただけたらと思います。

最後に、美術館や昆虫資料館の観覧料につきましてですが、デフレ下においては観覧料を維持することは実質的に値上げをしていたこととなります。実質的に値上げをしていたわけですが、単純に従来は施設の中身を、内容を充実していれば住民の理解も得られましたし、さらなる観覧者の増加の期待につながっておりました。

ただ、これからは労働者の不足による慢性的なインフレが懸念される状況において、このような状況においては、柔軟な観覧料の設定がないと村民の負担が増えてしまうということも考えられます。全ての一律的な値上げではなくて、値上げすることも妥当、合理的と考えるものについては、柔軟な対応も考えていただけたらと思います。

次の大項目としまして、地区自治会の各区ですね、未加入者について質問いたします。

引き続き一括質問とさせていただきます。

当村においては、ほとんど全ての住民が当たり前のように地区自治会、区に加入しております。行政だけではカバーしきれない様々な問題を地区によって対応していただいております。各地区の活動は、災害発生時の対応の早さや治安の改善、健康寿命の長寿化、子供の学力向上などにつながる大切な社会的資本、ソーシャルキャピタルであります。社会的資本である各地区組織が充実していることは、当村における大変大きな強みの一つであります。

しかし、移住者の増加や価値観の多様化もあり、自治会への加入を望まない移住者や脱会を希望する住民も遠からずいらっしゃいます。

以上を踏まえて、最初の質問としまして、当村の地区自治会、各区未加入者の現状について御回答ください。

次に、未加入者が存在することによって、現在問題となっている事象はありますでしょうか。他の自治会においては、未加入者に対する配布物の取扱いや共有ごみステーションの利用状況が問題となっておりますが、当村における現状についても御回答ください。

未加入者への対応は、基本的には各区での対応になるかと考えられます。しかし、各地区に役員において未加入者への催促等の対応は相応の業務負担になります。今後仮に未加入者が増えた場合、村として各区に対して未加入者への対応のサポートをすることが重要になるかと考えられます。

最後の質問になりますが、現在の各地区への村からのサポートの状況について御回答ください。また、自治体によっては対応マニュアルの作成や情報共有等を行っております。当村

においても、同様のことを行うことについてお考えを御回答ください。

以上、3点となります。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

〔参事兼総務企画課長 片田幸男君 登壇〕

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、お答え申し上げます。

まず、当村の地区自治会の未加入者の状況について、現状についてということでございますけれども、未加入者の正確な数値というものが村としては把握していないというのが現状でございます。

また、未加入者が存在することによっての課題、本村の状況はということでございますが、町場では今御質問にもありましたとおり、自治会に加入していない、協力しないという方がいるというお話はよく耳にするわけでございますが、本村ではあまりこれまでは耳にしてこなかったところでございます。

自治会の組織は、自分たちの地域を住みよいものにするために、生活環境の整備や福祉の向上、防犯・防災などの地域課題に住民同士が協力・連携して取り組む住民にとって最も身近な自治組織であるというふうに認識をしております。

また、地域の自治活動は自治会の区の活動はもちろんでございますけれども、それ以外にも消防団ですとか、高齢者クラブの活動ですとか、支え合いの会、また農水保全会とか、共有林の組合ですとか、区の下部組織として、また各実行組合ですとか、神社など幅広に広がっているものというふうに捉えております。

しかしながら、任意団体でございますので、加入の義務ですとか、加入しなかったからといって罰則があるわけではございません。そういうことになると、今御質問の中にもございましたとおり、地域のルールがどうなるのか、ごみ出しの問題や広報紙の配布、また回覧が回らないですとか、村八分になってしまわないかとか、役場への要望事項はどうやって上げていったらいいのか、地域の安全や子供の見守り、災害時の対応、心配される部分が幾つかございます。

地域のつながり、そのコミュニティーの維持というのがこのコロナを経験しまして、さらに大きな課題になっているのかなというふうに認識をしているところでございます。その未加入の原因というのがどこにあるのかということになるわけですが、それが区費の問題なのか、失労ですとか、不正規の問題なのかということがありますけれども、各区自治会側もこの実情に合わせて変わっていく、時代に合わせて変わっていく必要もあるのかなというふう

に思うわけでございますけれども、現状は原則自治会、こちら側としては自治会へ加入していただくように依頼をしまいたいというふうに考えております。

また、最後の御質問、現在の村からのサポートの状況についてということでございますけれども、村としましては、移住相談ですとか、村営住宅の入居時には丁寧に説明を行って、該当の区長さんにおつなぎをしている状況でございます。

また、通常の転入される方につきましては、受付の窓口で広報紙等の配布物の関係などから区長さんに連絡、相談するようにお話をしているところでございます。

また、村の村営住宅ですとか、定住応援、補助金等の交付を要件として、自治会や地域活動に積極的に参加するよう書面でもお願いをしております。

このような状況でございますが、今後とも丁寧な説明に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（松澤正登君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） 回答いただきました。

繰り返しになりますが、当村においては基本的にほとんどの住民が自治会に属し、充実した自治会活動も行われている点は、他の市町村が見本とすべきことであります。しかし、自治会への高い加入を支えた農業協同体としての重要性が低下しております。価値観の多様化や移住者の絶対的な人数の増加もありまして、従来どおりの運営が少しずつですが難しくなりつつあるのは事実であります。

また、人口の減少を受けまして、自治会活動の担い手の不足や負担の増加も懸念されているところであります。各自治会は任意団体ということで各自治会の判断を尊重すべきであります。自治会活動がより充実して運営できるよう、村としても情報交換や新しい技術の導入などサポートできることがありましたら積極的に対応していただけたらと思います。

特に未加入者の問題は都心においては大変大きな問題でありまして、マニュアル等いろいろなサポート体制は他の市町村にはあるかと思っておりますので、それらも参考にさせていただけたらと思います。

私からの質問は以上といたします。

○議長（松澤正登君） 松本議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 塩澤敏樹君

○議長（松澤正登君） 続いて、2番、塩澤敏樹議員の登壇を願います。

〔2番 塩澤敏樹君 登壇〕

○2番（塩澤敏樹君） お願いします。議席番号2番、塩澤敏樹です。

通告書に従い、大項目、青木村の教育と防災減災、2つ、それぞれにつき一括質問させていただきます。御答弁よろしくお願いたします。

まず1つ目の青木村の教育についてであります。青木村では保小中一貫、そして地域連携教育で基本的な生活習慣や忍耐力、思いやりや協調性を身につけ、自分や周りの人、故郷を愛する心を持つ知・徳・体の調和のとれた子供たちの育成に向けて家庭や地域と連携を深めながら、保小中一貫教育において確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくり、青木村のよさを伝える教育の推進をしていると思っています。

そんな青木村の教育の中で、保育と中学校の部活について今回は質問をさせていただきます。

まず、保育環境についてであります。全国の保育施設などで子供が大けがをしたなどの重大事故に関する報告が昨年は2,461件で、過去最多となったことがこども家庭庁のまとめで分かりました。前年から114件増と年々増えている状況のようであります。死亡事故の5件を除く2,456件の内訳を見ると、骨折が1,897件で約8割を占めました。意識不明のケースは19件、やけどは6件あったようであります。

また、不適切な保育は、昨年4月から12月にかけて、全国の市町村が把握した保育所で行われた子供の人格を尊重しない不適切な保育は914件で、このうち虐待に当たると確認したのは90件あったとしています。

保育所以外の施設、認定こども園、認可外保育施設などを含めた保育施設全体では、不適切な保育は1,316件、このうち虐待は122件確認されたということであります。

こども家庭庁は今年5月、不適切な保育が分かりづらいということもあり、虐待などが疑われる事案と定めるとともに、防止や対策についてのガイドラインを設けました。

そこで質問、1つ目、青木村の保育園での保育事故、虐待と疑われる事案について、今どのような実態なのかお聞きします。

次に、いずれも問題の背景には、保育現場の人手不足があると言われております。2023年6月に閣議決定された「こども未来戦略方針」に明記されている75年ぶりの配置基準改善では、新たな基準が提示されました。配置基準は国が定めた基準が基本となります。自治等や

保育園、保育施設の形態などによって基準は異なります。保育士の配置基準は保育士1人が対応する子供の数を定めている国の基準で、子供を安全に預かるのが目的です。年齢ごとに異なり、認可保育園では保育士1人に対し、ゼロ歳児は3人、1歳から2歳児は6人、3歳児は20人、4歳から5歳児は30人となっています。

そこで、質問2、国の基準は先ほど述べたものですが、村としての配置基準はどのようになっているのかお聞きします。

先ほどの配置基準の改善により、政府は国の基準より保育士を増やした保育所に対する運営費を加算し、支援を強化する方針を決めました。これは保育士の業務負担を軽くする狙いがあり、保護者が安定して預けられるよう保育の質の向上も目指しています。

早ければ2024年度から実施するとしていますが、そこで、質問3、来年度から国の支援、保育士の運営費の加算があるのでしょうか、お聞きします。

懸念は保育士の人手不足に拍車がかかり、奪い合いになる可能性があることだと言われています。保育士は他業種と比べ低賃金なこともあり、慢性的に不足しています。資格があっても働いていない潜在保育士も多いので、村としても保育士の処遇改善に取り組み、潜在保育士の復職の支援をぜひお願いします。

この間、NHKの番組でも、保育学が専門の中村学園大学的那須信樹教授は、不適切な保育が起こる背景には、忙しさのあまり保育士の間で会話が不足していることや研修に出かけることさえできない実態がある。保育士に時間的なゆとりを持たせるとともに、技能向上のために研修に行くことを後押しするなど支援が必要なのではないかと指摘していました。

そこで、保育士の研修に関する環境について、また、他地域との保育園との交流についてお聞きします。

以前は、青木村保育園でも保育士の交流が行われていたとお聞きしますが、現在は交流がないようであります。他園の職員と交流するよさの一つに、異なるカラーの保育を見たり聞いたりして学ぶことができるという点があります。他園の保育士の子供への声かけの仕方を見て勉強になると思います。また、保育士同士の連携の仕方や製作物のづくり方、書類の作成方法や会議の仕方なども、他園のよいやり方をまねて自分が勤務する園の保育をブラッシュアップすることも可能になります。

他園との交流を行うと、主任同士など自分と同じキャリアの人と同じ目線で話し合う機会が生まれます。新人育成の仕方や保護者、対応など主任の悩みも共有するだけでほっとすると思います。勤務園ではなかなか話せない、もしくは相談する相手がいないという場合も、

他園の仲間であれば悩みを話し合えるかもしれません。

先ほどの保育事故、虐待と疑われる事案への対応についても情報交換ができるのではないのでしょうか。

そこで、質問4つ目、保育士の研修や他園との交流は大切と考えますが、研修への参加状況はどのようになっているのでしょうか、また、他園との交流についてどのように考え、今後計画される考えはあるのでしょうか、お聞きします。

次に、中学校の部活動について質問します。

先日の教育をテーマとした県民意識調査で、部活動の地域移行についての結果が出ていました。若い世代では多くの方が必要だと思うとの結果が発表されました。全国では中学生の65%が運動部に所属していましたが、令和3年度はコロナ禍もあってか約58%と急激に減っているというデータがありますが、学園を超えて目的に向かって創意工夫を凝らすという部活動の経験は、その後の人生にも大きな影響をもたらしていることは、ここにいる多くの方も共有できるものだと思います。

そこで、5つ目の質問ですが、部活動の地域移行については、一般質問でも何回かされてまいりましたが、中学校での部活動、運動部活動の地域移行に向けた課題と今後のスケジュール、どのような体制で行っていくのか、加えて運動部活動だけでなく吹奏楽部の文化部についてどのようになっているのかお聞きします。

6つ目、文科省の学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の中で、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動を望まない教師が休日の部活動に従事しないことが示されています。また、休日指導する教師は教師としての立場に従事するのではなく、兼職、兼業の許可を得た上で地域部活動への運営主体の下で従事することとなり、令和3年度以降、教育委員会において兼職・兼業の許可の仕組みを適切に運用するようにする旨が示されております。これらに対する現状と今後の方針についてお聞きします。

7つ目、子供たちの部活動経験を充実させるため、青木村だけの部活でなく、近隣の市や町の学校の部活やスポーツクラブの中から選んで加入することで選択肢も増え、生徒の望む部活に入ることができるのではないのでしょうか。

そこで、広域で連携した部活の地域移行になっていくように、近隣の市町村で連絡協力会などを立ち上げ、検討をしていくことを要望しますが、いかがでしょうか。

8つ目、部活動においても文化部や運動部だけでなく、アイリスセミナーで行われているような地域との活動の部活、また、スポーツ庁が推奨する勝ち負けにこだわらず、運動に取

り組む「ゆる部活」なども開設できないでしょうか、地域の伝統文化継承部だとか、地域の魅力発信部とか、地域を考える部など、地域の方と一緒に活動できる部活やいろいろなスポーツなどを楽しく経験する部活などの開設、指導には地域の伝統文化に携わる方や地域おこし隊などの方が当たるようにして、地域と一緒に部活動を学校と考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

以上、8つについて御答弁お願いいたします。

○議長（松澤正登君） 成沢保育園長。

〔保育園長 成沢亮子君 登壇〕

○保育園長（成沢亮子君） 保育園より、1番から4番までについてお答えいたします。

1番、保育事故と虐待と疑われる事案についての青木村保育園における実態について。

保育事故については、命に関わる重大事故は確認されておりませんが、保育活動中における骨折、脱臼、ハチ刺されというけがで受診対応を行っている園児はおります。

いずれも再発防止のために、事故が起きた際にはヒヤリハットを含めて報告書の作成を行い、いつ、どこで、誰がどのようにしてなどを園内・園外を含めた危険箇所マップを活用しながら、職員間で共有を行い、事故防止に努めています。

虐待と疑われる事案については確認しておりませんが、昨年厚労省から保育所等における虐待等に関する対応についてという事務連絡がありました。これを踏まえて、園内で行う研究会の中で取り上げた事例は幾つかあるのですが、1つの例としては、他市町村でも導入したという平成29年全国保育士会で作成された人権擁護のためのセルフチェックリストを用いて、自分の保育が適切なものであるかの振り返りを全職員で行い、子供との関わりの中で気になる事例などの話合いを持ちました。この話合いは、職員たちにとっても自己を振り返るとてもよい機会になったという感想をいただき、毎年行っていくことといたしました。

2番目の村としての配置基準についてですが、国の基準と比べると青木村は大変手厚く職員の配置がなされています。

まず、ゼロ歳児は3人に保育士1から2名、1歳児は4人に保育士1名、2歳児6人に保育士1から2名、なお、未満児における職員1から2名という誤差は、月齢や一人一人の個人差を加味し、補助員を配置したものになっています。3歳児は15名前後を基準にして保育士1名配置、4歳児と5歳児については、学年がそれぞれ30名に満たないため、2クラスにすると必然的に1クラスは15名以下に職員1名という配置になります。

さらに代替職員、一時保育職員、支援担当など合わせて、フリー保育士が4月当初は7名、

現在は産休者2名おり、5名がおり、大変な未満児室には状況に応じて補助配置を行ってきました。

これ以外にも青木村の子育て方針、インクルーシブ教育の中で支援を要する子供さんには加配や補助をつけていただき、手厚い職員配置となっています。

議員がおっしゃるとおり、保育士確保だけでも大変な保育業界ですが、青木村保育園では力のある職員たちが集まりありがたく思っています。

3番目の国の支援についてですが、会計年度任用職員については、昨年度より公立保育園でも対応となった処遇改善が引き続き行われることになっています。

4番目の研修への参加状況及び他園との交流についてですが、研修については先ほどの職員配置でも御説明したように、フリー保育士の確保もきちんとできているため、1年の中で1回は何かしらの研修に参加できるよう年度の初めに研修の予定を組んでいます。

また、保育に支障のない夕方からのオンライン研修や長和町と計画する小県の研修は土曜日に設定し、どちらも超勤対応や代休として対応を行っています。

他園との交流については、研修の中に公開保育研修というものもあり、他園の保育を直接見させていただき、意見交換をするような場もあります。定住自立圏の参加型保育研修もあり、活用させていただいております。

また、他園ではありませんが、園内研修というものを取り入れ、お互いの保育を見せ合う公開保育を年に3回ほど行い、研究会で話し合いを持ち、資質向上のための保育の振り返りを行っています。

定住自立圏事業の中でかつて上田市、東御市と派遣交流を行ってきた経緯があり、今後も他の自治との合意をいただければ実施していきたいと考えております。

現在、青木村保育園では、新規職員と育休職員などの若い職員が増えています。自分たちの知らない外の保育を学んでくることはとても大事なことでありますので、職員の生活変化を考慮しながら今後市町村派遣は考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

〔教育長 杓掛英明君 登壇〕

○教育長（杓掛英明君） 中学校の部活動の地域移行について4点の質問をいただきました。

時間系列が分かるように、まず問7と問5を併せてお話しします。

7は青木村尾部活動だけではなく、広域で連携し連絡協議会で検討したら、5は地域移行

に向けた課題と今後のスケジュール、また、吹奏楽の文化部はということであります。

部活動の地域移行が提唱されたことを受けて、上小地区では東御市の教育委員会が中心になって、令和4年4月に委員会を立ち上げ、指導者の意向調査や中学校区のブロック分け、報酬等の様々な課題等について話し合いを行ってきております。

ちなみに、青木中学校は六中と四中でブロックを作り、生徒たちの移動ができるだけスムーズにできるようなブロック案が出ているところでもあります。

また、指導者の意向調査も行い、青木村では剣道、サッカー、野球、吹奏楽に関して指導してもよいと考えている方が、地域の方と先生を含めて8名おられます。

現在の状況は、上田市が地域移行に関する上田市としての委員会を立ち上げて検討を行っているところで、その動きを待って組織づくりや移動の問題、謝金の問題を検討していくこととなります。今年を含めて3年間の移行期間が設定されていることから、今後知恵を絞って子供たちの希望がかなえられるような体制をつくっていく必要があると考えています。

今後ですが、10月に上小地区としての3回目の委員会を行うことになっておりますので、課題や方向についてさらに検討を行っていくことになっていきます。

問題ですけれども、青木中学校が単級の学校になって生徒数が減少していることによって、野球部と女子のバスケット部が現在休部になっているという状況であります。今後も生徒数は微減になると予想されるため、子供たちが自分のやりたいスポーツを選ぶ環境を整えるためには、どうしても広域で考えていく必要を感じています。

そのため、上田市の動きに合わせた形で青木中学校の地域移行を考えていく必要があるため、一気に進められないことが課題となっています。

さらに、改めて子供たちの部活動をめぐる状況をお話しすると、青木中学校の生徒の中でクラブチームで運動を行っている子がもう13名もおります。サッカーが9人、野球が3人、バレーが1人、このように子供たちや保護者の意識では、中学校のスポーツは学校をかえて行うような意識ですとか、システムにもうなってきたと考えています。行政や学校が早急に対応していく必要があると考えているところでもあります。

また、文化部としての吹奏楽部も、運動部と同じように地域移行を考えておきまして、青木村吹奏楽団の方に地域移行の話はしてあります。まだ正式な依頼ではないため具体的な話になっていませんが、話が進んでくれば一緒になって相談を進めていただけたらと考えています。

次に、休日に指導する教師は兼職、兼業の許可を受けることになっていることについてで

すが、部活動の地域移行が進み、部活動を行う主体が学校ではなくて地域のスポーツクラブや自治体が行うスポーツクラブに移行した場合には、教師は兼業・兼職願を市町村の教育委員会に提出して活動を進めることとなります。現在も地域協が行われている地域の部活では、兼業・兼職願を提出して指導を行っているとお聞きしています。

青木村の場合は、まだ中学校の部活動なのでこの範疇ではございません。

一方で、先生方に意向調査をしたところ、4名の先生が地域移行の部活動指導を行ってもよいと回答されました。そのうち、半数、つまり4人のうち2人は自分の住んでいる地域で指導を願っています。

このような実態から、今後はますます学校を越えた活動になっていくのではないかと考えているところであります。

次に、地域との部活動「ゆる部活」や地域の伝統文化の地域部を考えていけないかということについてであります。部活動地域化が図られるようになったときに、子供たちの選択肢が増えることは望ましいと考えています。

また、現在でもスポーツ少年団の活動は、どちらかという楽しんで参加できる体制であるように考えておきまして、中学生も11名が参加しているという現状であります。

また地域によって、伝統芸能の練習に子供たちが参加するようにしている地域が2か所あります。青木中学校のこまゆみ祭における伝統芸能の発表も、伝統の継承に貢献していると考えております。

今後、部活動の地域化を進める場合、議員の言われるように、様々な選択肢ができるシステムの構築を図る必要があると考えています。

一方で、指導者の質も求められることから、研修の場も必要になります。謝金や異動なども含めて様々な視点からの検討が今後必要になってくると考えております。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

広域でそのような連絡会といいますか、委員会が行われていくことを期待していきます。

それと部活動をすることは、社会性を育み忍耐力や達成感が得られる、部活外のことで自信がつくなど様々なメリットがあります。子供の成長や将来に大きなプラスになります。

部活に入部の場合は、ハードな部活に入るか、緩めの部活に入るかとか、いろいろ考えることができると思います。自分の時間、友達とか、そういうものを選ぶこともできてくると思います。そんな選択肢が先ほど教育長さん言われたように、多くできるような部活動にな

っていけばいいなと思いますのでよろしくお願ひいたします。

また、保育についても、事故や不適切な保育についてそれぞれ対応されていること、また、手厚い保育がされていること、職員研修も含めてしっかりされているということをお聞きしました。

保育については、9月1日の信毎に「保育士待遇市町村と論議」として、「阿部知事の保育士の待遇面や給与面は踏み込めていなかった。子育て支援を充実し、若い世代が保育士として県内で活躍するためにも非常に重要なテーマとして、保育士の給与や待遇の充実に向けて市町村を交えた議論が重要と認識を強調された」という記事がありました。

村としても、保育士の給与、待遇の充実に向けてさらに検討をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

引き続きまして、次の項目、防災減災について質問させていただきます。

毎年のように台風や豪雨による水害や土砂災害などが発生し、日本各地に大きな被害をもたらしています。7月の九州大雨、そして東北での大雨は大きな被害が出ました。そんな大災害が発生した際、障害者や高齢者など自力で避難することが難しい人々が取り残されてしまうケースが多いということを前にも述べてきています。

大きな災害が発生した際、障害のある方にとってどんな困難があるのか。例えば聴覚障害者の方は、防災無線などの緊急避難を促すアナウンスが聞こえなかったり、聞こえにくかったりするため、何が起きているのか判断することが難しい。

また、視覚障害の方や車椅子の方は、自力での迅速に行動することは容易なことではないです。要支援者の避難計画策定の取組と課題について伺います。

昨年も質問で出ましたが、もう一度説明させていただきます。

現在、避難行動要支援者名簿の作成については義務化されており、青木村でも要支援者の名簿が各区や関係者に提供されています。豪雨による犠牲者のおよそ79%が69歳以上であるなど、いまだ多くの高齢者や障害者が被害を受けており、被害支援の実効性について課題がありました。

国は、この課題に対して災害の際に不可欠となる共助による支援についてより持効性のあるものにしていくために、令和3年5月に災害対策基本法が改正、施行されました。その中で、要配慮者の中でも特に避難行動要支援者の支援を迅速にするため、要支援者ごとの個別の避難計画作成を市町村の努力義務とすることが定められました。

そこで1つ目、青木村においても、提供された要支援者の情報から既に要支援者に対する

個別避難計画の作成を進められておると思いますが、現在の状況と課題についてまずお聞きします。

次に、福祉避難所への直接避難について伺います。

要支援者の避難についてですが、従来はまず一般の避難所へ避難する一次避難、次に市町村が移動を希望する要配慮者数を取りまとめて、福祉避難所を開設し、移す二次避難という流れでした。

福祉避難所は、要配慮者の方々が良好な避難生活ができるよう、障害者用トイレなどのバリアフリー施設や医療的ケアに不可欠な非常用電源設備、介護や医療処置に必要な水の確保といった支援が必要な高齢者や障害者を受け入れる設備が整っています。

その運用については、大規模災害などで避難生活が長期化するおそれがあり、一般の避難所で生活を継続することが困難な方を受け入れる二次的な避難所として開設されるとされています。つまり要配慮者は、一旦は指定避難所に避難することが必要であり、福祉避難所へ直接避難することは認められていません。

しかしながら、要配慮者の中でも、例えば重度の障害者や要介護度の高い方、多動症、自閉症など発達障害の方にとっては、たとえ一時的であっても一般の避難所での対応が著しく困難です。

この課題に対して、国は令和3年5月に改定された内閣府による副避難所への確保・運営ガイドラインの中で、地域防災計画や個別計画等の策定プロセスを通じて事前に避難先である福祉避難所ごとに受入れ者の調整等を行った上で、福祉避難所等への直接の避難を促進していくことが妥当であると直接避難の必要性を示しています。

そこで、2つ目の質問ですが、青木村における福祉避難所はラポートあおきと聞いています。この運用については、福祉避難所の確保・運営ガイドラインの改定で、福祉避難所についてあらかじめ受入れ対象者を特定し、本人とその家族のみが避難する施設であることを公示する制度が創設されました。

個別の避難計画や村の調査などに基づき、一定の基準を満たした要配慮者及びにその御家族を直接避難対象者として村が認定をし、避難規模の大小にかかわらず、指定された福祉避難所に直接避難していただく。受け入れる側にとっても、避難者に応じた受入れ体制を事前に整えていただくことができるので、要配慮者にとっても、受け入れる側にとっても有益だと考えます。

そこで、要支援者の福祉避難所への避難についての村の考えをお聞きします。

災害による直接的な被害を免れても、健常者でさえ慣れない避難所生活での過度のストレスがかかり、心身に支障を来したり、限られたスペースで同じ姿勢が続いたり、体を動かす機会が減ったりすることで健康状態が悪化し、亡くなる災害関連死も増えてきています。

避難所設置についても、昨年も質問しましたが、今年もまた質問させていただきます。

内閣府のガイドラインでは、避難所を開設するだけにとどまらず、その質の向上に前向きに取り組むことは、被災者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える基礎となる。発災後に取り組むことは当然であるが、発災前の平時からの庁内横断的な取組が欠かせない。併せて被災者の健康を守るため、人的資源の確保のため、医療・保健、福祉分野、ボランティア・NPO団体等、また、物的資源の確保のために関係事業者団体等々と平素より顔の見える関係を築くことも忘れてはならないとあります。

昨年の質問の答弁では、村の地域防災行動計画のダイジェスト版の中にある避難所設営のチェックリストを区長会で配ってあるので、それを活用していただければいいというような答弁がありましたが、チェックリストを配って確認してほしいだけでなく、実際に確認することで質の向上になっていくのではないのでしょうか。

避難所設置については、避難所として使うことが予定されている施設では、あらかじめ様々なケースを想定しておくことがいざというときの混乱を避けられます。避難所では不特定多数の人々が集まって生活するので、年齢、ジェンダー、家族構成、宗教、疾病、ペットなど、その特性に合わせた配慮も必要であります。

この頃の新聞の記事に、「上田第一中学生、パーティション設置体験」とか、また、「備える意識、育む阿南高生 学校が避難所に、設営学ぶ」で、それぞれ避難時の対応、避難所の環境について体験を行ったという記事が信毎に載っていました。それぞれ避難所になる学校での避難所での行動、避難所設置などについて学んでいます。

そこで質問3つ目ではありますが、役場職員も含め、各区の役員さんに避難所の設置などの研修を毎年行うことで、多くの方に設置について認識していただくのではないのでしょうか、そうすることで、防災・減災についての意識も高まっていくと考えます。避難所設置の研修や避難所運営確認など毎年行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、各区で作成のハザードマップには、地域の方と一緒に作成されて素晴らしいものができています。ハザードマップをつくられた地域で活用をさらにしていただくことが必要ではないのでしょうか。避難計画ができて実際に避難訓練をして確認することがないのと同じで、絵に描いた餅になってしまう。

そこで、4つ目の質問ですが、ハザードマップの利活用ができるように、地域で防災訓練やハザードマップの確認を行う研修会、集会を各地区で毎年総会や避難訓練で確認をしていただくことはできないでしょうか。村から区長会などでお願いしていくことは大切と考えますがいかがでしょうか。

以上、4つについて御答弁お願いいたします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 今御質問いただきました防災減災についての4について、私から答弁をさせていただきます。

ハザードマップの活用についてでございますが、防災減災につきましては、本議会、冒頭の私の挨拶でも申し上げましたとおり、関東大震災から今年は100年であります。

かつて物理学者でありました寺田寅彦は、「災害は忘れた頃にやってくる」、そしてその後が大事なんですけれども、「警告を発し、起きてしまった災害を忘れることなく日々の備えをしよう」というふうに説いております。

自然災害は毎年のように日本列島襲いまして、ただいま塩澤議員の御質問の中にもありましたとおり、いままで災害の少なかった青木村も例外ではなくなりつつございます。

令和3年の東日本台風を受けまして、地区防災マップは5地区で既に策定され、今年は夫神区で計画を予定しているところでございます。

御質問の中にもありましたこのハザードマップ、せっかくできておりますので、訓練、あるいは研修でこれを確認する、周知するというのと、できていない地区については引き続いたの策定をお願いしてまいりたいというふうに思っております。

そのために全員の皆さんが集まって研修をする、テーブルを囲んで過去に学ぶということは大変大事なことではないかというふうに思います。

訓練も、今避難所で泊まってというお話ありましたように、実際に起きた実態に即した訓練が大事ではないかというふうに思います。

災害の際の自助・共助の必要性を含めまして、区長会に今後もお願いをしてみたいし、私ども共に汗をかいて、安全な、安心な村づくりに努めてまいりたいと思っております。

○議長（松澤正登君） 奈良本防災危機管理監。

〔会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監 奈良本安秀君 登壇〕

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、私のほうから①

番から③番についてお答えをさせていただきます。

まず、①番の個別避難計画の現状と課題についてでございます。

現在、個別避難計画の作成につきましては、村は地域の関係団体、区、それから支え合いの会、それから民生委員会等の御協力をいただきながら作成を進めておりますが、まず現状といたしましては、現在作成済みである地区が中挾地区の1地区のみでございます。夫神地区と青木地区につきましては、現在作成に取りかかっておりまして、年度内の完成に向けて現在作成中ということでございます。あとその他の地区につきましては、いまだ未作成、もしくは未着手というような状態と把握をしております。

課題といたしましては、個別避難計画は要支援者一人一人の状況を確認していかなければならないということから、非常に時間を要しますし、負担も増加するため、計画作成に関わる人ですね、マンパワーがどうしても必要になるということから、なかなか進まない地区もございます。各地区ごと置かれている状況というのは異なりますので、それぞれ個別に現状をお聞きする中で、区ですとか、支え合いの会、それから民生委員会等の関係団体とまずはこの取組の必要性についての認識を共有して、連携・協力をして計画作成に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、②番の要支援者の福祉避難所についての村の考え方についてでございます。

先ほど議員おっしゃったとおり、令和2年度にラポートあおきさんと福祉避難所として災害時における要配慮者の緊急受入れに関する協定を締結しております。

令和3年5月に改定されました内閣府によるガイドラインの内容、受入れ対象者を特定し、交渉した上での福祉避難所への一時避難を経由せずに直接避難をさせるというその促進は、村及びその受入先でありますラポートあおき双方とも、事前に対象者を把握できるという点では有益であると考えますし、施設のほうからも協力も得やすくなると思っております。

今後、村としては、ラポートあおきさんと受入れ対象可能人数等のそういった調整も、確認も行いながら、人的、それから物的体制の整備を図っていくことで、災害時の直接避難を促進して要配慮者の支援の強化をしていきたいというふうに思っております。

それから、続きまして、3番の避難所設置の研修や避難所運営確認の毎年の実施についてでございますが、避難所を設置するには運営マニュアルですとか、チェックリストを事前に準備をしておきまして、それを関係者で共有して訓練等でその実効性を検証していくということは非常に重要であると考えております。

令和元年の台風19号の災害を受けまして、村では令和2年に地域防災力向上行動計画を策

定をいたしました。そしてその同じ年の9月の総合防災訓練におきまして、各地区の区長さんをはじめ、役員の方に御参加をいただいてテントの設置ですとか、段ボールを使った簡易ベッドの設置等の講習会を行いました。コロナ禍の影響もありまして、必要最小限の人数での実施にはなりましたが、非常に有意義な研修であったと記憶しております。

令和3年度以降については、やはりコロナの影響もありまして、なかなか継続することができず規模を縮小した防災訓練等になってしまっておりましたが、地区の役員さんも毎年変わっていくため、このような講習会を毎年行うことは必要かと思えます。役場職員も含めてこういった講習会を継続して行っていけるように、また企画検討してまいりたいと思っております。

ここ数年ですけれども、地区防災マップを作製していただいております。現在50区を作成済みで、今年度は夫神地区作成予定でございますけれども、作成いただいた地区につきましては、その翌年にそのマップに基づいた避難訓練等も必ず実施をしていただいております。その訓練の際に避難所の設置運営に係る訓練も行っている地区もございますので、今後はそういった機会を捉えて、区と連携をして講習会を行っていくことも併せて検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

役員さんが毎年変わっていくので、毎年やっているとやった人たちがどんどん毎年増えていく、研修を受けた人がと思えますので、ぜひとも毎年少ない人数でもやっていただいて、分かる方が増えていくという形がいいのかなと思っております。

小学校の防災倉庫にもたくさんの段ボールベッドがあります。あれは何だろうかという、この間も子供と見たときに分からないという。ですから、あれがベッドになるんだよというような、作ったりするのも子供たちの啓発になるのかなと。ふだんから子供たちにも防災・減災の意識を植え付けていくことが大切なのかなと考えています。

近年は、つまり先ほど言われたように、完璧に災害を防ぐことは難しいとして、減災の意識を高める重要性が注目されています。大きな災害の中で生き抜くためには、日頃から減災対策の意識を高く持つことが大切だと思っております。地域の皆さんが減災対策についての意識を持てるように、村として日頃からの啓発行動をお願いして、質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員の一般質問を終了しました。

ここで暫時休憩といたします。

この時計で11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（松澤正登君） それでは、再開いたします。

◇ 平 林 幸 一 君

○議長（松澤正登君） 続いて、3番、平林幸一議員の登壇を願います。

平林議員。

〔3番 平林幸一君 登壇〕

○3番（平林幸一君） 議席番号3番、平林幸一です。

議長のお許しをいただきましたので、私は、さきに通告をいたしました大項目1点、林業振興計画の推進について質問をしております。一問一答で御回答のお願いをいたします。

近年、気候変動の影響により、気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震が切迫しています。このような危機に打ち勝ち、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、防災・減災・国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要があり、国においてはさらなる加速化・深化を図るために、令和3年度から令和7年度、この間5か年に重点的・集中的に対策を講ずる取組が進められています。

安全・安心で住みよい生活を続けるためには、災害対策は不可欠なものになっています。その中でも、気象変動の影響によるものと思われる集中豪雨や台風による災害が至るところで発生をしております。我々が経験する可能性が高い災害と言えるのではないのでしょうか。

災害はいつやってくるか分かりません。雨の予報は、地震と異なり、ある程度予想ができるものとなっていますが、線状降水帯の発生など、想像を超える降雨の状況になることが見受けられます。今年も、8月の台風6号、7号がまさにこれです。この気候変動の影響によ

る豪雨の森林災害も全国で発生をしております。

2019年の台風19号による豪雨で千曲川の堤防が決壊をし、この豪雨災害を受けて、千曲川流域では堤防の強化や河道掘削、遊水池の整備、森林整備などを行って、流域全体で水害を軽減するプロジェクトが進められています。この豪雨災害をきっかけに、千曲川流域一体となって森林施策を進めることが下流に住む人々の生活を守ることにつながるということを改めて認識をしたところです。

このことから、下流である都市と上流である山村地域がその価値を広く共有し、都市と山村が相互に支え合う関係性の中で、人々がつながりある暮らしを実践し、次世代につないでいくことで、持続的で活力ある豊かな地域の実現を図ることができます。都市と山村の共生のためには、山が適切に管理されなくてはなりません。主にその地域資源を生かして、地域内の経済循環を高め、山村が、そしてその暮らしが元気でなければなりません。山林が元気に育ち、木材が搬出され、地域で加工され、販売されるという経済循環が大事です。持続可能なもうかる林業にするべきです。

森林が有する機能には、住宅等に利用される木材生産機能だけでなく、土砂崩れや洪水等の災害から人々を守る機能、豊かな水資源を育む機能、CO₂吸収などによる地球環境保全機能、生物の多様性を保全する機能等、我々の生活にとってなくてはならない機能であります。それが公益的機能であります。

第6次青木村長期振興計画では、森林の公益的機能の発揮・向上につながる計画的な林業の基盤づくりを進め、もうかる産業として林業を復興させる様々な取組・施策を実施しています。今、森林を取り巻く環境は大きく変化をしています。森づくりや林業の振興に力を入れることが本村の振興につながると考えます。

そこで、林業振興計画の推進について、以下、中項目3点、各小項目で質問をいたします。

まず初めに、中項目1として、青木村森林整備計画について、以下、小項目2点で質問をいたします。

第6次青木村長期振興計画において、青木村の総面積の約8割を占める山林を持続的かつ最大限に活用していくために、森林の多面的機能の発揮につながる計画的な林業の基盤づくりを進め、青木村の林業の継承・発展につなげるとして、様々な取組が展開されています。

そこで、小項目1として、前期基本計画、令和4年度から令和8年度の2年目となる現在の青木村森林整備計画の概要、進捗状況、課題についてお伺いをいたします。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

概要につきましては、当村の森林の特性といたしまして、林業生産活動が積極的に実施されるべきカラマツや杉、ヒノキを中心とした人工林とアカマツと広葉樹が混交する天然林から構成をされております。

人工林の傾向といたしましては10齢級以上が90%を占め、健全な森林づくりのために適期の間伐を推進するとともに、国・県で推奨しております主伐・再造林を中心とした施業をしつつ、森林資源の更新を図っていく必要がございます。ただ、山林の中には、作業道が整備されていないことや大型機械による施業ができず、木材を管理することができない森林もあり、施業を行っていない場所があるという課題がございます。こうした中、補助金等を活用し、所有者の負担を減らすような取組を行っているところでございます。

森林組合における村内の令和4年度から過去5年間の実績としまして、私有林と公有林を合わせまして森林造成事業が計約412ヘクタール、作業道の開設が計約5,200メートルの実績でございました。

引き続き、森林整備計画に沿って施業を進めてまいるとともに、併せて、村内一円において広く発生しております松くい虫の被害防除対策として、全量伐倒駆除を行いながら、適正な森林の保全管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（松澤正登君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

ただいまの御答弁から、森林整備計画の概要、進捗状況、課題を確認することができました。今後も引き続き、計画的な林業の基盤づくりを進め、青木村の林業の継承・発展につなげることに期待をいたします。

続いて、日本の森林面積の約6割は私有林であり、とりわけ人工林にあつては、その3分の2が経営管理が不十分となっているおそれがあり、森林所有者の不在村化や高齢化が進む中、さらに所有者不明森林は、森林の経営管理などに支障を来しているとの報告があります。

近年、森林所有者の世代交代等により、森林所有者の森林管理への意識の低下が全国的に課題になっています。新たな法律では、森林所有者には適切な時期に伐採、造林、保育を行う責務が明確化されています。森林所有者自らが森林を経営管理することが求められています。

そこで、小項目2としまして、現在の本村の所有者（私有、公有、国有）別の面積、割合、不在村者保有の森林面積の割合、森林所有者の森林に対する意識の状況について、どのよう

に捉えているかをお伺いいたします。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

当村の森林の面積は4,629ヘクタールありまして、内訳としますと、農林業センサスの数値でございますが、国有林が968ヘクタールで21%、公有林が774ヘクタールで17%、私有林が2,887ヘクタールで62%という内訳でございます。また、不在村者保有森林になりますが、こちらは税務会計課のほうから提供を受けたデータになりますが、約343ヘクタール、率にして7.4%という数値でございました。

森林所有者の方の意識については、特段、調査等を実施しておりませんが、林務行政に携わる方、また施業等を行っている方、また所有者の方、何人かからお話を聞いた中での実感として申し上げますと、かつては所有者の方が頻繁に森林に足を運び、境界の確認をしたり、また枝打ち、除間伐作業を行うなど、大切に森林を管理してきたいただいておりましたが、ここ最近では、相続をしたものの、相続をした方が山林の場所が分からない、あるいは高齢のため山林を手放したいなどの問合せが寄せられているということから推測しますと、高齢化に伴い山林を処分したい意向の方、あるいは山林への興味が希薄している傾向にある方が多いのではないかとこのように推測をしております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

現在は、森林から収入を得ることが非常に困難な状況です。所有者の高齢化と同時に、後継者、後継世代の森林離れが進んでおり、多くの森林は見通しもなく放置されているのが現状です。こうした林地の統合や換地、一括管理による効率化を進め、公的機関やNPO等が介入をして、森林の統括的管理手法を確立する必要があるというふうに感じます。

行政側へは、補助金等の直接的な支援はもとより、アイデアやニーズの創出、仲介等の積極的な取組を期待いたします。

続いて、中項目2としまして、森林施策を取り巻く社会環境について、以下、小項目3点について質問をいたします。

最近、カーボンニュートラルやSDGs等環境問題への取組で、社会的に森林への関心が高まっています。カーボンニュートラルについては、どの業種、業態においても今取り組むべき大きな課題です。

青木村としても、県の表明した気候非常事態宣言－2050ゼロカーボンへの決意－に賛同し、まず、村が実施している事務及び事業に関し、実行計画の事務事業編を2030年度までに策定、実施し、その後将来的には、村全体の温室効果ガス排出量削減等を推進するための地球温暖化対策実行計画・区域施策編の青木村版の策定をすると承知をしております。青木村の森林施策は、カーボンニュートラルやSDGsにも整合していると考えます。

そこで、小項目1として、青木村の森づくり、林業振興の施策とカーボンニュートラルやSDGs等の取組等の考えについてお伺いをいたします。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） お答え申し上げます。

青木村は、御質問にもありましたとおり豊かな森林に覆われておりまして、美しい景観を提供するとともに、水資源の供給源ともなっております。

近年、雨の時間降水量が大変多くなり、洪水の緩和機能も期待されておることから、SDGsの目標の15番におきまして、陸の豊かさを守ろうという中では、森林を守る大切さが位置づけられておるところでございます。

御案内のとおり、村の8割を占める森林は気候変動が進む中でも期待されており、その意味からも、森林を守ることは大変重要であると認識をしております。既に議員さんも御存じのとおり、村では、千曲川上下流住民による共同植樹会を長野市長沼地区の皆様と行いまして、実際に植樹作業を行うとともに、流域治水対策として森林がもたらす役割や機能について学んでいただき、意識の醸成を図る取組を行ったところでございます。

また、上小地区におきましては、上小林業振興会が事務局となって、にぎやかな森プロジェクト事業に取り組んでおります。こちらは、様々な皆様と連携する中で、経済・環境・社会の3側面から、森林・林業の課題に対する調査・研究活動や森林整備などに取り組み、成果の見える化を図ることで、脱炭素社会の実現や生物多様性の保全に寄与する持続的な森林経営を目指すものでございまして、令和4年1月以降、12の民間企業様との調印を行い、企業から寄せられている寄附金を原資とした植樹イベント等を企業様にも参加していただく中で開催するなどの取組を進めておりまして、企業側にとりましては、県のホームページにSDGsを推進する企業としてPRされるなど、社会的にメリットがあるものでございます。

御存じのとおり、森林が持つ多面的な機能である植物種、菌類の生物多様性保全、二酸化炭素吸収等の地球温暖化防止・緩和につながる地球環境保全、土砂災害防止、土壌保全機能、水源涵養機能、物質生産機能等々を維持保全していくことは、後世に残していかなければなら

らない現役世代の責務でありまして、村の8割を占める森林について、引き続き、整備保全に向けた様々な取組を総合的に進めてまいらなければならないというふうに考えております。
以上です。

○議長（松澤正登君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

ただいまの答弁から、本村の目指すものづくりは、カーボンニュートラルにも整合するものと承知をしました。カーボンニュートラルやSDGsなどの環境問題による森林への関心の高まりを本村森林施策推進への好機と捉え、森林のCO₂吸収源としての機能や環境対策へのニーズ等にも注視をしながら取り組むことを期待いたします。

続いて、小項目2としまして、2年前にウッドショックで木材価格が上がり、また木材の供給が追いつかないという状況がありました。木材価格高騰による住宅価格の高騰は、これから持家を持つとするファミリー層にとっては家計の負担が増えることになり、より安価な住宅を建てようとして、土地価格の割安なまちの郊外や農村部に人々が流出すると考えられます。青木村にとって流入の好チャンスでもあります。

そこで、小項目2として、ウッドショックの現在の状況についてお伺いをいたします。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、答弁申し上げます。

ウッドショックの影響から木材価格が高騰し、令和3年から4年にかけて特に高騰が続き、高止まりの傾向もありましたが、令和5年からは、全体としましては下落している状況にあるというふうに認識をしております。ピークは過ぎまして一旦落ち着いている感もありますが、ウッドショックの完全収束ということにつきまして言いますと、そもそもの原因であります新型コロナウイルスの完全収束というのが一つのポイントになるものというふうに思われます。

日本でも、この春、5類に移行したばかりでございますし、世界的にも完全に収束している状況ではありません。また、アメリカなどの住宅購入人口が減少すれば木材需要が低下することも期待されますが、これもすぐに木材価格に影響が出ることはないというふうに思われます。さらに、ロシアのウクライナ侵攻によりまして、木材供給に与える影響が生じる可能性も排除できませんし、今後、上昇をし続けている物価等の影響も考慮しながら、当面の間は、市場の動向を注視していく必要があるものと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

今の御答弁から、現在は、海外の木材需要が元に戻ったことで、木材輸入量も回復しており、国産材価格もウッドショック前に戻りつつあるということが確認をできました。

急激な国内木材需要に迅速に対応できない国内材の供給体制の課題が浮き彫りとなりました。この騒動によって、改めて国産材について考える機会とされ、今後の安定した需要・供給・活用の実現が目指され始めています。その結果、国産材の利用推進につながる好循環が達成できることに期待をしたいというふうに思います。

続いて、小項目3としまして、令和元年3月に新しく成立、公布をされました森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律で、森林環境税と森林環境譲与税が創設をされ、徴収した森林環境税は一旦国へ納められ、その税収の全額が国によって森林環境譲与税として都道府県と各市町村へ譲与されます。

令和6年度から、森林環境税として、国内に住所のある個人に対して、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円の課税が開始をされます。これは、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から創設をされたことと承知をしております。

令和元年度から既に森林環境譲与税の全国自治体への交付が始まっており、森林整備及びその促進に使うなどとなっています。総務省の資料によれば、現地調査の実施、間伐の実施、地域林政アドバイザーの活用や地元の推進協議会の設置等、非常に多くの種類の取組が進められており、まさに地域の工夫により様々な展開ができるものと考えます。

しかし、森林が少ない都市部などにおいてはうまく活用できず、基金に充てている自治体もあると聞いています。これは、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で案分して譲与額（交付額）が決められ、森林をなりわいにする市町村に交付割合が低く、人口の多い都市部の市町村に交付金が多く支払われるなど、まだまだ問題が多いのが現実です。今、使い道がないので基金に積み立てておこうという施策では、好ましいとは言えません。

そこで、小項目3として、本村及び他の自治体の森林環境譲与税の活用状況についてお伺いをいたします。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

初めに、森林環境譲与税の活用状況について、令和4年度実績でございますが、上小地区の他市町の状況から申し上げますと、上田市では、市内の民有林の森林の基礎情報の整備として606万1,000円、松くい虫被害木のドローンによる調査として50万円、市有林の地ごしらえ、作業道開設に1,465万9,000円、林道整備工事75万9,000円、ライフライン保全対策事業に91万1,000円、上小の協議会負担金が197万8,000円、基金の積立てとして3,178万8,000円という内訳でございます。

東御市でございますが、林道の改修工事で586万3,000円、林道測量設計業務委託料で17万6,000円、バイオマス発電木材搬出事業として52万9,000円、危険木の伐採事業で79万4,000円、上小協議会への負担金として22万6,000円、基金の積立てとして45万6,000円という内訳でございます。

最後に、長和町でございますが、町単の林道災害復旧工事として926万8,000円、上小協議会への負担金が64万4,000円、木質バイオマス加工機器の整備事業93万円、基金の積立てとして522万4,000円という内訳でございました。

一方、当村の活用状況、令和4年度でございますが、松くい虫の被害拡大防止事業としまして、松くい虫の伐倒薫蒸処理を310立方メートル884万4,000円、ライフラインの保全対策事業としまして、滝川ダム沿道の支障木の伐採を0.75ヘクタール247万5,000円、上小の協議会への負担金31万1,000円、合計1,163万円を活用いたしましたところでございます。令和4年度の配分額を事業費が超えてしまいましたので、基金より150万8,000円を取り崩して実施をいたしましたところでございます。これは、いい悪いということではございませんが、上小地区では唯一青木村のみ、当該年度の配分された森林環境譲与税を基金に積み立てることなく、100%以上の執行をしたところでございます。

以上です。

○議長（松澤正登君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

我が村の森林環境譲与税の活用については、御答弁のとおり、松くい虫被害対策の伐倒駆除など、主に森林整備の活用にあてられているという理解できました。

この森林環境譲与税の活用について、岐阜県高山市の話ですけれども、中学生が生木の木工体験をするプログラムにも活用されたと聞いています。具体的には、里山で木を切る体験、製材・乾燥工場、木工会社の見学など、木工体験をしたそうです。主催は高山市が関係団体と連携した形でされたということです。この企画は、生徒のみならず先生からも好評で、今

後も継続的に実施できるよう話がされているそうです。岐阜県は林業県です。

青木村においても、ぜひ子供たちの体験に活用できるよう提言をいたします。

続いて、中項目3としまして、持続可能な森づくりに向けて、以下、小項目3点で質問を
してまいります。

小項目1としまして、本村では、私有林の多くが先祖代々から受け継いできた山林であります。そのような本村においても、森林所有者の代替わり等により、森林所有者の森林離れが加速しているとのこと。これは、時間が経過するとともに大きな問題となって、解決しづらくなると思われま

す。本村の対応策はどうか、小項目1として、森林所有者の森林離れへの対応についてお伺いをいたします。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） お答え申し上げます。

森林所有者の高齢化が進みまして、適正な森林管理ができなくなるおそれがあります。おっしやるとおりでございます。

村の民有林につきましては、森林経営計画に基づきまして、森林組合で施業を進めていただいております。間伐等の森林整備を適期に実施し、森林の適正な維持管理に努めておるところでございます。また、民有林の高齢級で伐期を迎えている森林につきましては、主伐し、地ごしらえをし、再造林を行い、新たな林務へ更新するという施業を森林組合から個人の方へ提案をする中で、施業を進めているところでございます。

個人所有林は、小面積で零細な所有形態や境界が不明瞭な箇所も多いため、所有者を集約し、団地化した施業も実施しているところがございます。また、村によります査定経費の10%かさ上げ補助による所有者の負担軽減策も行って、後押しをしているところがございます。ただ、先ほど来申し上げましたとおり、森林の中には作業道等が整備されていないこと、あるいは急傾斜等で機械による適正な施業ができない森林もございます。

今後、特に代替わりした若い所有者の皆さんに対しまして、森林が持つ国土の保全、水源涵養、地球温暖化防止、木材生産など、多面的機能を有することを訴えていく中で、その重要性を認識していただく取組を地道に進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（松澤正登君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

森林所有者の中には、森林管理の知識がなく、適正な管理をしたくてもノウハウがないと

いう方が相当数いるのではないかというふうに思います。個人の財産である以上、まずは所有者の方が管理をしていくという必要があるというふうに思います。森林所有者の方の相談やサポート体制の適切な構築について期待をしたいというふうに思います。

続いて、小項目2としまして、最近の先進技術の発展には目覚ましいものがあります。林業の活性化に活用できるのではないかと感じています。例えば、ドローンは比較的容易な操作で上空からの撮影が可能であり、また、軽量の物資輸送等の活用が可能になってきました。

このような先進技術の活用についての考えや取組があるか、小項目2として、本町の先進技術の有効活用の推進についてお伺いをいたします。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

本町の先進技術の有効活用の推進についてでございますが、議員の質問にもありましたとおり、村ではドローンを保有しておりまして、必要に応じまして林務担当のほうで松くい虫の被害木の調査のときに活用しているところでございます。ドローンを活用し、上空から撮影ができることで、目視では確認することができなかつた場所でも、ドローンからの映像・写真から松くい虫の被害木を発見することが可能となりました。

また、施業者の一つであります信州上小森林組合では、GNSS、こちらはGPSの測量によります面積確認作業というものを導入しておりまして、これらを使うことによりまして、負担軽減策を図っているところでございます。

森林施業者を安定的に確保し、また負担を軽減していくためにも、先進技術の導入、有効活用については必要なものであり、今後も、新しい情報の収集に努めながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（松澤正登君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

ただいまの御答弁から、既にドローンを活用している、それから森林組合も同様という回答をいただきました。

先進技術の実用化に取り組むべく、私からの提案です。隣接自治体区域を含め、森林地帯全域にデジタル通信網を行き届かせるということです。このことが大変重要と考えます。それをベースにして、各地域に即した先進技術を導入し、使い分けをしていけば効果的な展開ができるはずで、現場作業をより安全に、より効率的にするために、先進技術の早期導入の展開を期待いたします。

最後ですけれども、小項目3としまして、林業先進国であるドイツでは林業従事者は120万人おり、これは日本の26倍の人数です。ドイツは、日本より森林が少ないにもかかわらず、年間木材生産量は日本の2倍以上あり、木材自給率は100%となっています。

一方、日本においては、2002年には木材自給率は僅か18%にとどまっていました。近年の日本では、官民挙げて国産材振興策と脱炭素化の流れを受けて、バイオマス発電に使う木材チップ等の燃料用の需要が増加したことから、2020年の木材自給率は40%まで回復をしました。しかしながら、まだまだ取組は十分とは言えません。

間伐材や木材チップのみでなく、利用期を迎えた森林を伐採、搬出をし、コストを適正に反映した木材価格にするべきです。持続可能なもうかる林業にするべきです。持続的な森づくりを進めるためには、森林作業員のなりわいとなる林業の持続性や発展が必要だと考えます。

そこで、小項目3としまして、本村林業の持続可能に向けた対応について、考えをお伺いいたします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 林業を持続可能なものにするために必要なものとしては、何といても財源の確保が必要でございます。その中で、森林環境譲与税も大変貴重な財源の一つでございます。

長野県など山林面積の多い自治体からすれば、私有林の人工林のみを税の計算の基礎とする方式というのはいかかなものかと、山を守る立場からは、全ての山林を対象にしてほしいと願っております。長野県の町村会でも、国にこれを前々から強くお願いをしているところでございます。

私どもの村の森林環境譲与税の活用状況につきましては、ただいま担当課長から答弁申し上げたとおりでございます。他の自治体では、森林整備、人材の確保等々が中心の事業でありますけれども、私どもの村では、直接的に松くい虫等の対応を図っているところでございます。

一方、この環境譲与税を活用して、都市部の自治体と山村部の自治体が連携する動きも既に具体化しております。具体的には森林施業の体験だとか、木のおもちゃの提供だとか植樹の体験、森林の散歩だとか森林環境学習、こういったことをお互いに交流の基礎としてやっているという話も伝わってまいります。

御案内のとおり、青木村の8割を占めます山林の整備やその課題でございますけれども、

松くい虫対策など山林の整備に、都市部の自治体の森林環境譲与税を活用させていただくことがあれば大変ありがたいというふうに思っているところでございます。

持続可能な森林の活用とは、森林の成長量や蓄積を踏まえた伐採を行いまして、森林の適切な更新と整備によりまして再生産を進めていくこととあります。その結果、御質問にもありましたように、SDGsにも貢献していくことにつながっていくわけでございます。

幸い、この地域には信州上小森林組合がしっかり根を下ろしまして、経営あるいは経営の補助をしていただいております。青木村でも、それから上田市との共有財産組合あるいは村内の個人など、多くはこの組合に業務委託をしておりまして、また、ここで働く皆さんも、なりわいとしていただく所得を得ているというふうに伺っております。

森林の持つ多面的な機能を保持して国土を守るため、山林を維持していくことは、青木村を守ることに同義語でございます。こういった観点から、引き続き、4,629ヘクタールの青木村の山林を後世に引き継いでいくためにも、村行政としても必要な対応をしっかり取ってまいりたいと考えております。

○議長（松澤正登君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

力強い林業振興に当たる村長の御答弁をいただきました。

林業振興のためには、作業環境の充実が必要です。まずは基本的なインフラとして、先ほども答弁にありましたけれども、林道の管理にも目を配っていただきたいというふうに思います。

そして、私が一番危惧していることとして、森林保全を進めていく上で、何よりも林業従事者である林業森林作業員の確保が大変重要な課題だというふうに思います。やはり担い手がいなければ、森林整備や間伐等を進めることはできません。森林作業員の仕事は屋外作業であり、危険と隣り合わせの仕事であるにもかかわらず、所得が十分なものとは言えません。家族を養い、子供を育てていけるための十分な所得が必要です。

そこで私の提言ですが、自治体に配分をされた森林譲与税を原資として、森林作業員の所得を増加させることはできないでしょうか。

経験が必要な職業であり、そして村民全体の安全を担う公益的な仕事であることから、そこは十分な所得が必要であると考えます。もちろん、直接的に給与のための財源にすることは困難だというふうに思います。例えば、重機操作等の資格取得支援、危険手当、さらに住居手当等の財源として、森林環境譲与税を活用できないか、工夫をしていただきたいという

ふうに思います。

最後になります、村のみならず、森林組合、山主さんなど多くの関係者が連携をし、そして何より森林従事者の声を聞きながら、林業をもうかる産業として復活させなければなりません。山林は本村にとって貴重な資源です。農業や林業で生まれるものは、私たちにとってなくてはならないものであります。また、カーボンニュートラル等、環境に配慮をした持続可能な生活にとってなくてはならないものを生み出します。未来にわたって青木村の美しい山並みと元気な山の暮らしが持続することを願ひまして、以上で全ての質問を終わります。

御答弁をいただきました村長はじめ課長の皆さん、ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） 平林議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

13時、午後1時再開をお願いいたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時00分

○議長（松澤正登君） それでは、時間になりました。

引き続き、続けてまいりたいと思います。

◇ 坂 井 弘 君

○議長（松澤正登君） 続いて、5番、坂井弘議員の登壇を願います。

坂井議員。

〔5番 坂井 弘君 登壇〕

○5番（坂井 弘君） 議席番号5番、坂井弘でございます。

3点にわたって質問をいたします。

最初に、青木村農業の方向性について質問をいたします。

農業問題については、さきの6月議会において平林議員からも質問があったところですので、その際の御答弁も踏まえ、質問をしたいと思ひます。

デジタル農活信州という長野県農政部農村振興課が発信しているホームページがございます。新規就農者を県内各自治体に呼び込むことを目的に作られているホームページです。4年半前、2019年3月に、私は、このホームページに掲載されているデータを資料に、一般質問したことがございます。

今回、農業問題を質問するに当たり、再びこのページを開いてみました。驚いたことに、掲載されている青木村のデータは4年半前のままでした。2020年には農林業センサスが行われ、その結果が既に公開されております。デジタル農活信州に掲載されているデータの基礎資料はいつのものなのか、また、デジタル農活信州のデータは、いつ、誰が、どんな手順によって更新することになっているのか教えてください。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） お答え申し上げます。

デジタル農活信州の基本データにつきましては、最新では、2021年（令和3年）の3月に更新して以降、更新がなされていないというような状況でございました。

データの内容に変更が生じた場合は、随時、村のほうで更新ができることになっておりまして、更新をする場合には、あらかじめ県の農政部農村振興課及び県の上田農業農村支援センターのほうに連絡をし、指示を仰ぎます。その後、村が取得しているIDとパスワードを入力することによってデータを更新するという手順で、更新作業を行うということになっております。

今回、議員からの御指摘を受け、早速9月4日に最新のデータに更新をいたしましたので、御確認をいただきたいと思っております。引き続き、適時、最新データに更新をしてまいりたいと考えております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 早速更新いただいたということで、ありがとうございました。

その中で、見せていただいて、1か所、4年半前と変わっている部分がありました。そうした中で、随時更新が可能だと今お答えをいただいたわけですが、まだ掲載されていた内容で致命的と思われる部分ですが、子育て支援についての情報であります。4年前、2019年10月から保育料が無償化されたはずですが、そのことが全く反映されていないように思います。この部分の掲載内容は、また直ちに更新していただければなと思うところです。

ちなみに、こうした古い誤った子育て情報が青木村のホームページ自身にも掲載されたままになっているのではないかと思います。改めていただくようお願いしておきます。

さて、本題に移ります。

デジタル農活信州の数値データ並びに直近の農林業センサス2020年調査と前回2015年調査を比較してみました。注目すべきは米作りであります。水稻の作付面積は、2015年、106ヘクタールに対し、2020年、92ヘクタール、収穫量も636トンから522トンに減少し、作付面積で13%、収穫量で18%減少しております。竹内製作所誘致による造成工事が開始されたのは2020年の年末でしたので、現在は、2020年センサスよりもさらに減少しているのではないのでしょうか。

一方、ソバの作付面積は、2015年、50ヘクタールに対し、2020年、70ヘクタールと拡大し、収量も倍加しております。また、販売を目的とした小麦の作付面積も増え、収量もやはり倍加しています。しかし、懸念されるのは、水田活用交付金の打切りであります。打切りを見据えて、既にソバの耕作の継続を諦めた方も出てきているとお聞きをするところです。販売を目的としたリンゴの作付面積は4分の3に減少しました。こうした作付面積・収穫量の推移・動向について、村としてどのような見解をお持ちでしょうか。

あわせて、青木村の農業についての課題は何であり、今後の方向性をどのように展望されているのかお話しください。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） お答え申し上げます。

デジタル農活信州から分析される内容については、今、坂井議員がおっしゃられたお見込みのおりだというふうに我々も認識をしております。

耕作面積につきましては、畑地を中心に減少傾向にございますが、跡継ぎがいらっしやらない高齢世帯の方を中心に、規模を縮小したり、やめたりするケースが一因ではないかというふうに推測もしているところでございます。各作物についての見解については、坂井議員と同様ですので、割愛をさせていただきたいと思っております。

今後の課題、方向性、展望について申し上げますが、昨今の農業を取り巻く情勢は、国際情勢の悪化、地球温暖化の進行に加えまして、生産資材の高騰、また措置を国から出されたいわゆる5年水張りルールなど、農家の経営状況は苦境とも言える状況下にあるというふうに認識をしております。

本当に多くの課題があるわけですが、あえて、まずその中から3点課題を上げさせていただくとすると、やはり一番の課題は少子高齢化の進行に伴う担い手の不足、2つ目としまして荒廃農地の増加、3点目としまして野生鳥獣被害の増加ということだというふうに認識し

ております。

それらに対する方向性、展望でございますが、まず、新たな担い手の確保・育成につきましては、本年4月に信州うえだファームで研修を終えられた1人の若手の農家が、アスパラガス、ミニトマトの栽培の経営確立に向けて、村に就農していただいております。また、本年4月には、新たに農業での地域おこしを目的とした地域おこし協力隊2名の御夫婦に就農いただいております。現在、2年間、信州うえだファームで研修をしていただいております。研修後も新たな担い手として期待がされているところでございます。

また、組合の高齢化、担い手不足が深刻な状況になっている村の機械作業受託組合につきましては、村の水田農業の3割を担っていただいております。また、水田ソバの8割以上を担っていただいております。大変大きな担い手組織でございます。ソバは、中山間地域など人的かつ立地条件が厳しい土地で作付されることが多く、少子高齢化、担い手が不足する中山間地域の耕作放棄を解消するための大きな役割として、貢献をいただいております。

村といたしましては、組合また県、JAや関係する皆様と連携しながら、引き続き、担い手の確保・育成に対応してまいりたいと考えております。

2つ目の荒廃農地の解消につきましては、やはりこちらも機械作業受託組合、また2つの大規模農家の皆様に、村の特産の奨励作物でありますタチアカネソバを栽培していただいております。高齢化して荒廃化しそうな農地の維持管理 御協力をいただいております。

畑地につきましては、農業生産法人のファームめぶきさんのほうに当郷区、沓掛の宮沢地区、下奈良本の洞地区において、タチアカネの栽培をすることで荒廃農地の発生を防ぐ取組をしていただいております。こうした取組をさらに村としても推進して、後押ししてまいりたいと考えております。

最後、3点目の野生鳥獣対策につきましては、侵入防止柵の設置につきましては、地元の理解をいただきながら、一部を除き、おおむね完了しておりますが、被害状況は依然として収まっていないという状況でございます。議員御存じのとおり、引き続き、防護柵の維持補修を地区にお願いするとともに、村で創設しております電気柵の設置補助等々することを後押ししながら、効果的な取組の対策に努めてまいりたいと思っておりますし、また、猟友会の皆様にも引き続きお願いして、個体数の適正化に向けた計画的な駆除を進めてまいりたいと考えております。

また、3点とは別に、議員からも御指摘があったとおり、喫緊で対応が必要な取組がいわ

ゆる5年水張り問題の対応というところでございます。これは、転作による水田活用直接支払交付金を受けるためには、令和4年度から8年度までの5年間に、1回水張り、1か月の湛水を行い、さらに連作障害が発生しないということが条件となる非常に厳しいものでございます。ソバの転作が定着している水田に水張りをしなければならない、また、水張り条件などについて、農家の方は知らない方がたくさんいらっしゃると思いますので、今後、地区の懇談会等を開催する中で、水路の内容の周知、また水張りへの御理解・御協力を得られるよう進めてまいりたいと思いますし、村では、先頃、水路の改修等に係る村単の土地改良補助金の改正もいたしましたので、こちらも新しい広報にまた掲載する中で、農家の皆様に周知をして、こちらも活用しながら御協力をいただきたいというふうに考えております。

また最後に、人・農地プランの法制化によります地域計画の策定につきましても、関係する皆さんを中心に、策定作業を進めてまいるということを総合的に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ありがとうございます。

重要課題3点、またその周辺にある幾つかの課題についてお話しをいただき、るる対策を取っていただいているということで、意を強くしたところであります。

さて、ただいまの中で、まず第1点目に上げられました担い手をどう確保するかという点であります。農業の集積化を進める中で、担い手確保が十分にできているのかどうかという点であります。

ただいまは、信州うえだファームの取組、また地域おこし協力隊の取組、そういった中で成果が出てきているというふうなことで、心強く思うところではありますが、一方、その担い手が、その方たちだけで十分に運営していけるのかどうか、昨今では、高齢化やあるいは病気等によって、担い手をこれ以上はできないということで返上、撤退するという方も出てきているように聞いております。そうした場合、そこで撤退されてしまった残された農地は、耕作地はどのようになっていくのか、そのあたりの現状、対応策についてお聞かせいただければと思います。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 先ほど御答弁した内容と若干重複する部分もあるかもしれませんが、農地の担い手の確保ということに関して、もう少し補足で答弁させていただきます。

すと、確かに現時点で大変厳しい状況にあるというふうに認識をしております。現在の担い手の農家の方の大半は70歳代であるということから、地域計画で言うところの10年後の担い手というものを考えたときに、大変厳しい状況であるということから、今後、新しい若い担い手の農業者を移住あるいは親元就農、そういったことで確保するという見込みもあるわけですが、それだけではなかなか減少は避けられないというふうに見ております。

これからは、一部の担い手の皆さんだけにお願いするだけではなく、例えば、今取り組んでいただいております多面的機能支払交付金の保全会の皆さん、中山間直接支払の集落の皆さんにおいて、組織としての農地の保全・維持を行っていく必要というのはこれまで以上にありたいと思われまして、自家用農業者による所有者の耕作、農業の継承、また空き地・空き家住宅と一緒に農地も移住者の方に購入していただき耕作していただいたり、また担い手農業者の支援としては、後継者確保につなげるソバの播種、畦畔の草刈り、収穫など、農繁期のお助け隊というようなものを組織することによりまして確保し、将来の担い手確保につないでいただく、また半農半X、兼業農家で農業機械を所有し、例えば操作にたけているような方に一緒に取り組んでいただくとか、村民全体で今後の取組の可能性を探っていかなければならない大変大きな課題だというふうに思っております。

新規就農者、地域おこし協力隊など、村外からの農業者の確保を進めておりますが、タチアカネの作付の一翼を担っていただいている機械作業受託組合の皆さんも高齢化していることから、後継者の確保が急務であるということから、村のほうにも御相談をいただいているところでございます。

例えばですが、現在サラリーマンをしている方でも、トラクターなど農業機械を所有されていて、技術をお持ちの方もいらっしゃると思われまして、まずは組合のお手伝いからアルバイト的に始めていただき、数年後に組合員になっていただけるような、定年帰農者の方を掘り起こして組合とつなげるような取組も必要であるというふうに考えております。また、民間企業のほうでは副業を認めているところも出てきておりますので、あらゆる可能性を探ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ただいまは、集積化した農業について中心にお話しいただいたかと思いますが、一方で、2020年農林業センサスの水稻作付面積92ヘクタールのうち、販売目的は69ヘクタール、残り23ヘクタールは販売を目的としない自家消費目的ということ

になるかと思いますが、こちらも2015年センサスで30ヘクタールあったのに比べ、3分の2に減少しております。

自家消費目的の米作りは、家族農業で支えている耕作者がほとんどかと思えます。竹内製作所を誘致するに当たり、そのメリットの一つに、村長からは、地元優良企業が来れば勤めながら朝夕に農業ができるというお話を承っておりました。しかし、自家消費目的の水稲作付面積は5年間で3分の2に減りました。このままでは、地元企業で勤める傍ら家族農業をしようとしても、肝腎の土地がないということに陥ってしまうのではないのでしょうか。

加えて昨今は、耕作されずにいる土地に目をつけられ、太陽光発電設備を設置しようとする方、企業も現れ始めています。優良な耕作地が年々失われていくことに危機感を持たざるを得ません。こうしたことに村はどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、跡継ぎのいらっしゃらない高齢者世帯が御自身で耕作を担ってきているケース、あるいは跡継ぎの家族がいても、その家族の主たる収入が給与所得者の割合が高くなってきている傾向から、農業に対する意識、また農地に対する愛着、また、やりたくても、ふだんの仕事で疲れてしまっていて休日は休みたいというようなお声も聞く中、結果的に、農地に対する愛着が希薄になってきている傾向にあるのではないかというふうに推測をしております。

水稲作付に関しましては、作業委託した場合には経費がかかり、もうけがほとんど出ない、場合によっては農業所得がマイナスになる場合もあるということが原因の一つではないかというふうに考えられますし、自作農家の方の場合は、御自身の労力が負担になってきているのではないかというふうにも思われます。また、畑地に関しましても、自宅で食べるだけの耕作にとどまり、それ以外の畑地に手が回らないのが実態ではないかというふうに見ております。

今後の農地の維持に関しましては、まず、農業委員会推進委員さんがおりますので、そこでの農地相談会、あるいはそういったことをもっと積極的に住民の方にPRしていく中で、貸したい農地、売りたい農地等の登録を進めたり、また、農地中間管理機構を通じた担い手と賃貸借契約を結んでいただくなど、そういった方法がありますので、そういったことを積極的にPRもしていきたいと思っております。

また、先ほど来申し上げましたとおり、居住しなくなった住宅等がある場合は、空き家バ

ンクに登録していただく中で、特に移住希望者の方に農地つきで購入をいただくことで、住宅の周りの農地も引き続いて耕作をいただくような形の取組も進めていきたいと考えております。また、担い手農家を紹介し、耕作作業委託を進めることも必要であると思います。

今後、地域計画、今後10年間、自分の農地をどうしていくんだという計画策定をする中で、日頃から皆さんの情報をいただく中で、遊休荒廃農地が発生しないために、どのような取組が必要かということをご一緒に悩みながら、考えて進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 幾つか具体的な対策をお考えいただいて、これから取り組んでいこうというふうにお考えいただいていることに敬意を表するところであります。

農業離れ、とりわけ米作りから手を引く方が年々増えている要因は、経済効率が悪く、採算が取れないことにあるのではないのでしょうか。農水省の農産物生産費統計によれば、2021年産米60キロの平均価格は1万2,835円、対する生産費は1万4,758円とされ、1俵当たり2,000円近い赤字となっています。本来、農業を立ち行かせるには、生産費コストを償う価格保障並びに農業経営に対する所得補償を確立することが農業政策の基本ではないのでしょうか。

しかし、国・農水省は、これに全く背を向けています。国の政策に従っていれば、農業はますます疲弊し、農業離れ、耕作地の減少が今以上に進行することは間違いありません。食料自給率もさらに悪化をいたします。そうならないために、自衛措置として様々な工夫がされているように思います。

家族農業を営んでいらっしゃる方の中には、有機米、はぜかけ米、古代米、あるいは飼料米など、品種を変えたり、付加価値をつけたりといった努力をされている方もいらっしゃいます。しかし、個人的な努力には限界があるように思います。こうしたことに村が中心になって、方向性を打ち出すことはできないのでしょうか。

例えば、青木村の米のブランド化を図ることはできないのでしょうか。お隣の筑北米は、通常よりもかなり高値で出荷されているのではないのでしょうか。また、この間、複数の議員から有機農業によって育てられた農作物を学校給食に生かそうとする提案がなされています。これに対し、教育長からは、まずは必要量が確保されなければならないとする答弁が繰り返されておりました。

一方、千葉県いすみ市では市長が先頭になり、市を挙げて安全・安心の有機学校給食に取

り組み、学校給食で提供する米を100%有機米にしました。生産者の自主性を待つだけでなく、行政として、村を挙げて取り組むことはできないでしょうか。

もう一点、労働力確保について、先ほど、稲垣課長からは幾つかプランを紹介され、そのことともある面では重なるかなと思うところですが、担い手確保に向けて、担い手を育てるために、また夏の草刈り、あるいは繁忙期の手伝いなどをしていただける人材を確保するために、村の中に農業人材バンクのような組織を立ち上げることはできないでしょうか。稲垣課長のほうから「お助け隊」なんてふうな名称も出ましたが、そういったことを強固につくっていく。

以上3点、提案を申し上げましたが、お考えをお聞かせください。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） まず、1点目の青木村の米のブランド化についての提案でございますが、今現在、はぜかけ米等を行っている農家の皆さんには、今後もできる限り継続をお願いしてまいりたいと思っておりますし、機械化している方につきましては、今後、例えば減農薬、あるいは堆肥など有機農業への取組に向けた検討もお願いしながら、米の生産の継続をぜひともお願いしてまいりたいと考えております。

当然、農業者さん、それぞれ個人ごとのお考えもあるかと思っておりますので、機械化による労働力の負担軽減や、それから肥料、緑肥、堆肥などの施業の工夫、適期作付・適期収穫など、できるところから取り組んでいただき、おいしい青木村産のお米の生産を引き続きお願いしたいというふうに考えております。

御存じかと思いますが、村でも、恋渡米としてお米を販売しておりますし、また道の駅あおきでは、風さやかを使った草加煎餅あるいは純米酒などの販売をし、好評もいただいているところでございます。主食用の米のブランド化もありますが、こうした加工品等による商品化も含めて、どのようにブランド化を図っていくのか、議員の皆さんはじめ関係者、多くの皆様のお知恵をお借りしながら検討してまいりたいと考えております。

それから、3点目の農業人材バンクを組織するという御提案でございますが、名称はともかく、今後、新たな担い手を確保していくという意味で、坂井議員の御提案は非常に有益で、我々もそういった形の組織・仕組みができれば大変いいなと思っておりますので、こちらにつきましても、関係する皆様と情報共有・情報収集等を図りながら、早期にそういった仕組みができるよう、また検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ありがとうございます。

自給率38%と言われる我が国の現状であります、こうしたことに対して、村としてはどのように捉え、自給率を高めるために、村としてはどんなことに取り組んでいくことができるのか、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 自給率でございますけれども、今、担当課長が答弁いたしましたように、村の農業の課題と今後の方向性でありますとか、労働力の発掘・確保、今御提案いただきました3点、そういうところに集約されるわけでございます。

農業は、人々の命の源となる食を生産する職業、なりわいだというふうに思っております。今38%という日本のカロリーベースの自給率がありましたけれども、ちなみに、各国の自給率は、カナダが266%、オーストラリアが200%、アメリカが132%、フランスが125%ということで、先進国の中では日本は最低というふうに伺っております。なお、スイスでは51%だそうですけれども、食料安全保障上から強い危機感を持っているということで、38%の日本はもっともっとこれを持たなければならないというふうに思っております。

御質問の自給率を上げるということは、村の農業の課題をどうやっていくかという同義語だろうというふうに思います。青木村は、かんきつ類とかお茶以外は、大部分の農産物ができる恵まれた地域にあるというふうに思っております。一番は、ただいま課長の答弁の中にもありましたように、働き手、後継者がいないことだというふうに思っております。

本年、青木村にJAファームの研修を修了いたしました1名が新たに就農いたしました。それから、農業をテーマといたしまして、地域おこし協力隊の2人が今ファームで研修して、数年後の就農を目指しているという状況でございます。引き続き、JAファームと連携しながら、地域おこし協力隊を充足させていくのも大きな手法の一つかなというふうに思っております。

稼げる農業がもう一つのテーマ、課題でありまして、村内の食品会社と連携あるいは道の駅あおきの活用、こういったことで自給率のアップをしたいと、それから、Iターンした方に市民農園の活用でありますとか、農業体験の場を提供するというところで、今年度から県でも始めましたICTとか作業用ロボットによる省力化・低コスト化・高品質化、こういったことでも自給率を高めていきたいというふうに思います。

さらに、青木村機械作業受託組合など、大規模農家への支援でありますとか、今年度から

始まりました堆肥活用事業の推進、そして村内畜産農家との連携による堆肥の活用、こういったことも考えていきたいと、していきたいと思います。

残さずに食べようということで、3010運動がありますけれども、こういったことで食品ロスを防ぐという運動の展開でありますとか、今御質問の中にもありましたように、学校給食に村内食材の活用、それから家畜の餌の国産化、それからJAともう少し連携強化できないかなというふうにも思っております。

考えられること、やらなければならないことはたくさんあるわけでございます。そういった中で、私は、特に村内で作った米に付加価値をもう少し高められないかというふうに思っております。先ほど、課長の答弁にもありましたように、風さやかを向こうに送りまして草加煎餅を作ってもらって、2度売り出したんですが、あっという間に完売しまして、これはいい着目だったなというふうに思っております。それから、青木村の米で醸造いたしました日本酒とどぶろくが道の駅で売っておりますけれども、これもまあまあ好評でありまして、売っております。

それから、もう一つは、最近、米粉に今注目をしております。米粉は、御案内のとおり、小麦粉に比べましてカロリーが高く、栄養面とかあるいはグルテンフリーといった特徴も活用できるわけでございます。ロシアによるウクライナへの侵攻によりまして、国際的に小麦が不足しておりますので、これもそういったところで使えないかなというふうに思っております。幸い、JA信州うえだには、搗精工場には米粉の製造機が既にありますので、これも活用させていただきたいというふうに思います。

それから、昨年、上下水道の汚泥を使いまして、少し堆肥化のデモをしてみました。そんなことも狙い目、今後、自給率を上げる方策の一つにできないかというふうに思っております。

それから、少し長期的になりますけれども、小学校、中学校で、農業というか食料を生産するということをもう少し大事なことなんだと、青木村でも残った小学生、中学生が大人になったら農業をしてねというような意味の、そういった教育も大事じゃないかなというふうに思っております。

それから、先ほど課長の答弁にもありましたように、半農半Xですね、村内の工場にも働きかけをしているんですけれども、こういったことも、全て一日中農業をするということではなくて、こういった中で働き手の確保もしていきたいというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、青木村のみならず、日本の食料事情アップは喫緊の課題であります。やらなければならないことが山積しておりますが、村としてできることを関係者の皆さんの協力をいただきながら推進してまいりたいと思っております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ただいまの村長の御答弁、また先ほどまでの課長の御答弁聞いておりますと、青木村の農業は明るい展望が開けてくると、そんな気持ちになってくるところでございます。農業者が本当に展望を持って、生きがいを持って農業が営めるように、ぜひ村の御努力を重ねてお願いするところであります。

もう一点だけ、質問させていただきます。

この間、竹内製作所をはじめとした村内の工業地化が進められているところですが、こうした事業所の敷地の緑地対策についてお伺いをいたします。

2021年6月議会において、工業立地法地域準則条例が可決されました。工場立地法では、敷地の20%以上を緑地化しなければならないとされていますが、これを5%に緩和するものでした。

そこで、お尋ねをいたします。

緑地が5%以上あるかどうかを、条例を持つ村としては、いつ、どの段階で監査をしているのでしょうか。また、9月より操業開始となった竹内製作所の緑地はどのくらい確保されているのでしょうか、教えてください。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） お答えいたします。

工場立地法に基づく、私どもの村の青木村工場立地法地域準則条例におきまして、特定工場の新設届出がございます。こちらにつきましては施設の設置工事の前ということで、竹内製作所様につきましては、令和4年1月の着工でありましたので、令和3年12月に届けが出ております。こちらの届出を頂いた後、実際、竣工前に、本年の8月にこちらの届出、実施設計書を持ちまして現場での立会い検査を行ったところです。

こちらのほうでは、株式会社竹内製作所の青木工場は、敷地面積4万9,490.69平米に對しまして、緑地は3,019.2平米ということで、緑地面積率は6.1%と現場のほうで確認をしております。以上をもちまして、5%以上という判断をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ありがとうございます。

それでは、1点目の質問は以上にいたしまして、2点目の質問に移ります。

ジェンダーフリーの社会づくりに向けた青木村の課題について質問をいたします。

第4次青木村男女共同参画計画の実施年度は、2020年（令和2年度）から2024年（令和6年度）までの5年間とされ、来年1年を残すのみとなりました。当然、来年度は次の5年間、第5次計画の策定をしなければなりません。そのためには第4次計画の総括がされるものと思いますが、来年1年を残すのみとなった第4次計画がこれまでにどこまで達成されたのか、現状と残されている課題についてお聞きをいたします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

今、議員より御質問ありましたとおり、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします第4次男女共同参画計画は、来年度が計画の最終年度となっております。

この計画におけます数値目標というものを定めておりますけれども、この中に、村の審議会、委員会等における女性の登用比率というものがございます。この中で、目標を達成しているものとしましては、教育委員、選挙管理委員、男女共同参画審議会委員、民生児童委員等がございます。一方で、農業委員、自治会等、現在までのところ目標を達成していないものもございます。ですが、計画策定時よりは女性の比率が高くなっているものもございます。

現計画は、先ほど申し上げましたように来年度までございますので、引き続き、目標達成に向けた取組を行ってまいりたいというふうに思っております。

また、課題ということですが、やはり今申し上げました委員会、審議会等におけます女性の登用比率、中でも、区長さんですね、自治会長さん、区長さんの女性の人数が計画策定当初から今に至るまで、ゼロ人のままであるところが気にかかる点ではございます。

女性の方に区長をやってもらうためには、いきなり区長という重責を担ってもらうこともなかなか難しいと思いますので、地区の中で、区長以外の他の役員等に女性の方を積極的に登用していただき、固定的な性別の役割分担意識を見直し、女性の社会進出、人材育成といった女性が活躍できる社会づくりを進めていくという息の長い取組を行っていく必要があるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） くしくも今、小根沢課長のほうから述べられた最後の部分、女性の区

長のことについてであります、その点について、私のほうからも質問させていただこうと用意をしたところであります。

1年半前、昨年3月議会だったと思いますが、この点についてただしたところ、総務企画課長からは、ただいまの小根沢課長と同様の似たような御答弁をいただいております。どんな役職でも区の運営に女性も参画していただくことがスタートだ、区長会等でも前向きに女性の登用をお願いしていきたい、村民の皆さんにそういった意識を持っていただくことが大切だという内容でありました。この御答弁を形にすべく、その後の区長会等で、女性の登用が呼びかけられたことは承知をしているところであります。

しかし、ただいま小根沢課長からもありましたように、具体的に目に見える形での前進は見られておりません。第4次の期間中に目標を達成するには、残された期間はごく僅かです。目標達成の見通しを、ただいまは息の長いというふうにおっしゃいましたが、目標はあと1年で達成で、それを達成するには、あと何か月かで新しい年度になりますから、そこで選ばれなければ目標は達成できないわけではありますが、この見通しについていかがでしょうか、見解を伺います。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 女性区長誕生の見通しについての御質問ですけれども、第4次青木村男女共同参画計画の中では、自治会長さん12名のうち、女性を1名という目標を立てております。ですが、先ほど申し上げましたとおり、現在までのところ達成はされておられません。

今後の見通しにつきましてという御質問でございますが、区長さんの選出に当たりましては、直接村が関わっているわけではございませんので、はっきりと見通しを申し上げることは難しいところでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、いきなり区長さんをやっていただくと、女性の方に、というのはなかなか難しいというような話も聞いております。やはりいろいろな役割、委員さん、そういったものを区の中でやっていただいた方が、次にステップとして区長になるというようなこともあるというふうに聞いておりますので、今の計画は、先ほど申し上げましたように来年度で終了予定になっておりますけれども、たとえこの間に女性区長というものが目標達成できなかったといたしましても、次の計画を策定するに当たりましては、引き続き、女性区長の登用に向けた計画を策定していきたいというふうに考えてございます。

先ほどの議員の質問の繰り返しになりますけれども、今までも、区長の選出に当たりまし

ては、区長会の場合等をお願いしているところがございます。引き続き、区長さんに限らずに、地区の役員等に女性を積極的に登用していただけるように呼びかけてまいりたいというふうに考えております。

また、村民意識の変容ということですが、区長以外の地区の役員につきましては女性を選出していただいている区もございます。また、その他の村の審議会、委員会等につきましても女性の比率が高まってきておりますので、そういったことからしますと、村民意識につきましても着実に変わってきているのではないかというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 村長。

○村長（北村政夫君） 女性の区長なんですけれども、例えば農業委員とか民生児童委員とかそういうものは行政あるいは役場、あるいは村長が関与できる、関与というんでしょうか、お願いできる立場に、積極的に、あるわけですが、区長というのは御案内のとおり、区が自主的に決めていくという、その違いを、計画はちゃんとあるんですけれども、御理解をいただいているとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

例えば、当郷で言えば、議員さんは参与でしたっけ、そういう形で役員になっておられる。ですから、当郷地区の全体の役員の構成だとか動きというのはよく御理解いただいていると思ひますが、そういう中で女性が果たしているかどうか、私もちゃんと承知してないんですが、多分ないんじゃないかと思ひますよね。

ですから、そういうところから地元の議員さんからも、ぜひ応援をいただくようお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 当郷区、参与ではなくて代議員として加わっております、議員は。すみません。

それで、小根沢課長の御答弁を今まで聞いていますと、村長の、直接関わっていないんだから、その辺も理解してほしいということも理解はしているところでありますけれども、既に来年の女性区長は諦めたというふうに聞こえてくるんです。

つまり、まずはそれを支える、例えば次の副であるとか、そういった方から始めていきたいというお話であり、そうしますと、それを来年始めたところで、区長は駄目なんだろうなということを前提にお話しされているように聞こえてしまうんですが、目標はやっぱり飾り

ものではないということは、言をまたないと思うんですね。達成しなければ掲げた意味がないのではないのでしょうか。掲げた目標を達成するためには、それなりの覚悟を持って具体的な取組をすべきではないのでしょうか。

上田市の自治会では、既に複数の女性自治会長が誕生しております。上田市でできていることが青木村ではなぜできないのか、真剣に考えてみる必要があるのではないのでしょうか。

先ほど来の御答弁の中でも、村民意識の改革と、そういったことが出てきておりますが、まさに私もここがネックであろうというふうに思っているところです。上田市の女性の自治会長の経験者を招いて、村民が学びを深め、意識改革・変革につながるような取組をしてみたいかがでしょう。村民意識の改革に向けた、どのような取組をしていくのか、再度見解を伺います。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 村民意識の変革・改革に向けた今後の取組という御質問でございますけれども、今までも広報紙に、例えば男女共同参画計画の内容の掲載等による広報活動ですとか、繰り返しになりますけれども、区長会、審議会、委員会等の改選時におきましては、女性の方を選出していただくようにという呼びかけ、また女性活躍促進のために女性団体連絡会への村からの補助金、あと人権擁護委員さんによります相談会等の取組等も、あと、すみません、DVに対する村の窓口の設置ですね、そういった取組を行ってきているところではございます。引き続き、男女共同参画社会の実現に向けた取組を行ってまいりたいというふうに考えております。

先ほど、議員から御指摘ありましたように、現計画で、女性区長さんの選出を諦めたんじゃないかというような御指摘もございましたけれども、決して諦めたというわけではございませんので、引き続き取組は行っておりますけれども、例えば、この計画の中でそれが達成できなかったとしても、次の計画の中では達成できるように計画を策定していきたいというふうな趣旨で申し上げた次第でございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ただいま広報等でも意識改革のための手を打っているというお話がございました。この計画についてのシリーズというか、分野幾つに関わってということで、半年に一遍出ているかと思いますが、申し訳ないんですが、あれを読んで意識改革をしようというふうに思えるのでしょうか。せっかく取り組んでいただいていることに難癖をつけて申し

訳ないんですが、やっぱり具体的に変革していこうという意識が芽生えるような広報をしないと、あまり意味を持たないんじゃないか。

卑近なことを申し上げて失礼ですけれども、私なんか家庭では、あんたは民主的な顔しているけれども、一体やっていることはどうなんだいと、よく言われるところです。どの御家庭でもそんなことはおありかななんて思ってみたり、そうした男性自身の社会や女性ジェンダーフリー、そういったことを見つめる目や、やっている行い、そういったことからまず変革をしていくような、私たちの意識改革、そのためにどうしていくのがいいのか、そんなことをぜひお考えいただいて、先ほど提案したような、学びを深めるような研修もお願いしたいなというふうに思うところです。

さて、先ほど村長からは、区長は直接手が下せない部分だというふうなお話がありました。が、役場の管理職についてはどうでしょうか。目標女性人数は2となっていますが、最終年度、令和6年度に、この目標を達成する見通しはあるのかどうか、お答えいただきたいと思っています。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 今御質問のとおり、管理職職員の目標は2名ということで、全体の25%相当が目標ということで掲げておりますが、現状は1名という状況でございます。目標2名については、達成の見込みもございましたけれども、定年退職あるいは自己都合により退職された職員もおり、現在1名、未達成のままという状況でございます。

今後の見通しですけれども、職員の年齢構成あるいは経験年数等から、今計画期間中での達成は、今の時点では見通せていない状況でございます。しかしながら、現在、管理職に準ずる係長の職14名のうち、28.5%の4名が女性の係長ということでございます。全体でも正規職員54名おる中で、22名、40.7%が女性ということで、女性職員の割合も増えてきておりますので、これ男女を問わず、総合的な判断の下に役職登用とかはされるものですが、女性の方の管理職の今の目標でいくと25%ですが、十分達成の可能性はあると思いますし、また、個々の職員の今後の活躍にも期待したいところでございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ただいまの御答弁の中で、計画段階では構想を持っていたというふうなお話を承りました。その上で、第5次計画においては、そうした構想後の中で計画ができると、拡大していくことができるというふうな形でお聞きできたかなというふうに思っているところです。ぜひそうしたことを次に生かせるようお願いしたいと思います。

第5次計画がこれから策定されるわけですがけれども、第4次の総括をしっかりとこの段階で行って、村民の意識改革を進めていくことに重点を置いた検証をしていただくことをお願いしておきたいというふうに思います。

さて、学校教育の中ではいかがでしょう。ジェンダーフリーや男女平等に関わる課題をどのように捉え、取り組んでいらっしゃるのか、とりわけ子供たちの変容はどうか、お話しいただきたいと思います。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 青木中学校では、7月に2学年が中心になって、LGBTQの当事者の方をお呼びしてお話をお聞きし、その後、子供たちと意見交換を行いました。これで、4年連続でジェンダーフリーについての学習を行ったということになります。

ジェンダーフリーや男女平等の取組について、今のところ大きな課題は感じていないんですが、今後もこのように継続した取組を行っていくことが重要ではないかと認識しております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 1年半前、中学校では、生徒会の発案で、障害者トイレを「みんなのトイレ」に変えたという御答弁をいただきました。このみんなのトイレの活用状況、また子供たちの意識の変化というようなものがございましたら教えていただきたいと思います。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 今、話しましたように、青木中学校ではかなり質の高い人権教育が行われているように感じています。子供たちも意識が高くなっておりまして、例えば先生が、普通はねというような話し方をすると、生徒のほうから、先生、普通はないんだよと言われて、先生自身がはっとしたという話をお聞きしました。また、生徒会の活動として、生徒手帳を見直し、「男子は」とか、あるいは「女子は」という言葉を削除しております。様々な視点から人権教育を行っている成果だと認識しています。

一方で、みんなのトイレについてですが、生徒会の活動として実施したもので、活用状況については、数字で表されるということではないんですけれども、ここを使うと決めて使っている子もいるということでもあります。しかし、そう多くの生徒さんが利用しているとは言えないんじゃないかなと考えております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 今のトイレのことについてですが、ここを自分が使うところだと決め

ているというお子さんがいらっしゃること自体が、その子を救っていることなのかなというふうにお聞きをするところです。数は少なくとも、そうしたお子さんが使えているということが大事な取組かなというふうに思うところであります。

昨今、学校での体育時、掃除のときなどの更衣について、自治体や学校によっては男女同じ教室で着替えている実態があることが新聞紙上で告発をされています。

青木小・中学校での実情、配慮されている点などについて教えてください。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 体育時には、体育館の東側の男女別の更衣室を使用しております。

清掃時には、更衣室を使用する子は使用しておりますし、また、各学年には隣に学習室がありますので、そこを利用する人は利用できるようになっております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 今のは中学校ですかね。小学校はどんな形でしょうか。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 小学校も対応できていると思います。今回、中学校のことだと思って、小学校は調査していない現状ではありますが、問題があるとは聞いておりません。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 青木小・中学校では、新聞紙上にあるようなことはなく、十分に配慮されているというふうに理解をいたしました。

私も、子供たちの声を聞いてみたところですが、特段問題を抱えているようなお子さんはいなかったように思います。

ただ、そうした中で、小学校のプールの更衣室についての要望が寄せられました。更衣室の床にすのこが欲しいというものです。着替え中に下着が棚から滑り落ち、水浸しになっている床に直接落下してしまい、ぬれたままの下着を身につけて生活していることもしばしばだと言うのです。

子供たちの要望をかなえていただければと思うと同時に、私がここで取り上げたのは、こうした子供たちの小さな要求を聞き取るにはどうしたらいいんだろうということでもあります。お忙しい中、子供たちの声を受け止めることに日夜御奮闘いただいている先生方の御苦労は十分承知をしているところですが、学校教育の場ではもちろん、それ以外の場においても、子供たちの声を受け止めることができる、場合によっては、行政に反映することができるような工夫ができないものかと思った次第であります。お考えがありましたらお聞かせください。

い。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 青木は、村のカウンセラーですとか県のカウンセラーが週に1日ないし2日程度常駐して相談に乗っております。また、心の相談員として、村費の先生が週に3日程度、相談室で相談に乗っております。また、今年から、中学校では担任を複数制にしましたことで、相談しやすい先生に相談できる体制が整ってきます。それから、子供たちに今1人1台配布してあるタブレットに相談機能をつけてありまして、生活ノートとは別に、困ったときのつぶやきを相談できる体制ができております。また、学期に1日、教育相談日を設けてありまして、青木村の相談窓口は広いというふうに認識しています。

その中で、出てきた課題については、関係者が理解を共有しております。解決可能な問題は、先ほどから出ているみんなのトイレや生徒手帳の改訂のように、青木村は小さいがゆえに、小回りが利く学校でありますし、小回りが利く自治体でございますので、きめの細かい対応はすぐにできるというふうに認識しております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 8月14日、区主催の夏祭り盆踊り大会を行った区が多かったことと思います。当郷区でも4年ぶりに盛大に行うことができました。

その中で、当郷区では、子供たちによる壁塗り踊りが披露されましたが、そこではこれまでと違った姿を目にしました。これまでは男子が壁塗りの踊りを、女子がおはやしを担当するのが習わしでしたが、今年は男子のみでなく、新たに女子も踊り手としてチームを編成し、披露をしてくれました。女子もやってみたくと、子供たち自身から申出があったと聞いております。固定観念に縛られた大人意識を乗り越え、子供たちは男女平等、ジェンダーフリーの意識を身につけ、実践化している姿をかいま見た思いでした。こうした子供たちの意識を吸い上げることができる工夫を始めていっていただきたいと思います。

さて、県では、8月から長野県パートナーシップ届出制度がスタートいたしました。

私は、さきの3月議会でも、この件に関わる村営住宅の対応について質問をいたしました。その際の商工観光移住課長の御答弁は、条例改正はしない、制度の趣旨を理解しながら、夫婦、家族同等のサービスが提供できるよう事例ごとに対応する、5月に開催される県と市町村との協議の場で対応マニュアルが示されるので、住民への広報を行い、理解を深めてもらい、届出制度の導入も含めて対応したいというものであります。

5月に示された県の対応マニュアルの内容並びに村民への広報がどのような形で、いつ行

われるのか、また、村としての具体的な対応について御説明いただきたいと思います。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 本年3月議会での答弁は、議員のおっしゃるとおりでございます。公営住宅の入居申込みについては、5月に公営住宅担当者会議設置条例の説明をもって対応するという御回答もさせていただきました。

長野県では、御存じのとおり、長野県パートナーシップ届出制度の施行により、8月1日より長野県パートナーシップ届出受領証明書、同じく長野県パートナーシップ届出受領書（以降、届出受領書と略させていただきますが）、こちらの届出受領書を発行・交付することになりました。こちらの届出受領書が発行されることで、パートナー、いわゆる婚姻関係、事実婚関係であるというふうにみなされましたので、県営住宅もこちらの届出受領書を出すことによって、県営住宅の入居申込みができることになりました。

村営住宅においても、村営住宅の入居資格を見ますと、「婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。」もその資格を有するとしております。こちらの解釈をもって村営住宅の入居も可能とすると、受け付けるということとさせていただきます。こちらにつきましては、村営住宅等の申込み相談時に、窓口等で相談に応じたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 広報の仕方については、御答弁を今いただいたんでしたっけ。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 広報については、村独自の広報というのは今のところ行ってはおりません。長野県のほうのリーフレットが立派なものができておりますので、そちらのほうの掲示をもって代えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 御答弁の内容で大方分かったんですけども、そうしますと、条例改正はしなくていいんだと、対応できるというふうな、要するに条例の読み込みでできるというふうに判断したということだと思っておりますが、実はそうではなかったんですよ。

以前、小林課長にお尋ねする、この間の3月よりももっと、それより1年くらい前のときに質問したことがあったんですけども、前任者に対して、そのときは読み込みを変えれば

できるんじゃないかと私は提案したんですよね。そうしましたら、回答は、それは読み込めないという回答だったんですよ。

今回は、もしそうであったとしても、そこは読み込みできるというふうに変えたというか、できるというふうに判断したということで、今後については、県の条例、県の取決めのとおりに村としても対応し、村営住宅についても、またあるいはそのほかの届出等の代理とかそういうことについても、県に準拠して行っていくということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 議員おっしゃるように、長野県パートナーシップ届出制度がこの4月に明確に示されましたので、その制度を見まして、この取扱いができるというふうに判断をさせていただきました。入居申込みが受けられるというふうに判断したところです。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 了解いたしました。

それでは、2点目の質問、以上で終えたいと思います。

3点目の質問に移ります。

文化遺産を活用した村づくりについて質問をいたします。

2年前、2021年9月議会において、私は、村指定文化財に準じた価値のあるものを村文化遺産として登録し、保存・発信する制度を創設することを提案いたしました。その際、教育長からは、令和4年4月1日から施行される文化財保護法の一部を改正する法律の施行について、文化庁から令和3年6月24日付で通知が出されている。新たな登録制度を新設するものとしているが、まだ不透明なことが多いので研究していきたいという御答弁をいただいております。

その後、研究いただいた結果、どのような結論に至ったのか教えてください。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 不透明だというのは、どういう判断で考えたらいいいのか、県もそのときは迷っていたという、そういう回答だったと思うんですが、その後、はっきりしたことがあります。

それは、判断基準は何かということなんですが、指定制度にしても、登録制度にしても、

判断基準としては、青木村の場合ですが、どこも同じになるんですが、青木村文化財保護条例にある「文化財とは、次の各号に掲げるものをいう。」という定義の部分ですね。定義の部分がどういう場合でも該当、ここをベースに考えるんだということを指導してもらいましたので、ああ、そういうことかということに納得いたしました。

具体的に言うと、「1番、建造物、絵画、彫刻、その他有形の文化財所産で、歴史上又は学術上価値の高いもの、2番、演劇、音楽、工芸技術等、無形の文化財所産で、歴史上又は芸術上価値の高いもの、3番、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗、習慣及びこれに用いられる物件で、村民の生活の推移の理解に必要なもの、4番、歴史上又は学術上価値の高い史跡、名勝及び天然記念物」という、基本的にこの視点から判断するんだということ、私としては納得できましたという、そういう研究結果ということになります。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） つまり、私が2年前に提案したような、新たな文化遺産として価値あるものを登録してはどうかという提案については、そうしたものを地域文化財総合活用推進事業として位置づけて、助成金を確保するというふうなことは困難だという判断をしたということでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） どこの範囲を登録制度で見ていったらいいかということの基準が明らかになったということで、全てが駄目だとか、全てがいいとかということではないということだと思います。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） そうしましたら、2年前の提案に差し戻って、そうした制度ができないかどうか、御検討をこれからしていただくということですか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） じゃ、2年前に戻って提案されたものとする、弘法の井戸のことであると思いますね。そうすると、実はそれも県と確認しているんですが、民話について、それが文化遺産となるかどうかということは、やはりちょっと厳しいのではないかとということなんです。民話というのは、それぞれいろんなところがあるんですが、伝わってきているところで、全ての民話が文化遺産として登録できるかということ、やっぱりそうではないだろうと。

そうすると、井戸が歴史的な意味があるかどうかという今度は判断になります。そうする

と、その井戸が歴史的にまさにこういう状況で、こういう価値がある、誰もがそれを納得できるというものであれば登録できるけれども、そうでなかった場合はちょっと難しいかなというのが今のところの考えであります。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 2年前は、民話のことも井戸のことも話をしましたが、それは一例であって、文化遺産として村民が登録したらどうかなというように思えるようなものを、声を聞いて登録していったらどうかというふうな話をしたわけであります。またもう一度振り返ってみて、考えられることがありましたら、ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。

さて、今は、新しい法律というか、改正された法律に基づいて、地域文化財総合活用推進事業としての助成金が受けられるかどうかというふうなお話に焦点化して話をされたと思いますが、それ以外にも、文化財・文化遺産を適切に保護し、発信するための助成金というのはないものなのではないでしょうか。その点、いかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 2つお答えしますね。

1つは、登録制度自体ということは、補助金はそれほど期待できない制度になっておりまして、指定制度と比べて緩やかな規制をして、広く文化財を守りながら、技術の保存と継承につなげるという意図であると認識しています。それが1点です。

それから、もう一個、じゃ補助金は、補助制度はほかはないのかということに関してですが、実は、これも調べまして、使いやすい補助制度は2つあるということが分かりました。

1つは、伝統文化親子教室という補助です。これは、伝統文化を確実に継承・発展させ、子供たちの豊かな人間性を育てるために、茶道、華道、和装、囲碁、将棋などの伝統文化や生活文化を体験・習得できる機会を支援するための補助金、これはかなり使い勝手がいい補助と。

もう一個は、地域の伝統行事のための伝承支援ということで、これはコロナ禍によって伝統行事や民俗芸能の開催が困難になり、危機的になっているため、適切な支援を行うものとなっております。例えば地域の神楽等の伝統芸能の保存のために、神楽の修繕を行うようなことが該当するのではないかとこの県の指示・指導を受けています。

しかし、もう一つ言いますと、これは県で行っている元気づくり支援金でも該当することでありまして、村で単独で行っている村民活動支援金でも対応ができるのではないかとこのように考えておまして、国まで申請するというのは、どっちかという単純ではないのでは

ないかなという感想は持っています。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 幾つか助成制度があることをお調べいただきありがとうございます。そうしたものを活用して、保護・発信がより積極的にできるよう検討していただきながら、また活用もお願いしたいというふうに思います。

さて、先ほど来、民話ということについてお話を出していただきましたので、本日はこの件について絞ってお話をしたいと思います。村に残る民話の地を文化の一つの発信源として取り組む展開をお願いしたいという提案であります。

東急グループを中核に、青木村への交流人口を増やす取組、村の重点対策にするということが常日頃から語られているところです。そうであるならば、そうした方々が青木村を訪れた際、五島慶太氏だけではない青木村の魅力を十分に味わっていただけるよう、新たな発信をしていくことも必要ではないでしょうか。

教育長は、さきに、自分たちが生まれた地域の民話には温かさや親しみを感じることができ、豊かな人間性を養い、地域を大切に思う心が育つと考えていると答弁をされております。しかし、民話の宝庫と呼ばれる塩田平に暮らしながら、子供たちはどれだけ地元の民話を知っているのでしょうか。

私ごとですが、今年5月、太郎山に裏参道から登ってみました。道すがら、もう大分古くはなっておりますが、9か所、ところどころの地名の由来や伝説をひもといた説明板が立てられていて、いにしえに思いをはせながら山を登ることができました。塩田の産川の支流、鞍淵にも小泉小太郎伝説を伝える立派な案内板が立っています。このように上田市では、民話を伝える案内板をあちこちで目にすることができます。また、昨年、新潟県の出雲崎町に出かけたことがありました。町のところどころに民話を記した説明板が掲げられ、旅する者の心を和ませてくれていました。町を挙げて民話を大切に、発信しているのだと思います。

青木村としても、民話を村づくりの一つの中核にして発信していくことは考えられないでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 青木村の民話は、昭和53年に、当時、青木村有線放送の主任をしていた沓掛昭典氏が有線放送で流したお話をまとめて30話を1冊の本にしたものと、「信濃の民話」の9巻に青木村の民話として5話が掲載されております。このように、文章に起こされると民話は後の世まで残っていくのですが、語り継がれるだけでは多くの民話が消え

てしまうことになって思っています。もし、民話の採集を行って、製本をしたいというような計画があるような場合は、村として相談に乗って、何らかの補助は考える必要があるなど思っています。

民話を村づくりの中核にしてということで、案内板の今話がありましたが、それを含めて、貴重な御提案としてお伺いしておきたいと思えます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 貴重な提案を実践化していただければ大変ありがたいなと思うところがあります。

もう一点、40年前、1982年に青木村義民祭が初めて開かれました。義民太鼓が産声を上げたのもこの年だったように記憶をしております。以来、義民を検証し、義民を中核に据えた村の取組が行われてきました。義民ゆかりの地を案内する案内板が立てられ、冊子が刊行され、2006年には第10回全国義民サミットが青木村で開催され、改訂版の冊子が発行されました。

40年を経て、義民太鼓は海外にも遠征するほどに隆盛を極め、子供たちもこれを年々継承し、押しも押されもせぬ青木村の輝かしい文化として定着しております。関係者の皆さんの並々な御努力に敬意を表するものです。

一方、義民ゆかりの地の保全・発信はどうでしょうか。さきの6月議会で、塩澤議員から中挾の新七稻荷周辺の整備について御指摘があったところですが、私も同様に感じておりました。

新七稻荷のみでなく、ほかの場所でも、案内表示が朽ちて風前のともしびになっている場所が幾つかあります。義民ゆかりの地がどこにあるのか、皆目分からなくなっているところがあります。入奈良本区にある勇吉宮や与兵衛明神はいつ行っても周りの草が刈られ、整備が行き届いています。地元の皆さんが整備してくださっているのだらうと思い、頭が下がります。

一方、その近くにある堀内勇吉の墓を訪ねてみたのですが、案内人がいなければたどり着くことができません。私有地であり、ここ数十年、村外にお住まいの方が盆近くになると草を刈って整備されているとお聞きをいたしました。勇吉の墓に導く案内表示はついぞ見当たりませんでした。私有地であることに配慮しつつも、村指定文化財として間違いなく現地に誘導できる案内板の必要性を感じました。

6月議会での塩澤議員への答弁は、予算の中でできる対応をしてまいりたいというもので

したが、この際、義民ゆかりの地の一斉点検を行い、保全・再整備をすべきかと思います。
いかがでしょう。

また、2006年に発行した「青木村に見る義民の伝統」の冊子も数が少なくなっている
と聞いております。増刷あるいは改訂版の発行の計画はおありでしょうか、お答えいた
だきたいと思えます。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 平成24年に夫神区からの要請があつて、半平の墓を増設したことが
大きな事業としては最後になっております。現在、一斉点検をして整備を行うということは
考えていないんですが、義民ゆかりの地に関して、地区からの要請があれば、できる対応は
していきたいなというところであります。

次に、「青木村に見る義民の伝統」のパンフレットですが、調べた結果、在庫が現在700
冊ございました。当面は増刷の予定は必要ないなと思っておりますが、これから在庫がなくな
り、新たに増刷する場合には、改訂の必要がある部分については改訂していくことは可能だ
と考えております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 一斉に点検・整備する方針はないというお答えでしたが、ちょっとが
っかりしたところであります、答弁としては。やっぱり義民を大事にして発信していくと、
そういう点では、もう一度、今、少し傷みかけていたりしたりあるいは案内板がなかったり
という、そうしたところに対して点検をしていただいて、しっかりした整備をしていくこと
が村内の村民だけでなく、村外から訪れる方に対しても発信にもなるし、また、受け入れる
側としての責務でもあろうというふうに思うところでありますので、その点についてはぜひ
目を開いて見ていただいて、整備をお願いしたいというふうに思うところです。

先日、道の駅売店入り口の観光案内パンフ置場に置いてあった神仏探しスタンプラリーの
チラシに目を引かれました。一瞬、青木村の催しかと心躍らせたのですが、手に取ってみる
と筑北村のものでした。

民話の地や義民ゆかりの地を巡る青木村スタンプラリーといったようなものを企画できる
のではないのでしょうか。文化財を生かす取組を前向きに検討いただくよう提案申し上げ、以
上3点にわたりました私の一般質問、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） 坂井議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩を取りたいと思えます。

14時30分まで休憩をします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時30分

○議長（松澤正登君） それでは、再開いたします。

◇ 金 井 と も 子 君

○議長（松澤正登君） 続いて、7番、金井とも子議員の登壇をお願いします。

金井議員。

〔7番 金井とも子君 登壇〕

○7番（金井とも子君） 議席番号7番、金井とも子でございます。

私の質問は、道の駅あおきについてです。一括しての質問ですので、御答弁をよろしくお願いたします。

思い返しますと、青木村では、閉店して空き家になっていたパチンコ店を改修して農産物直売所を開設し、平成18年1月には、そこを管理する青木村農産物直売所運営組合が発足しました。そして、平成18年5月には、長野県によって隣接した敷地に道の駅あおきが建設され、併設されました。トイレや駐車場ができたことにより来客も増加し、直売所の運営は順調になり、年々販売額を伸ばし続けました。

その後、道の駅あおきは、平成27年、国土交通省から重点道の駅に選定していただきました。当時、村では、直売所の耐震化対策について検討されておりましたが、これをきっかけに全面改築することとなりました。農産物直売所の改築については、運営組合としても組合からの要望を取り入れていただくよう検討を重ね、提言をし、深く関わってきました。

新しい農産物直売所は、平成29年4月28日に改築グランドオープンを迎えています。また、その前後に味処こまゆみ、惣菜や漬物の加工所、ぷらっとホームなどの完成を見ました。

また、長野県により既存の道の駅の駐車場も新たに整備され、道の駅あおきは全くその姿を変え、立派な道の駅あおきに変貌を遂げました。新装なった道の駅あおきにつきまして、

村長をはじめ村当局、地元県議や国・県に多大な御尽力をいただきましたことに対しましては、深く感謝申し上げます。

平成28年4月1日より、株式会社道の駅あおきが設立されました。そのときの株式出資額は、運営組合470株、青木村250株、組合長17株、取締役及び監査役3株、信州うえだ農業協同組合10株、運営組合理事及び監事13株、合計763株となりました。1株1万円でしたので、資本金763万円で船出しました。

当時、こうした形態は県下でも珍しく、初代林社長の発想の下、運営組合と会社との連携を図り、よりよい組織づくりを目指しておりました。また、村から指定管理者として株式会社道の駅あおきが指定を受け、農産物直売所、味処こまゆみ、ふるさと公園あおき、観光案内など、道の駅あおきのほとんど全ての施設等の運営にこの会社が当たることになりました。

設立当初は、販売額1億5,000万円余くらいあったと思いましたが、特にふるさと納税の返礼品やマツタケなどの販売が大きなウエートを占めていたように思います。新型コロナウイルス感染症で大変な時期も無事乗り越え、その後の6年間で株式会社道の駅あおきは大幅に販売額や集客数を伸ばし、発展をし続けていると思っております。

今年の5月の運営組合総会、会社の株主総会において、株式会社道の駅あおきの運営組合の出資については、公認会計士からの御助言もあり、運営組合の出資株470株は、株式会社道の駅あおきの自社株とすることが承認されました。これにより、村が会社を除いて一番の株主となりましたので、道の駅あおきの運営について質問させていただきます。会社内部に対する質問がありますので、差し支えない範囲で御答弁をお願いいたします。

1番目として、現在の株式会社道の駅あおきの株主等の構成はどのようになっていますでしょうか。

2番目に、会社の機構、組織、社員数、販売実績など、可能な範囲でお教えいただきたいと思います。

3番目に、第6次青木村長期振興計画の策定段階で、各団体からの意見聴取がありました。道の駅からは、道の駅あおきの施設の充実について、駐車場の拡充、足湯やコインランドリー事業の検討、岡石工業団地工場操業開始に向けて営業時間の延長の検討、食品類の販売充実、社員食堂への食材提供、国道143号新トンネル開通に向けてイベントの充実、惣菜部門の充実、インターネット販売の開始、新規出荷者の創出との意見が出ておりました。

道の駅あおきの直売所はじめ味処こまゆみなどの建物等の施設は村の持ち物となっていますが、家主として、また株式会社道の駅あおきの株主として、今後どのように道の駅あおき

に関わっていかれる予定でしょうか。村としての未来への展望、お考えなどをお教えてください。

4番目に、直売所運営組合は、平成18年に運営主体として発足しました。今は経営主体が会社に移ってしまい、約200人を擁する組合は株主ではなくなりました。今後は、今まで直売所の発展のため努力されてきた農産物直売所運営組合の組合員に対してはどのように配慮され、組合員からのもろもろの要望や改良についての意見等についてはどのように対処される予定でしょうか。

5番目に、全国の道の駅については、現地からのレポートなどによりたくさんのテレビ放映があります。それらからいろいろな特徴を持った道の駅がたくさんあることが分かります。テレビでの放映は、記憶に残すのは難しく、印象に残っているのは、温泉が併設されたり足湯があったり、1日過ごすことができる大きな施設などだったりだったと思います。

そこで、インターネットで検索してみました。1つの例を申し上げますと、栃木県益子町の道の駅ましこは、陶芸の里とイチゴで知られる道の駅で、ヘリコプターで空中遊覧も行っています。産直野菜のほか、オリジナルのピクルス、ドレッシングなども豊富で、おしゃれなお土産になるとのことです。ちょっと早起きしてモーニング、朝メニューでは、薄羽養鶏場の新鮮卵で卵かけ御飯が410円で食べられます。ランチは、野菜たっぷりのメニューが自慢で、日替わりの定食もボリュームがありつつヘルシーで、美意識の高い女子にぴったりとのことで、今で言うインスタ映えするのではないのかと思っております。季節ごとにメニューは変更されるようですし、インフォメーション機能を備えた「ましこのコンシェルジュ」には100点以上の益子の作家作品が並ぶ圧巻の展示棚も設置されているとのことが特徴となっているようです。

もう一つの例では、群馬県川場村の道の駅、川場田園プラザは、私も視察したことがありますが、当時、全国売上げ一番の道の駅で、今でも満足度の高い道の駅として、2年連続全国ナンバーワンに選出されています。地ビール工場があってそこで食事ができたり、ブルーベリー公園では無料で摘み取り体験などができますし、また、電動キックボードや電動自転車のレンタルもできるとのことです。1日過ごせる道の駅として、家族連れなど大勢の利用があります。

全国に道の駅は1,200以上あり、それぞれが頑張って特徴を出したり、イベントを工夫したり、集客に頑張っています。また、上田市に近々新しい道の駅ができるとの話もあるようです。

さて、順調だと思われる株式会社道の駅あおきの運営、経営ですが、今後はどのように販売額や集客を伸ばしていられるか、戦略等がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

6番目に、土日祝日には来客数も多く、昼食時には混雑して駐車場がなく、一回りして出ていってしまう車も見かけられます。特にイベント等が計画されておりますと一層顕著となります。駐車場不足などの問題など、課題や懸念されることなどがありましたらお聞かせください。

さらに、道の駅の発展のため、村当局や会社の職員に視野を広げていただくために、先進地、先進施設についての研修や視察が必要と思います。コロナ禍の中では無理があったかもしれませんが、どのようなことを実践されてきましたでしょうか。今後の予定などがありましたら、含めてお答えいただきたいと思います。

7番目に、道の駅の指定管理になっている農産加工所みかえりの郷について、パン、ビンカン、ソース、おやきの各グループや道の駅直轄のみかえり漬けの梅漬けグループは、高齢化等にもかかわらず頑張っており道の駅に出荷しています。高齢者の仕事創出、生きがい等に重要な役目を果たしています。開設から10年以上が経過し、ボイラーの配管のさびなど施設設備も不具合のところが出てきています。指定管理者の道の駅には、都度申し入れ、大変迅速に対処いただいております。ただ、工事を伴うものは予算もかかるため、すぐには無理のようですので承知しておりますが、今後もよろしく願いしたいと思います。

ビンカンのコンバラについては、道の駅でソフトクリーム、アオキノコちゃん焼きなどに採用いただき、好評をいただいているところです。ただ、コンバラの原材料の不足があり、ここ当面は間に合っておりますが、今後の懸念されます。栽培の促進についてのお考えをお聞きしたいと思います。

8番目に、ふるさと公園あおきは、防災機能を備えた施設となっております。建設当時から年数も経て、どのような設備を備えているのか知らない住民の方も増えています。具体的にはどのような施設、設備なのか、御説明をいただきたいと思います。また、住民への周知についても御配慮をお願いしたいと思います。また、設備の確認、点検等は行われているのでしょうか、併せて御質問します。

9番目に、災害時の緊急時の給水について、道の駅こまゆみ食堂の裏に緊急用の井戸があるようですが、他の自治体では、地下に貯水タンクを設置して緊急時に対応を図ることとしているところがあるようです。ふだんは通常の水道として配水していますが、緊急時にはこれを利用して、給水車に貯水して配布を実施する予定としているようです。村でもふるさと

公園にそのような設備を設置して、ここから飲料水を確保されることとしたらいかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

以上9つの質問について、御答弁よろしくお願いたします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 金井議員から道の駅に関して御質問をいただいております。私からは、3の道の駅あおきの将来展望について答弁をさせていただきます。

金井議員には、加工場の責任者として長く関係していただいております、ありがとうございます。また、株式会社道の駅、そして生産物の組合等でもいろいろ御協力いただいておりますことを感謝申し上げます。

道の駅は、御案内のとおり全国で1,200を今、超える数となりました。もともとはドライバーの休憩施設、そして道路情報の提供を目的として設置されました。その後、地域の情報発信でありますとか、地域の連携の機能を兼ね備えた道の駅ということになりました。今や全国各地で市民権を得て、地域経済の誘引やにぎわいの創出の中心となっております。

道の駅あおきは、県内でも代表的な道の駅となっております、お客さんや関係の皆さんから好評をいただいております。特に県内の自治体等が県庁に道の駅の勉強に行った際には、必ずといっていいほど、ほとんど青木村の道の駅あおきを視察したらというふうに紹介され、たくさんの方が見学、視察に来られております。

道の駅の機能につきましては、1として農産物や6次加工品の販売、2として観光や移住の相談や紹介の窓口、3として青木村の情報発信の基地、4として観光客やドライバーの休憩所、5としてぷらっとホームを活用した村民の皆さんのたまり場、6として市庭でのイベント広場機能、7として防災機能、8として雇用の確保など、青木村の中心地にあつて多機能な施設として、今、存在しております。行政といたしましても、関係の皆さんの協力あるいは支援をいただきまして、一緒に汗を流してまいりたいというふうに思っております。

御質問の未来への展望についてでありますけれども、御案内のとおり、近接をいたしまして竹内製作所が創業を開始をいたしましたし、もう少し時間がかかるかと思っておりますけれども、国道143号青木バイパスの開通も少し見えるところまで来ました。こういった青木村の道の駅を取り巻く環境も、大きく活性化に向けて動き出しておりますので、今後もこういった潮流の中で、青木村の活性化の中心地として、加工所の皆さんとともに取り組んで高度化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

〔商工観光移住課長 小林利行君 登壇〕

○商工観光移住課長（小林利行君） それでは、私のほうからは、1番、2番、4番、5番、6番についてお答えをいたします。

まず、1番目の株主の構成につきまして、株式会社道の駅あおきの株主の構成は、本年8月末現在、763株中、青木村250株、32.8%、株式会社道の駅あおき476株、62.4%、J A 10株、1.3%、個人株主の方が27株、3.5%となっております。

②番目の御質問、会社の実績についてですが、株式会社道の駅あおきは、本年8月末現在、44名の方の雇用をいただいております。うち4名の方が正社員と伺っております。令和4年度の決算になりますが、売上げ、青木農産物直売所2億6,500万余、味処こまゆみ6,600万余、戀渡屋1,000万余、いずれも前年度対比103.8%から120.5%の増となっております。

来客者数もそれぞれ伸びておりますが、農産物直売所におきましては12万人の方、味処こまゆみでは6万1,000人の方、戀渡屋は3万4,000人の方が御来場いただいております。

④番目の御質問いただきました直売所運営組合からの意見の反映についてですけれども、組合員の皆様には本当に直売所の運営に御理解と御協力をいただきまして、日々新鮮な野菜、取りたての果実、山菜の品ぞろえをいただいております。これにつきましては、道の駅の一番の魅力でありまして、来客者、集客の向上にもつながっており、感謝申し上げるところでございます。

道の駅あおきの中で、組合員の皆様からの要望、意見につきましては、運営組合での各部会、道の駅あおきでの役員会、取締役会を通して伺っており、村としても財源確保の課題はありますけれども、速やかに対応をしていくところでございます。

5番目に御質問いただきました道の駅あおきの戦略についてでございます。重複するところがございますけれども、全国では道の駅は、令和5年8月4日現在1,209の駅が登録されております。北海道、岐阜県に次いで、長野県は全国で3番目に多い53の駅を有しております。うち上田小県地域は7駅、7つの駅が登録されております。

道の駅は、観光地であり目的地であるということは、もう皆さんの認識の中でございますが、上田地域観光協議会にとっても、ソフトクリームを軸にしたスタンプラリーをここ数年行っており、この地域の観光の周遊を図っているところです。当村では、道の駅あおきを登録しているところでございます。

議員おっしゃられるとおり、議員の御紹介された道の駅は人気のある道の駅ということで私も認識しておりますが、見習うところも多くございます。特に食、御当地ならではの食べ物は必要な要素であり、タチアカネそばやコンパラソフトは当駅の人気商品であります。また、これからのマツタケは、行列のできないパチンコ屋から行列のできる道の駅になった大きな魅力的な要素だというふうに認識しております。

一方で、スーパーの少ない当村において、この道の駅農産物直売所は、買物弱者へのフォロー、対策といった要素も含めております。ですから、直売といたしますか、他県からの出荷物も多くあるのが現実でございます。そのあたりと、また出前が現在も人気のように、地域のニーズ、消費者のニーズに応えていきたいというふうに考えております。議員御提案のとおり、インターネットを介した情報の発信に努めていく必要があるというふうに認識しております。

6番目の駐車場の不足について御説明いたします。

駐車場不足につきましては、ふるさと公園あおきドッグラン東側に増設をいたしました。イベント時においては、誘導員を配置するなど、駐車場への誘導、確保を行っているところです。また、産業祭などの大きなイベント開催時には、隣接する企業から駐車場をお借りして対応しているところです。

職員の研修につきましては、県の農業改良普及センターから講師を派遣していただいて、このコロナ禍、定期的な研修を行ってきました。道の駅のスタッフの皆さんには、接客、販売、加工、調理、清掃、観光案内と多岐にわたり業務を行っていただいております。いずれも村のイメージに直結しておりますので、今後も研修を重ねて、日々の業務から村のイメージアップにつながることを心がけていただきたいと思いますというふうに思っております。コロナ禍の制限が解消されましたので、先進地視察も含め、研修の検討をしていただきたいと思いますというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

〔建設農林課長 稲垣和美君 登壇〕

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、私からは、7番目のコンパラの原材料の栽培の促進についてのお考えということに対して答弁をさせていただきます。

議員御存じのとおりでございますけれども、コンパラ原材料の確保につきましては、これまで村のほうで冷凍保管しておりましたコンパラを、毎年加工組合さんからの求めに応じて

お売渡しをしてまいりました。おかげさまで本年5月末をもって村の在庫は全てはけて、加工組合さんのほうにお売渡しをしたところでございます。

さらに、これまで村のほうで取り扱っておりました入田沢地区の原池地籍で一農家さんが栽培されておりますコンパラにつきましても、加工組合さんのほうへおつなぎをする中で、直接購入をいただいているところでございます。

また、夫神地区の圃場におきましては、加工組合さん自らがコンパラを育て、直接収穫する方法により調達されているというふうに認識をしております。令和3年2月には、夫神地区の今のコンパラ圃場におきまして、県の技術指導員さんをお招きをして剪定講習会を行うなど、収量増の取組を後押しをしてまいりました。

今後も収量の増加を図っていただき、安定的にコンパネの原材料を確保していただくため、栽培や剪定の講習会を開催する催しを後押ししたり、また、苗木の補植をするための村の補助金の交付などを通じまして、加工組合さんの取組を継続して支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 奈良本防災危機管理監。

〔会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監 奈良本安秀君 登壇〕

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、私のほうから8番と9番についてお答えをさせていただきます。

まず、8番のふるさと公園あおきの防災機能、設備についてでございますが、ふるさと公園あおきの防災機能につきましては、まず、ヘリポートが1か所、それからマンホールトイレが5基、マンホールトイレというのは、災害時にマンホールの蓋を開けて便器を設置して、テントシートで囲って使用する、こういったトイレが5基、それからかまどベンチが4基、これは、平常時は憩いのベンチとして使用されていて、災害時にはそれを外してかまどとして炊き出し可能にするもの、これが4基ございます。

続いて、災害時にはシェルターとなるパーゴラというものが3基ございます。そのパーゴラ、あずまやに似たようなものなんですけれども、これをシートで囲うことによりまして、一時的に避難所として雨風をしのぐスペースになるというものが3基ございます。それから防火貯水槽が1基、それから無線のWi-Fiが整備されております。こういったものが機能として備えられております。

幸いにして、公園整備された後、大きな災害等がございませんので、実際に使用する機会

というのは今のところございませんけれども、防火貯水槽などは、林野火災があった折には、ヘリによる消火用に使用されており、その有効性というものは発揮されております。

平成27年にふるさと公園が完成した翌年の平成28年の総合防災訓練では、その公園において、消防団を中心にですが、ただいま申し上げた設備の設置研修等も行っております。

設備の確認、点検におきましては、災害時のシェルターとなる一部の遊具につきましては、法定点検を行っておりますし、他の設備につきましても、目視による点検等を行っております。道の駅の防災に関する諸機能と有機的にこれからも活用をしております。

また、住民の周知につきましても、定期的に広報等を通じまして周知を図っていきたいと思っております。

続いて、9番の地下に貯水タンクを設置して緊急時に給水車に貯水し配布する設備の設置についてでございますけれども、現在公園にあります防火貯水槽は、他の自治体にある議員さん御指摘の貯水タンクとは構造的に違うものでございまして、緊急時にすぐにその水を飲料水として利用できるというものではございませんが、実際その貯水槽には水道水を使って貯水しておりますので、既に村にございます水の浄化器等を活用して飲料水にした後に、給水車に貯水して配布するという事は可能であります。したがって、現在あります貯水槽でもそのような機能を発揮することができる施設であるというふうに位置づけております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 金井議員。

○7番（金井とも子君） 御答弁ありがとうございました。

道の駅あおきについては、村の中心的役割を果たしていただいております、今後も大変期待しているところでございます。

経営されていくことは、夜も眠れなくなるようなときもあるのではないかとと思われるような、厳しく困難が伴うことと思います。社長をはじめ社員の皆様、また村長、村当局の皆様には、大変な御労苦をおかけしております。

しかし、道の駅の社長は明るく、社員の皆様もしっかり職務を果たしていただいております、道の駅あおきは、働く人、出荷している人、お客様にとって、楽しくくつろげる場所になっていると思います。今後も関係の皆様には、真摯の中にも楽しく仕事をしていただき、気持ちを一つにして、道の駅あおきのますますの発展に御尽力をいただきたいと思います。

道の駅全体のことについては、多岐にわたるため、大変まとまらない質問となりましたが、

これで私の質問を終わります。

○議長（松澤正登君） 金井議員の一般質問は終了しました。

◇ 宮 入 隆 通 君

○議長（松澤正登君） 続いて、4番、宮入隆通議員の登壇を願います。

宮入議員。

〔4番 宮入隆通君 登壇〕

○4番（宮入隆通君） 議席番号4番、宮入隆通です。

さきに通告しました1点、ネーミングライツ導入について質問いたしますので、御答弁のほどよろしく願いいたします。

自治体における活動におきまして、考えなければならない大きな問題の一つは、財政をどうするのかということだろうと思います。あらゆることは、限られた財源の中で考えるので、あるときは諦めなければならないことも多くあるでしょう。村民からの要望に対して、やりたいのだけれどもそれに合った制度がないからちょっと諦めるとか、もしくは後にするというのではなく、その要望に対してそういったことをやるために財源を自らつくっていくという考えが、これからは必要なのではないのでしょうか。

以前、五島慶太未来創造館のことで、クラウドファンディングが行われました。結果はともかくとして、村としてチャレンジしてみるという姿勢が重要だと思っています。

ちなみに、現在のクラウドファンディングは、同じテーマで1回だけのものではなくて、連続性のあるものや、何か少しずつ改良していくたびに行っていくなど、テーマは同じでも、繰り返し行うことで成果を上げていくという方法もあります。以前1回行ったことで、クラウドファンディングのノウハウもあることなので、それを生かして、願わくばいろいろ続けていってほしいなと思っています。

さて、青木村には様々な公共施設があります。ここ役場の庁舎をはじめとして、運動公園や体育館、プール、武道館などのスポーツ施設、文化会館、五島慶太未来創造館、図書館、郷土美術館、昆虫資料館などの文化施設、道の駅やふるさと公園、横手キャンプ場など観光施設の他、温泉施設など様々な施設があります。

そして、御存じのとおり、この多くの施設で老朽化が進んできているのは、見た感じでも

分かります。スポーツ施設や文化施設という性格から、単体で収支を見るものではないわけですが、より多くの村民の方や観光客の皆さんに利用してもらうことが一番であります。こういった施設をどうやって維持していくのかが問題だと考えています。今回、竹内製作所さんから多額の寄附を頂けたことは、今後の公共施設維持のための大きな力となります。

先ほど、同僚議員からも質問がありましたネーミングライツ導入について伺いたいわけですが、その前に、公共施設を維持していくために、こういったところにお金を使っていくのか、そのお金の使い方の考え方について伺いたいと思います。お願いします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 冒頭、財源の話がありました。私も一番ここが村政を担当させていただきまして悩んでいるところでございます。予算の時期だけではなくて、本当に四六時中、365日、この課題が頭の中を駆け巡っているといいたいでしょうか、常にあるわけであります。

最近、北海道とか長崎で核のごみを受け入れる文献調査を受け入れるという自治体も出てまいりました。是非はともかくとして、そこまで追い込まれているんだな、大変だなというふうに思います。いろいろほかにもこういった考え方をする首長がおられるかと思えますけれども、こんなことにならないように、青木村の財政運営をしっかりとやっていかなければならないというふうに思っております。本当に竹内製作所さんから多額の御寄附を頂いたというのは、大変ありがたいことだというふうに思っております。

1点目の御質問の公共施設の維持についてでございますけれども、体育館やグラウンドの維持について、基本的には良好である現状を維持していくというのが一次的だというふうに思っております。御質問の中にもございましたように、村内にはスポーツ施設、文化施設など、他の同規模の町村と比べても誇るべき数多くの公共施設をそして設置、運営しているわけでございます。施設の維持管理をするには多額の費用を要することから、毎年予算編成時には、正直言って頭の痛いところでございます。

私は、これらの施設を村民の皆さんに回数をより多く使用していただきたいというふうに思っております。これをたくさん使っていただくことで、投資した効果、いわゆる費用対効果が出てくるんだというふうに思います。

公共施設の建物の中には、その建物だけではなくて、給排水でありますとか電気など、多額の予算を伴うものもあるわけでございますので、長寿命化計画を立てて、道路も含めて、橋梁も含めてですけれども、そういった計画を立てて優先順位を決めまして、計画的に改修を行う、その結果長寿命化になり、財源も少し節約できるというようなことを考えておりま

す。

それからもう一つは、利用者の利用状況とか使い勝手、そういったものをお聞きして予算づけをし、財政的なことを基本としております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） その考え方を伺いましたけれども、優先順位をつけてやはりやっていく必要があるわけなんですけれども、今回ネーミングライツについて伺いたいわけなんですけれども、あらゆる自治体で全国的に採用されているわけなんですけれども、先ほど総務課長の御答弁にもありましたとおり、トイレから、あとは歩道橋とか、沖縄のほうでは何かフリーWi-Fi自体にネーミングライツとして名前がつけられていたり、イベント名とかです、そういったもの、各自治体の特色を生かした方法で導入されています。

何とかして財源を確保したいという気持ちが伝わってくるわけなんですけれども、先ほど御答弁もありましたので、青木村ではネーミングライツは今まで検討してきていないということでしたけれども、ちょっと再度の質問となりますが、今後またそういったことを検討するという考えはあるのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） ちょっと趣旨は違うかもしれないんですけれども、やっぱり一般の企業の方に御協力いただいて、例えば電柱の交通安全の巻き看板といいますか、ああいうのに企業さんから協賛していただいて、その維持をしているというようなものも、過去にはやった事例はありますけれども、ネーミングライツについては、話題にはなったことはございますけれども、これまで具体的に導入を検討してきたことはございませんでした。

しかしながら、今、議員の御質問にもありますように、様々な、トイレ等もはじめとして、様々なことにこの制度が、仕組みが使われているというようなこともお聞きしているところでございます。

また一方で、住民からの反対によって一度決まったものが撤回されてしまった例ですとか、企業側に不祥事が発覚して解除された例、またネーミングが施設のイメージと合わないとか、知名度の向上につながらないとか、失敗な事例もあるというふうに承知をしています。

全くこれから検討しないかというわけではないんですけれども、今後の状況によりまして、企業、村、双方にとって、また地域の皆さんにとってもメリットがあるなど、総合的に判断する中で、慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） ぜひ検討していただきたいんですけども、ネーミングライツの中でも提案型ネーミングライツというものがございます。こうやって実際ネーミングライツを行うとした場合に、じゃ村としては企業に対してどのようにアプローチしたらよいかとか、いろいろ考え込んでしまうかもしれません。企業誘致の際に、地元に基づくためのプログラムとして組み込んでもよいのではないかと考えています。

提案型ネーミングライツとは、どの施設に名前をつけるかということは、スポンサー側に決めてもらうという方法があります。名古屋市などでは、いつでも好きな施設に愛称をつけられるものとして募集しています。このような提案型のネーミングライツというものも検討する予定というものはないでしょうか。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 提案型ネーミングライツにつきましては、今御質問のとおり、民間事業者からの提案によって社名や商品名などを付した愛称をつけられる制度ということで、最終的には住民の意見を聞いて決定するというようなふうに理解しております。こちらのほうが、確かに今おっしゃられたとおり、取り組みやすいのかなという感じも受けておるところでございます。

また、今後そういった企業さんが出てこられれば、本当にありがたいお話であるなというふうに感じておりますので、具体的な御提案があれば、ぜひ検討してまいりたいなというふうに考えております。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） ぜひまた検討していただきたいんですけども、こういった単なる企業の宣伝のためではなくて、青木村の企業であったり、青木村に関係のある団体、企業、そういった人たちが、地元への社会貢献としてネーミングライツを導入してほしいと考えていますけれども、そういうネーミングライツを導入していくための課題としたら、どういったものがあるでしょうか。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） この制度を実施する上では、条例なり、また要綱なりを整理して取り組むことが必要になるかなというふうに思っております。

先ほど来にも申し上げていますが、本村が管理するいずれも小規模な施設で、企業が投資効果を見だして御応募いただけるか、ここも一つの課題でありますし、また、中でもどの

施設を対象としていくのか、契約の金額は幾らにするのか、その金額は果たして妥当性がどうなのかとか、何よりも村民や利用者に理解をしていただけるか、また公平性をどうやって保っていくかというようなことが課題かなというふうに考えております。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今、社会貢献というお話がございましたけれども、そのところで答弁をさせていただきたいんですけれども、図書館にここ4年、5年になりますでしょうか、村内企業2つの企業から毎年6万円ずつ頂いております。この6万円で大した額ではないかという考えもあるかもしれませんが、実は、なかなか雑誌なんか、いろいろ村民の皆さんから御要望いただいた中で、買いにくいんですよ、雑誌って。ところが、その6万円あると結構、そんなに1冊、あるいは1年間、高いものではないんで、たくさんの御要望に対応できてよかったなというふうに思っております。

それも、当初のカバーにその企業名をかして、ずっとそれは掲示してありますので、そういう意味で社会貢献ということで、ちょっと形は違いますけれども、一つの例というふうに、既にやっているということも御理解いただきたいと思います。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） まさに今おっしゃった図書館の雑誌なんかは、ネーミングライツと言ってもいいぐらいな感じで、図書館というか、村民の方も雑誌の中で農業雑誌とか買いたいたいんですけども、ちょっと買うには高くてなかなか買えないとか、結構興味は持っているんですけども、なかなか手に入れづらいというものが実はあそこにはあったりとかして、非常にすばらしい仕組みだと私自身も感じています。そういったことで、企業側のことと利用者側のニーズと図書館の実際の運営のやり方と、全て何かうまく合っている仕組みだと私自身も思います。

私自身も、今ネーミングライツの話をしてはいますけれども、結局は村民の人たちが、先ほど村長がおっしゃったように、いかに使ってもらったりとかするのか、ネーミングライツをすることで何かお客さんがまた呼べるような仕組みができるとか、そういった形の何か、単なるお金を頂いてとか、宣伝のためとかではなくて、何かそういう企業の方たちとも良好な関係を築きながら、村民の人たちが何かそんなような施設を使っていくという、そういった施設をぜひ目指していただきたいと思います。

そういった施設維持のための財源の確保ということで、私自身、今回ネーミングライツのお話をさせていただいたんですけれども、そういった施設維持の財源確保としての将来的な

考え方は、どのような考えを持っているのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 前の御質問とも重なりますけれども、額は、さっき3万円の例を出しましたけれども、100万円とか200万円とかということではなくて、社会貢献をしていただくということで、額は、例えば数万円からでもいいんじゃないかというふうに思います。ただ、それが村民の方に、名前をそこまで出してこんな程度かと言われたいようなことも、合意形成をする必要があるかと思えますけれども、額は少なくとも、そういったことをもうしていくことも考えたいなというふうには思っております。

行政全体のまず財源確保について御答弁させていただきたいんですけれども、何回も申し上げますように、企業誘致などによりまして自主財源の確保を図るのは、大変これから自由裁量のある行政をするためには必要であります。加えて、ひもつきといいましょうか、限定された事業になりますけれども、国・県の交付金とか補助金も必要、ありがたいことで、特に民間から御寄附を頂くということは、財源確保の中でもしつかり今までもやってきましたし、ありがたいことでありますので、今後も続けたいというふうに思っております。

御質問の文化施設、スポーツ施設などにつきましても、基本的にはただいま申し上げましたようなことと同じでありますけれども、一般的には、財源の確保の一般的な考え方とすれば、利用料、使用料などの受益者負担などをしながら、併せて民間委託でありますとか施設等の長寿命化、民間施設の活用、資金の活用、それから発注や委託のロットの拡大、長期契約、細やかな施設の点検、担当職員の研修、指定管理、近隣市町村との一括発注、こういったような工夫をしながら、限られた財源の有効利用を図ってまいりたいと考えております。

これからの青木村にふさわしい、そして、いろいろ時代とともに変わってくると思えますが、そういう方法も加味して考えてまいりたいと思えます。

利用料、使用料の額につきましては、その施設が教育的なものなのか、福祉的なものなのか、そういう面からも違ってまいりますし、そういった配慮も必要になってくるというふうに思っております。

いずれにいたしましても、御質問いただきましたネーミングライツやクラウドファンディングなどを参考、活用しながら、ただいま申し上げました方法を加味して財源確保しながら、適切に施設の管理運営をしてまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） やはり施設維持をしていくために大きなお金が必要なことなので、もちろんネーミングライツだけで何か賄えるものでもないでしょうけれども、そういったことで少しでも村民の方に親しみを持ってもらったり、利用してもらおうということを考えながら、財源確保もできる一つの策だとは思いますが、ぜひ積極的に検討していただけたらと思います。

私からの質問は以上です。

○議長（松澤正登君） 宮入議員の一般質問は終了いたしました。

通告のありました7人の議員の質問は、これで全て終了しました。

◎総括質疑

○議長（松澤正登君） 引き続き、会議を進めたいと思います。

これより、令和4年度一般会計及び特別会計、企業会計の決算についての総括質疑を行います。

質疑のある方。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） なしの声がありましたから、以上で総括質疑を終了いたします。

◎委員会付託

○議長（松澤正登君） 続いて、委員会付託を行います。

本会議に上程されました議案第1号から議案第7号までと陳情第1号を常任委員会に付託したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 異議なしの声がありましたので、それでは、委員会付託の案件について、事務局より資料を配付いたします。

〔事務局資料配付〕

○議長（松澤正登君） それでは、片田事務局長より内容について説明を申し上げます。

○議会議務局長（片田幸男君） それでは、令和5年第3回定例会議案等委員会付託明細について御説明申し上げます。

委員会に付託する案件につきましては、議案第1号から議案第7号、陳情第1号について、それぞれの委員会へ付託をいたします。

以下の報告2件と議案第8号から11号につきましては、最終日の本会議で御審議をお願いいたします。

初めに、議案第1号 令和4年度青木村一般会計決算の認定につきましては、次のページをお願いいたします。

歳入につきましては、2ページ目と3ページ目でございます。該当するページにつきましては、左側に記載してございます12ページから35ページまでとなりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、歳出につきましては、最後のページを御覧ください。該当するページにつきましては、左側に36ページから113ページまでとなります。

また、特別会計、企業会計につきましては、その下段の表のとおりとなります。

なお、付託の委員会名につきましては、右端の欄にそれぞれ記載がございますので、そちらの委員会をお願いをいたします。

最初のページにお戻りいただきまして、議案第2号と第4号、5号、それから陳情第1号につきましては、社会文教委員会をお願いいたします。議案第3号と議案第6号、7号につきましては、総務建設産業委員会で御審議をお願いいたします。

以上、委員会付託明細について御説明いたしました。

○議長（松澤正登君） 何か御不明な点がございましたら。ありませんか。

〔発言する声なし〕

◎散会の宣告

○議長（松澤正登君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

散会 午後 3時27分

令和 5 年 9 月 1 9 日（火曜日）

（第 3 号）

令和5年第3回青木村議会定例会会議録

議事日程（第3号）

令和5年9月19日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議事日程の報告
- 日程第 2 委員長審査報告
- 日程第 3 報告第 1号 健全化判断比率について
- 日程第 4 報告第 2号 資金不足比率について
- 日程第 5 議案第 1号 令和4年度青木村一般会計決算の認定について
- 日程第 6 議案第 2号 令和4年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第 3号 令和4年度青木村別荘事業特別会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 4号 令和4年度青木村介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第 5号 令和4年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第10 議案第 6号 令和4年度青木村簡易水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第 7号 令和4年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第 8号 青木村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第 9号 青木村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 教育委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第11号 令和5年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第16 陳情第 1号 「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情書について

出席議員（10名）

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 松本淳英君 | 2番 | 塩澤敏樹君 |
| 3番 | 平林幸一君 | 4番 | 宮入隆通君 |
| 5番 | 坂井弘君 | 6番 | 松澤正登君 |

7番 金井とも子君

8番 宮下壽章君

9番 杓掛計三君

10番 居鶴貞美君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------------------|--------|---------------------------------------|--------|
| 村長 | 北村政夫君 | 教育長 | 杓掛英明君 |
| 参事兼 総務企画課長 | 片田幸男君 | 商工観光 移住課長 | 小林利行君 |
| 住民福祉課長 | 小根沢義行君 | 会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管理 | 奈良本安秀君 |
| 建設農林課長 | 稲垣和美君 | 教育次長兼 公民館長 | 宮下剛男君 |
| 保育園長 | 成沢亮子君 | 住民福祉課 課長補佐兼 地域包括支 援センター 長 | 高柳則男君 |
| 建設農林課 課長補佐兼 農業振興係長 | 上原博信君 | 建設農林課 課長補佐兼 建設防 災危機 管理 | 小林義昌君 |
| 税務会計課 資産税係長 | 上原加代君 | 建設農林課 課長補佐兼 上下水道係 長 | 横沢幸哉君 |
| 総務企画課 課長補佐兼 事業推進室長 | 塩澤和宏君 | 総務企画課 企画財政係 長 | 金井大介君 |
| 住民福祉課 課長補佐兼 保健衛生係長 | 早乙女 敦君 | 住民福祉課 課長補佐兼 住民福祉係 長 | 依田哲也君 |
| 税務会計課 住民税係長 | 増田憲寛君 | 商工観光 移住課長 商工移 住係 | 宮澤俊博君 |
| 総務企画課 課長補佐兼 総務係長 | 小林宏記君 | | |

事務局職員出席者

事務局長 片田幸男 事務局員 小林宏記

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（松澤正登君） それでは、定刻になりましたので、本日の会議を開会いたします。

◎議事日程の報告

○議長（松澤正登君） 本日の日程は、委員会付託についての委員長報告をいただいた後、報告第1号から第2号、議案第1号から陳情第1号までを議題とし、質疑、討論、採決の順で行います。

なお、報告第1号及び第2号の討論、採決はありませんので御承知をお願いいたします。

◎委員長審査報告

○議長（松澤正登君） それでは、ここで各委員長より委員会審議の内容について報告をお願いいたします。

最初に、総務建設産業委員会における質疑内容等について委員長より報告を願います。

宮入総務建設産業委員長。

宮入委員長。

○総務建設産業委員長（宮入隆通君） それでは、さきに行われました総務建設産業委員会関係分の委員会審査報告をさせていただきます。

令和5年9月19日、青木村村議会議長、松澤正登殿。総務建設産業委員長、宮入隆通。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件につき、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第74条の規定により報告します。

議案第1号 令和4年度青木村一般会計決算の認定について、総務建設産業委員会関係分について報告します。

歳入については、固定資産税、法人住民税の今後の見込みと動向、相続登記義務化に向け

ての対応などについて、質疑並びに意見が出されました。

歳出においては、総務企画課、税務会計課関係では財政諸表の数値、地域おこし協力隊の状況と今後の採用予定、千曲バス青木線の運行状況、村基金の運用状況について質疑が出されました。

また、建設農林課、商工観光移住課関係では、有害鳥獣駆除の状況、成果と駆除実施者の確保、ラジコン草刈り機の有効活用策、多面的機能支払交付金事業の返還金や事務委託に対する村の考え方、畜産農家の現状、堆肥活用事業の活用状況や飼料高騰への対応、松くい虫被害拡大の要因や対策について、杳掛温泉の経営状況や支援への村の考え方、村営住宅の更新、長寿命化計画の内容、移住定住の状況、村単土木工事の内容や繰越し事業の状況と精算の見込みなどについて、多岐にわたり質疑がなされました。

反対の議論なく、賛成討論では、令和4年度では青木村第6次長期振興計画のスタートの年度であり、新型コロナウイルス感染症の取組も3年目を迎え、先が予測できない状況であり、規律ある財政運営が求められており、地方創生臨時交付金の活用をしてコロナ対策、村の特産タチアカネに対する補助金、柿ノ木水路の改修や村道の改良など、村が抱える課題に対して適切に対応したことは評価でき、今後も継続事業、新規事業とも地域の要望を取り入れる中で事業展開を望むとの賛成討論があり、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定しました。

議案第3号 令和4年度青木村別荘事業特別会計決算の認定について。

質疑、討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定しました。

議案第6号 令和4年度青木村簡易水道事業会計決算の認定について。

公営企業会計移行に伴う特別損失の内容や水道広域化、水道料金見直しに対する村の考え方などについての質疑があり、討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定しました。

議案第7号 令和4年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定について。

質疑、討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定しました。

以上、総務建設産業委員会審査報告を終わります。

○議長（松澤正登君） 続いて、社会文教委員会について委員長より報告を願います。

坂井社会文教委員長。

○社会文教委員長（坂井 弘君） それでは、社会文教委員会に付託されました5つの案件について9月12日に審議いたしましたので、審査結果を報告させていただきます。

最初に、議案第1号 令和4年度青木村一般会計決算の認定について、社会文教委員会関係部分について報告いたします。

質疑応答では、教育委員会関係について、保育料及び保育料還付金の内容、コロナ禍における登園自粛措置の実情、小・中学校ALTの効果と現在の英語力、小学校下水工事の現状と効果、社会教育委員の活動と公民館費における報償費補助金の内容、埋蔵文化財の整備状況、図書館の購入図書選択の観点並びに利用状況、体育館と村内施設のLED化工事の進捗状況について。

また、住民福祉課関係について、戸籍住民基本台帳費委託料、使用料及び賃借料の内容、マイナンバーカードの交付状況や健康保険証一体化に関する状況、コンビニ交付における各証明書の発行状況、老人福祉費における負担金補助及び交付金、保健衛生総務費の負担金の内容、不法投棄の内容と対策、地域猫繁殖制限事業補助の実績と今後の方向性について、それぞれ質疑応答がなされました。

続いて、討論を行い、教育委員会関係については保育所、小・中学校の給食費無料化が継続され、保護者の負担軽減が図られるとともに保育園舎増築、小学校下水道設備工事、中学校でのGIGAスクール構想の充実等、子供の教育環境に配慮し、公共施設照明のLED化による省エネ化も図られていることを評価し、今後とも計画的な改修を進められたいとする要望が出されました。

また、住民福祉課関係について、高齢者保険事業と介護予防が実施され、高齢化社会に向けての対策が効果的に取り組まれている。マイナンバーカードの普及、コンビニでの証明書取得のシステムの構築も図られた。コロナ禍において、感染拡大防止対策並びに村民生活、経済を支えるための取組が適切に講じられ、村民の命と暮らしを守ることに寄与していることを評価するとする賛成討論があり、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第2号 令和4年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定について報告いたします。

質疑応答では、県下における青木村の特定健診受診率の状況、国民健康保険事業費納付金の概要並びに退職分の今後の動向、国保ヘルスアップ事業の内容について質疑応答がなされました。

討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定しました。

続いて、議案第4号 令和4年度青木村介護保険特別会計決算の認定について報告いたし

ます。

質疑応答では、繰越金や基金積立金について、また、任意事業費の委託料における介護予防等事業の内容について質疑応答がなされました。

討論はなく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第5号 令和4年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定について報告いたします。

議案第5号については、質疑討論ともなく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

最後に、陳情第1号 「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情書について報告いたします。

質疑応答では、マイナンバーカードと健康保険証一体化のメリットや信濃毎日新聞社の取材に健康保険証廃止を延期すべきだと回答した村の考え方、健康保険証廃止以降の資格確認書の取扱い、村保健所としての交付方法について質疑がなされました。

討論では、複数の委員からの賛成討論がありました。討論の内容は、高齢者からはマイナンバーカードや暗証番号の管理ができないという声があり、医療施設ではオンライン資格確認システムの運用で不具合が起きたという報告がある。希望する人がマイナンバーカードを取得し、健康保険証として利用することは否定しないが、誰もが必要な医療が受けられる体制を堅持するために、システムの総点検と健康保険証の存続を強く要望する。

また、保険資格の確認等、業務の煩雑化が予想される。一体化するのであれば、マイナンバーカードの普及が十分になされた後にすべきだなどの意見が述べられ、賛成多数にて採択すべきものとするに決定いたしました。

以上、社会文教委員会に付託されました案件についての審議結果を報告いたしました。

○議長（松澤正登君） ありがとうございます。

◎報告第1号の質疑

○議長（松澤正登君） それでは、9月5日の議会開会日にお配りした議事日程に沿って進めてまいります。

報告第1号 健全化判断比率について質疑のみを行います。

質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） なしの声がありましたので、報告第1号 健全化判断比率について質疑を終了いたします。

◎報告第2号の質疑

○議長（松澤正登君） 続いて、報告第2号 資金不足比率について質疑を行います。
質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） なしの声でありますので、報告第2号 資金不足比率についての質疑を終了します。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第1号 令和4年度青木村一般会計決算の認定についてを議題として、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

平林議員。

○3番（平林幸一君） それでは、賛成討論を申し上げます。

令和4年度青木村一般会計決算の認定について賛成の立場から賛成討論を申し上げます。

総務建設委員会、社会文教委員会に付託されました議案について審議をいたしました。令

和4年度決算は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、国全体が未曾有の危機に見舞われ、先の見えない不透明な経済状態の中で、コロナ発生から経過3年目の行財政運営の決算でありました。

青木村は、昨年3月に第6次青木村長期振興計画を策定し、令和4年度はスタートの年となりました。総務建設委員会の審議について、歳入については、村税は4億2,295万円、新型コロナウイルス禍からの持ち直しで、昨年比3.7%増、地方交付税は17億3,715万円、1.5%の減、国の債務残高が増加をしており、厳しい状況にあること、それからコロナ禍からの経済復活とウィズコロナを見据え、今後もおおよそ一層の減が予想されます。

今後は過度に依存することなく、規律ある財政計画を図り、施策を執行していくことが重要と考えます。

歳出について、総務費6億7,212万円では地方創生臨時交付金事業1億6,620万円、選挙費1,466万円など、農林水産費2億465万円では当郷柿ノ木水路改良工事3,759万円、タチアカネ補助334万円など、土木費3億5,169万円では村道当郷国道北3号線及び6号線改良工事4,040万円など、村の抱える課題に対して多岐にわたり最善を尽くし、適正に執行されてきたことを評価いたします。

社会文教委員会の審議については、歳出について民生費7億5,743万円では、住民福祉関係で新しく高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業、次期高齢者福祉計画に向けた日常生活圏域高齢者ニーズの調査がされ、今後の高齢化社会に向けた対策に効果が期待できます。

また、マイナンバーカード交付事務費、証明書コンビニ交付事業費は、住民サービス向上と窓口業務の軽減につながり、今後の飛躍的向上に期待をします。

教育委員会関係では、保・小・中での給食費無料化、コロナ禍における子育て世帯への支援が大いに図られました。また、ICT支援員、スクールカウンセラーの配置、保育園の園舎増築、小学校の下水道設備工事、中学校では給食補助員、専科の職員の増強、また、GIGAスクール構想の充実など、子供たちの教育環境にも配慮をした事業が執行されました。

また、文化会館の空調設備工事、総合体育館照明のLED化、公共施設の快適に使いやすく寿命化が図られました。

以上、現在の地方財政下にあって、令和4年度一般会計決算は継続的な対策と新たな事業が取り組まれており、将来に希望を与え、健全な財政運営がされており、評価することができました。今後も地域や村民の要望に応えるため、限りある財源の効果的な事業展開を望み、

賛成討論といたします。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第1号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

よって、議案第1号 令和4年度青木村一般会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第2号 令和4年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題として、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） ありませんので、質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第2号 令和4年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第3号 令和4年度青木村別荘事業特別会計決算の認定
についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） ありませんので、質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第3号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第3号 令和4年度青木村別荘事業特別会計決算の認定については、原案のとおり可
決、認定いたしました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第4号 令和4年度青木村介護保険特別会計決算の認定
についてを議題として、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第4号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第4号 令和4年度青木村介護保険特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第5号 令和4年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題として、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） それでは、質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第5号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第5号 令和4年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 議案第6号 令和4年度青木村簡易水道事業会計決算の認定についてを議題として、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） ありませんので、これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第6号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第6号 令和4年度青木村簡易水道事業会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第7号 令和4年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定についてを議題として、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第7号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（松澤正登君） 賛成多数。

議案第7号 令和4年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第8号 青木村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題として、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑ありませんので、質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第8号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第8号 青木村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第9号 青木村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題として、質疑に入ります。質疑のある方。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） お願いいたします。

まず、本条例に該当する施設はどこか教えてください。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 青木村においては児童センターが該当します。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 本条例の改正箇所、附則第2項中における平成32年3月31日の部分について、既に3年半が経過をしている今の時点で改正条例が提案された理由は何でしょうか。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） これで説明になるでしょうか。令和5年4月12日、こども家庭庁局長通知により、適用が令和5年4月1日というふうになっていることから、今回の条例改正をお願いするものです。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） この空白のと申しますか、3年半の間に当該施設において研修を修了しない者が事業の職務に従事しているということはなかったでしょうか。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 該当しないというふうに承知しております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） もう一点だけお聞きします。

村が放課後児童健全育成事業者と相談して定める研修計画は策定済みでしょうか、そうではないでしょうか。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） どのような研修を行えばよいかということは村自体が考えるという

よりも、国・県の通知によって研修会が設定されるために、それに該当した職員が研修をするというふうに承知していますが。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） そういった通達めいたものが下りてはくるんだろうとは思いますが、ここの文面だけを読むならば、村が事業者と相談して定めるとあるわけで、研修計画をつくる主体は村というふうに取り取れるんですが、その計画はつくられているのか、いないのかということだけお聞きをしております。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 規則とかという感じで条例みたいなものが、規則が作成されているかどうかについては承知していないんですけども、研修計画は必ず毎年行われますので、それに参加するというふうに、村との約束の中では研修があった場合には参加するという、そういう認識に立っております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 以上しておきますので、また、この点について詳細が分かりましたら後日教えていただければと思います。

以上です。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） それでは、質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第9号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第9号 青木村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 議案第10号 教育委員会委員の任命についてを議題として、提案説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第10号 教育委員会委員の任命についてでございますが、人事案件でございますので、暫時休憩をお願いいたします。

○議長（松澤正登君） ここで暫時休憩をいたします。

議員の皆さんは議員控室へお願いいたします。

休憩 午前 9時34分

再開 午前 9時41分

○議長（松澤正登君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

事務局より資料の配付を願います。

〔資料配付〕

○議長（松澤正登君） 北村村長から説明をお願いします。

○村長（北村政夫君） 議案第10号 教育委員会委員の任命について。

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によって、議会の同意をお願いいたします。

住所、青木村大字田沢164番地、氏名、上原利明さん、生年月日、昭和30年6月12日。

令和5年9月5日提出、青木村長、北村政夫。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（松澤正登君） 本案について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） ありませんので、質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第10号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第10号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第11号 令和5年度青木村一般会計補正予算についてを議題として、質疑に入ります。

質疑のある方。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） お願いします。

13、14ページになります。

6、商工費の1の3の観光費の14、工事請負費ですが、村単事業観光施設改修工事となっており、これについてはさきに大法寺第2駐車場のトイレの改修工事であるという説明を承っております。

現在のトイレがかなり傷んではきていますが、あるわけですが、その利用状況、実態をどのように把握されているか教えてください。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 御説明いたします。

今回、観光費の中で工事請負費、観光施設改修工事ということで660万円、当郷、大法寺下の駐車場のトイレ改修費に計上させていただきました。

こちらのトイレにつきましては、議員御承知のとおり、古くて、昨年冬、凍結等でトイレ

が残念ながら使えない状況にあります。そのことをもって地元の当郷第2組合、また、当郷区長のほうに確認を取りまして、利用状況等を確認したところです。

組合の方はもとより、観光客または宅配業者の方もお使いいただいているということで、地元のほうからも引き続きトイレを持ちたいという希望がありましたので、今回、補正で上げさせていただいたところです。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 観光施設ということで予算が組まれているわけですが、観光のバスが止まることも、実は第1駐車場のほうに観光バスが登ることが多くあり、あそこの第2駐車場で観光客がというのは大変少なくなっている現状かなと思います。

今、お話がありましたように宅配便の業者であるとか、あるいは近隣の施設の利用者であるとか、そういった方たちが多く見受けられるわけですが、戸外で利用できるトイレの施設というのは大変ありがたいというふうに思っておりますし、そういう点では必要なものだというふうに考えるところであります。

その清掃状況なんですけど、現在、クロスロードの皆さんがやってくさっているかと思えますけれども、実は以前は地元の婦人会の組織が行っていた経緯がございます。その際、使用状態が極めて悪いことがあって、清掃に際して感染症の発生も懸念されるような、そんなような状況もあったことがございますが、衛生管理という点では、村はどんなようなお考えでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） こちらのトイレに限らず、トイレの清掃管理については、まずは地元の組合の皆さん、御近所の方の組が多いかと思えますけれども、地元区にお願いしているところです。それに加えて、今は障害者の雇用ということも含めまして、クロスロードにお勤めいただいている皆さんにもお願いしています。

ほかの施設のトイレを見ますと、受益者の方に御協力をいただいて維持管理に努めているところが多いですけれども、例えば消耗品の切れ等は村のほうにも御連絡いただいて、村の職員が飛んでいくことも多いですけれども、まずは地元の自治会の皆さん、加えて障害者雇用の観点からクロスロードの皆さん、プラス村職員というふうな具合で維持管理に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 全面改修というふうにお聞きはしておりますけれども、新しくなるトイレの構造について教えていただけますか。今現在は男性用がなくて共用だったというふうに思いますが、ジェンダーフリーという観点が生かされた構造となっているのかどうか教えてください。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 一番近い施設で言いますと、殿戸の日吉神社のトイレがございまして、男子トイレ、女子トイレ、それぞれ洋式のトイレ、洋式便器が1つずつ、男子トイレにつきましては男子の小便器を1つというふうな具合で考えております。

多目的なトイレというのは考えておりませんで、男女別のトイレということで考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 男女別ということは、女子用が1つで男子用が大と小と1つずつということでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） はい、そのように考えております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 昨今、国会でも男女のトイレ数の不平等が問題になっていることがあるかと思えます。女性用のトイレは男性用の3倍、少なくとも2倍は必要とされているというふうに聞いております。

今、障害者用のトイレもないということですが、使う回数等を考えてそういうふうにならざるを得ないのかなと思う反面で、障害者も使えるといいなということを感じるわけで、そういったジェンダーフリーという観点を生かした構造になればと思い、質問をさせていただきました。

以上です。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 7ページの歳入でいいますと、国庫支出金の災害復旧費国庫負担金、その中の公共土木施設災害復旧費負担金として、青木の森の災害の認定を受けたからと伺っ

ています。この災害の状況のほうをお願いします。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） お答え申し上げます。

こちらにつきましては、6月1日の豪雨によりまして、村道青木の森1号線、青木の森の管理事務所の裏側に位置する村道でございますが、こちらが道路の上段ののり面からの水がアスファルト舗装の下段のほうに浸透したことによりまして、約3分の1から4分の1程度の下流側ののり面のところに水が浸透したことによって、ブロック積み等の崩落等のおそれがあるということから、今回、災害復旧工事として予算計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 速やかにもちろん工事のほうは進めていただきたいんですが、山間部のそういった別荘地特有なというか、ほかの箇所もそういった大雨が降ると道路が陥没するような場所があります。

もう一点、冬場なんですけれども、雨が降った後、凍結をして、朝、移動なざる車がよくスリップして、非常に危険な目に遭っていることを私自身、何度も目にしています。また、夜間とかいらっしゃる方が、スタッドレスタイヤを履いていても凍結のため上に上がれないということで、下の部分の駐車場に止めて、どこの住民の方、別荘地利用者の方か私は存じ上げないんですが、下のところから相当の距離を歩いていかれているということを目にしています。

今回はもちろん災害の復旧が第一ということとはよく分かるんですけれども、今、アスファルトは多分、とてもコストがかかるんだとは思ってますけれども、水が浸透して、表面は雨が降ってもドライなことを保つようなアスファルトがあるかと思います。そういった危険箇所が何か所かございますので、またそういった機会の際にそういった舗装などももし検討していただけたらと思いますので、そういったことを検討できませんでしょうか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 青木の森別荘地につきましては、村道に関しては当課、建設農林課のほうで所管しておりますし、また、別荘そのものについては商工観光移住課で所管しております。

そうした中、通常の施設内の管理につきましては、別荘管理事務所の職員の方に定期的に

巡回をしていただく中で、住民の方、別荘利用者の方からの御意見、御要望等を反映しながら順次進めているところでございます。

今、宮入議員から御指摘のあったいわゆる透水性の高い舗装につきまして、費用的なものもございますが、丁寧に要望を聞きながら、順次、緊急度の高いところから整備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

金井議員。

○7番（金井とも子君） ページでいいますと15、16ページでございます。

道の駅関連施設運営費の中の需用費でございますが、修繕料として、道の駅関連施設修繕料というのが77万4,000円出ておりますけれども、どのような工事か詳しく御説明をお願いできたらと思います。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 御説明申し上げます。

こちらにつきましては、道の駅の中の農産物直売所、こまゆみ、プラットホームを囲む形で、中に市場がございます。多目的広場と言ったらよろしいでしょうか。そちらのほうは雨と年数とともに不陸、段差等がところどころできまして、水たまり等もあるんですけれども、一番は来場される方のつまずき事件、事故等が発生しておりますので、こちらのほうを直したいと。ちなみに場所は5か所ほど発生しているということで、こちらのほうの不陸補正をするための費用を上げさせていただきました。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 金井議員。

○7番（金井とも子君） まだ新しいので、そのような工事が必要になるとは思っていませんけれども、歩いてみますと、れんがみたいなのがずっと埋まっているんですけれども、ところどころ欠けたりしているところもあります。

全般的に見回してみますと、そんなに不便は感じていなかったんですけれども、よくお気づきになって、やっただけということ、大変ありがたいというふうに感じます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） それでは、質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第11号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第11号 令和5年度青木村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎陳情第1号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続きまして、陳情第1号 「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情書についてを議題として、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） 賛成討論を行います。

国は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を進めるため、健康保険証を廃止する法律を制定しました。しかし、無保険者扱いで10割負担を患者に請求した事例、マイナ保険証に他人の情報がひもづけられていた事例、他人の医療情報が閲覧された事例、本人が希望し

ないのにマイナンバーカードに健康保険証が一体化された事例など、様々なトラブルが明らかになっています。

医療情報というプライバシーに密接に関連し、また、命と健康に関する情報をめぐるトラブルでもあり、極めて深刻な事態となっています。国民の不安を払拭するため、一旦立ち止まってシステムを総点検すべきであります。

同時に医療を受ける権利を保障するものとして健康保険証を存続すべきであります。高齢者施設からは、入所者のマイナンバーカードや暗証番号を管理できないという声が上がっています。また、オンライン資格確認システムの運用を開始した医療機関は、義務化対象施設でも約8割にとどまっており、不具合も多く報告されています。

セキュリティを確保した上で、健康保険証とマイナンバーカードを一体化し、希望する人がマイナンバーカードを取得して、健康保険証としても利用すること自体は否定しませんが、国民皆保険の下、誰もが必要なときに必要な医療が受けられる体制を堅持するため、システムの総点検と健康保険証の存続がされるよう強く要望し、本陳情書に賛成の討論をします。

以上です。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

金井議員。

○7番（金井とも子君） 賛成の立場から討論させていただきます。

国は、健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化し、マイナンバーカードを持たない人には資格確認書を交付して対処することと決定しています。しかし、発行は市町村がマイナンバーカードを保険証として使用できない人を特定し、発行することとしています。

市町村の発行手続と手間が大変煩雑、かつ時間を要することと見込まれます。現在の保険証の発行事務は1年ごとの発行で、資格確認もしっかりと確立されています。

このことから、現在の保険証を存続していくことは、新たに増える市町村の事務手続の煩雑や手間を減らすことができることとと思われますので、マイナンバーカードが十分普及した後に健康保険証を廃止することとすることがよいと思われます。

この陳情については、以上により賛成させていただきます。

○議長（松澤正登君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

陳情第1号は原案のとおり採択することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長（松澤正登君） 賛成多数。

陳情第1号 「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情書については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（松澤正登君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松澤正登君） 異議なしと認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年第3回青木村議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時04分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

青木村議会議長

青木村議会議員

青木村議会議員